



文京区文化財年報

令和4（2022）年度

文京区教育委員会





右側面



左斜め前



頭部正面



台座地付き墨書

目 次

口絵・目次・例言

I 組織・予算等

1 組織	1
2 文化財保護審議会	1
3 予算・決算の状況	1

II 事業概要

1 文化財の保護・保存	
(1) 指定文化財の修理概要	2
(2) 文化財普及	3
(3) 文化財指定	4
(4) 子ども考古学教室	5
(5) 文化財講演会	5
(6) 東京文化財ウィーク	5
(7) 古文書等翻刻事業	6
(8) 共催事業	6
2 埋蔵文化財	
(1) 照会件数	7
(2) 立会調査一覧	7
(3) 試掘調査一覧	11
(4) 本格調査一覧	12
(5) 保存処理	12
(6) 調査概要報告	13
・千駄木一丁目11地点（千駄木貝塚）の調査概要報告	13
・本郷四丁目6-4地点（真砂町(真砂)遺跡）の調査概要報告	16
・千駄木三丁目3-3地点（団子坂上遺跡）の調査概要報告	22
・本郷四丁目9-11地点（真砂町(真砂)遺跡）の調査概要報告	29
・本駒込五丁目71-17地点（地番）（上富士前町遺跡）の調査概要報告	36
・大塚一丁目1-5地点（大塚遺跡）の調査概要報告	39
・弥生二丁目10-4地点（本郷台遺跡群）の調査概要報告	43
・千駄木五丁目1-10地点（団子坂上遺跡）の試掘調査概要報告	46
・千駄木五丁目1-10地点（団子坂上遺跡）の調査概要報告	51
・本駒込四丁目16-6地点（駒込神明町貝塚）の調査概要報告	56
(7) 遺跡一覧・遺跡分布図	58

III 文京区内の文化財	62
--------------	----

IV 図書寄贈者一覧	66
------------	----

V 条例・基準・取扱要綱	67
--------------	----

例 言

- ・本書は、令和4年度の文京区教育委員会教育推進部教育総務課文化財保護係の年報である。
- ・本書に掲載した埋蔵文化財試掘調査は、事業者の協力を得て行った。
- ・発掘調査等に係る資料等の保管・活用は、文京区教育委員会が行う。
- ・本書の作成に当たり、以下の機関から多大なるご協力を得た。記して感謝したい。（五十音順・敬称略）
株式会社イビソク 株式会社東京航業研究所 株式会社武蔵文化財研究所 西岸寺 テイケイトレード株式会社

I 組織・予算等

1 組織（令和5年3月31日現在）

【文化財保護所管組織】

教育長 教育推進部長
 (加藤 裕一) (八木 茂)

教育推進部参事
 教育総務課長事務取扱
 (新名 幸男)

|

文化財保護係長
 (川口 明代)

主事
 (内藤 雄一)

|

文化財調査員
 (町田 聡)
 (丹野 祥枝)
 (齊藤 直美)
 (長嶋 幹也)
 (工藤 伸正)
 (竹村 恒彦)
 (伊郷 吉信)
 (千葉真由美)
 (柳澤 愈)
 (佐野 和子)

2 文化財保護審議会

(1) 委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

氏名	専門	現職
◎谷川 章雄	考 古	早稲田大学教授
○藤井英二郎	庭 園	千葉大学名誉教授
佐藤 信	史 跡	東京大学名誉教授
内田 青蔵	建 造 物	神奈川大学特任教授
副島 弘道	美術工芸	大正大学名誉教授
岩淵 令治	古 文 書	学習院女子大学教授
山崎 祐子	民 俗	(一財)宮本記念財団理事

◎：会長 ○：副会長

(2) 開催状況

《第1回》

令和4年9月28日（水）
 場 所 教育委員会室（オンライン併用）
 審議事項 文京区指定文化財の指定について
 （諮問）

《第2回》

令和4年11月10日（木）
 場 所 西岸寺
 審議事項 文京区指定文化財の指定について
 （現物視察・審議）

《第3回》

令和5年1月11日（水）
 場 所 教育委員会室（オンライン併用）
 審議事項 文京区指定文化財の指定について
 （建議）
 協議事項 ・吉祥寺経蔵の現状変更について
 ・講安寺本堂及び庫裡の現状変更について

3 予算・決算の状況

事業名	予算額	決算額
文化財調査員報酬等 （文化財調査員報酬、 活動旅費等）	30,091,436	30,088,706
文化財保護審議会運営 （委員報酬等）	406,200	349,990
指定文化財保護・保存 助成（指定文化財等の 整備・保護育成等）	11,284,364	10,249,306
文化財調査及び保存 （区内史跡・文化財等 の調査・記録）	1,024,000	931,513
埋蔵文化財調査 （埋蔵文化財包蔵地等 の調査）	8,277,500	7,827,744
埋蔵文化財保管 （収蔵庫の維持管理等）	7,672,000	6,741,220
文化財標示板管理 （文化財標示板、坂道 標示板の設置、維持 管理）	1,817,500	1,260,600
考古学教室 （子ども考古学教室）	120,000	76,869

（単位：円）

II 事業概要

1 文化財の保護・保存

(1) 指定文化財の修理概要

平成3年度より、区指定文化財の所有者・管理者に対して、指定文化財の保存修理事業に係る助成や文化財保護保存を奨励するため奨励金を交付している。

また、区内にある国及び東京都指定文化財に対し文化財保護保存のための修理事業に係る助成を行っている。

文京区指定文化財保護奨励金交付件数（令和4年度）

（文京区所有・管理を除く）73件

内 訳	件 数
建造物	12件
無形民俗文化財	1件
美術・工芸・文書・史跡	60件

補助事業一覧（令和4年度）

補 助 事 業 名	補助事業者	事 業 内 容	期 間
重文 根津神社本殿他6棟 指定文化財管理	宗教法人 根津神社	透塀と唐門の小修理（摺漆工事）を実施した。	4年4月 ～5年3月
重文 旧磯野家住宅 指定文化財管理	公益財団法人 大谷美術館	主屋の雨樋内に溜まっていた枯葉の清掃を行った。	4年4月 ～5年3月
重文 根津神社唐門ほか4棟 建造物保存修理（耐震診断）	宗教法人 根津神社	唐門・西門・透塀の耐震性能を把握するため、基礎診断を実施した。	4年6月 ～5年3月
重文 清拙正澄墨蹟〈与鉗大治藏主法語〉 他一件 美術工芸品保存修理	公益財団法人 永青文庫	清拙正澄墨蹟及び楚石梵琦墨蹟の補修を行った。	4年4月 ～5年3月
重文 旧加賀屋敷御守殿門（赤門） 建造物保存修理（耐震診断）	国立大学法人 東京大学	赤門について、構造調査・地盤調査・解析モデルの作成を行った。	4年8月 ～5年3月
重文 旧東京医学校本館 建造物保存修理（公開活用）	国立大学法人 東京大学	旧東京医学校本館について保存活用計画の策定を行った。	4年4月 ～5年3月
重文 蔣洲咨文〈日本国対馬島宛〉 他一件 美術工芸品保存修理	国立大学法人 東京大学	東京大学史料編纂所が所蔵する蔣洲咨文及び明国劄付の補修を行った。	4年4月 ～5年3月
国宝 島津家文書（一万五千百三十三通） 美術工芸品保存修理	国立大学法人 東京大学	東京大学史料編纂所が所蔵する島津家文書の補修を行った。	4年11月 ～5年3月
区指定文化財 吉祥寺経蔵保存修理	宗教法人 吉祥寺	経蔵の傾斜修復に向けて、図面化や傾斜寸法の測定等を行った。	4年4月 ～4年6月
区指定文化財 護持院日記保存修理	宗教法人 護国寺	護国寺が所蔵する護持院日記690冊のうち15冊の補修を行った。	4年8月 ～4年12月
区指定文化財 村川家住宅保存修理	個 人	ひびが入っていたトイレの漆喰壁を撤去し、杉板に張り替えた。	5年3月

(2) 文化財普及

< 標示板設置 >

区内に所在する文化財や坂道について、由来などを解説した標示板を設置している。総数は令和5年3月31日現在で文化財標示板が192基、坂道標示板が92基である。

令和4年度は文化財標示板の新規設置を1基、一時撤去していた文化財標示板の再設置を1基、銘文修正を文化財標示板2基、坂道標示板を3基実施した。

このうち新規に設置した文化財標示板は、「理化学研究所跡」である。銘文は、下記のとおり。

り かがくきょうじょあと 理化学研究所跡

文京区本駒込2-28-10

高峰讓吉が提唱、渋沢栄一を総代として、皇室の御下賜金、政府の補助金、民間の寄付金を基に、我が国の産業の発展に資することを目的に、国内唯一の自然科学の総合研究所として、1917（大正6）年3月20日に創設された。本部は当初有楽町の東京商工会議所内にあったが、最終的に当地（東京府立旧巢鴨病院の跡地）が選定された。第三代所長大河内正敏は、研究室制度の創出、研究成果の産業化を通して礎を築き、「理研の三太郎」と言われた長岡半太郎、鈴木梅太郎、本多光太郎をはじめ、池田菊苗、寺田寅彦、黒田チカ、仁科芳雄、加藤セチ、朝永振一郎、湯川秀樹ら、多くの科学者を輩出した。

1948（昭和23）年解散、(株)科学研究所が設立され、初代社長に仁科芳雄が就任した。仁科は、ペニシリンの製造販売事業をはじめ、戦後復興に努めた。

1958（昭和33）年に(株)科学研究所は、研究部門（現理化学研究所）と製薬部門（科研化学）に分離、その後、科研化学（株）は科研製薬（株）となり、研究開発型製薬企業として現在も当地に本社を置く。理化学研究所は1967（昭和42）年に埼玉県和光市に移転し、一部の機能は理化学研究所駒込分所として当地に残ったが、2010（平成22）年9月整理合理化計画により発祥の地の歴史を閉じた。

令和4年10月

文京区教育委員会

また、銘文修正をした文化財標示板のうち、「善光寺坂」については、内容を大幅に見直し、板面の全面貼り替えを行った。銘文は、下記のとおり。



文化財標示板「理化学研究所跡」設置状況

ぜんこうじ 善光寺坂

小石川2丁目と3丁目の間

坂上の傳通院へと至るこの坂道の名称の由来となった月参堂善光寺は、於大の方（徳川家康の生母）の念持仏を本尊として慶長7年（1602）に創建された。念持仏とは日頃より親しくお参りが出来るようご安置をする御像を指す。於大の方の念持仏が信州善光寺の御分身であったことにより、元々の寺名である月参堂 縁受院から、明治期に入り「月参堂 縁受院 善光寺」と名をあらため、傳通院塔頭寺院として今日に至る。

この界限には幸田露伴（1867～1947）・徳田秋声（1871～1943）や島木赤彦（1876～1926）、古泉千樫（1886～1927）ら文人、歌人が住み活躍した。

坂の途中には「善光寺坂のムクノキ」（区指定天然記念物）という大樹がある。また、坂道沿いの慈眼院の境内には礫川や小石川の地名にちなむ松尾芭蕉の句碑「一しぐれ 礫や降りて 小石川」が建立されている。

令和5年3月

文京区教育委員会



坂道標示板「善光寺坂」設置状況

(3) 文化財指定

令和4年度は、1件の未指定の有形文化財を区指定有形文化財（彫刻）に指定した。区指定文化財の彫刻資料としては15件目である。指定日は、令和5年3月1日。

- (1) 名称 木造阿弥陀如来立像
(2) 員数 1軀
(3) 区分 有形文化財（彫刻）
(4) 所有者 宗教法人 西岸寺
(5) 所在地 春日一丁目12番12号 西岸寺
(6) 法量(単位cm)
(本体) 像高 96.5 髮際高 90.0
(光背) 高 140.5 張 66.5
(台座) 高 25.1(蓮肉まで) 框張 54.6
框奥 44.3

(7) 形状

(本体) 螺髪、粒状。肉髻珠、白毫相をあらわす(各木製嵌入)。耳朶は紐状、貫通。三道相をあらわす。覆肩衣は右肩から右腕を覆う。衲衣は左肩を覆い、右脇、正面を通り、上縁を折り返して端を左肩にかける。裙を着け、正面で右前に打ち合わせる。左手は垂下して腰の横で掌を前に向け、右手は屈臂して胸の横で掌を前にして立て、ともに第1指先の腹を第2指先の横に接する来迎印を結ぶ。両足をそろえて立つ。

(光背) 二重円相拳身光。頭光中心に八葉蓮華をあらわす。周縁部は雲文(浮き彫り)。その中央上部に蓮台付き宝塔をあらわす。光脚は蓮弁形、3弁2段、蕊付き。

(台座) 蓮華座。蓮肉は円形。蓮弁は8方4段(後方は省略)。敷茄子は円形、正面に格狭間形をあらわす(透かし彫り)。受座は8方入隅形、低い蓮弁をあらわす。蕊は2重、波打つ。反花は8方2段、重弁。框は8方入隅形、見付けに格狭間形をあらわす。

(8) 品質構造

(本体) ヒノキ材、寄木造か、現状素地に漆塗り(当初は漆箔か)、彫眼。

頭体の幹部は両足柄までを含み、両耳の後ろから両踵の後ろを通る線で前後2材を矧ぐか(1材から彫り、前後に割り矧いだ可能性もある)。像内を大きく内刳りする。三道下で割り首するか。前部材、後部材ともに木芯は後方に大きく外す。両肩以下の体側部は左右とも垂下する衣の外側分の下端までを含み、各別材を矧ぐ。左手から内側に垂下する衣、左前膊、左手先に各別材を矧ぐ。右前膊から内側に垂下する衣(縦約10cm)、右前膊の上を覆い外側に垂下する衣の前半部を矧ぐ。右手は前膊の肘寄り部(肘から約10cmの位置)と、手首の手前でそれぞれ矧ぐ。両足先は各別材矧ぎ付け。像底は地付きから4.5cmの高さで平らに刳り上げる。後頭部中央に内刳り部に貫通する長方形の穴(上下約1.5cm、左右0.7cm)

を穿つ。

像表面は現状は素地に薄く漆を塗り、矧ぎ目と垂下する衣の縁などに布貼りを施す。両足の裏、足柄の一部に当初のものと見られる漆箔が残る。

(光背) 木製、漆箔。裏面は布貼り、黒漆塗り。

(台座) 木製、漆箔。

(9) 銘文

台座框の地付き部に次の墨書がある。

「□□^(六カ)□□月十六日西岸寺十世巖^(代カ)誉□」

*台座の再興銘である。西岸寺十世巖誉は同寺中興とされる。安永元年(1772)入寺、寛政8年(1796)没。赤外線撮影によると銘の2文字目は「永」の残画とも見られ、巖誉の住山時期を勘案すると「安永六年□□月」と読む可能性がある。

(10) 保存状態

(本体) 肉髻珠、白毫、両手先、右前膊から内側に垂下する衣、両足先、矧ぎ目などの布貼り、表面の漆塗り、各後補(近代か)。両手から垂下する衣の縁の一部が欠失する。両足柄の前寄り3分の2が亡失する。当初の漆箔のほとんどが剥落する。両目の縁、唇の端などをわずかに彫り直す(江戸時代または近代)。胸中央、両肩の前側、首後ろなどに打った鉄製鍔の錆が像の表面に浮く。

現在、本体の背上部と光背裏面にねじ込んだ洋灯吊金具に銅製針金を結び、後ろの壁につないで安定を図る。

(光背) 後補(江戸時代、漆箔は近代)。

(台座) 後補(江戸時代、内部の棧と地付き部の補材、および漆箔は近代)。

(11) 時代 平安時代後期

(12) 説明

本像は、西岸寺本堂の須弥壇上に本尊として安置される像高約3尺の来迎印を結ぶ阿弥陀如来立像である。

目を伏せた穏やかな表情と、動きをひかえた落ち着いた姿の体軀、衣に刻まれた低平な衣文など、本像には和様彫刻として知られる平安時代後期の仏像の特色が顕著に示される。

阿弥陀如来像は、わが国では飛鳥時代以来、各時代を通じて造立されたが、本像のように両手の第1指と第2指を捻じる弥陀迎接印を結ぶ来迎阿弥陀如来立像は、平安時代後期以後に多く造られるようになり、その後、鎌倉時代になると一層盛んに造立された。それらの作品には、本像と同様に像高3尺(約90cm)程度の大きさのものがきわめて多い。

平安時代後期には、天喜元年(1053)仏師定朝作の京都府平等院鳳凰堂阿弥陀如来像を典型とするいわゆる和様彫刻が全国的に広まった。そのために11世紀後半

から12世紀の仏像には均一で同じような作風を示すものが多く、作風の展開も緩慢である。また、この時代は本像のような如来形立像には、造像銘などによって造立年代が明らかな基準作品が少ない。そのために比較対象を阿弥陀如来坐像にまで広げてその作風、表現を考察すると、たとえば永治2年(1142)滋賀県金體寺木造阿弥陀如来坐像、承安2年(1172)三重県仏土寺木造阿弥陀如来坐像などに本像と共通した特色が多く認められる。12世紀末になると次代鎌倉時代の仏像の特色である運動感に富んだひきしまった表現の作品が目立つようになるから、本像はおよそ12世紀半ばから後半頃の造立と推定される。よく整った破綻のない作風と細部にわたる丁寧な彫技からは、おそらく中央畿内の優れた専門仏師による作と認められる。

本像を伝える東光山莊嚴院西岸寺は、「御府内備考続編」によると元和2年(1616)に開かれた浄土宗の寺院であり、芝増上寺の末寺であった。当寺開創を遡る時代の造立である本像は、当寺開創後にいずれかから移されてきたことになるが、それ以前の来歴については不明である。しかし、本像の台座再興銘と、本像に随侍する木造善導大師像および法然上人像の台座に記された造立銘に西岸寺八世最譽(明和元年<1764>没)の名があることから、18世紀中頃にはすでに当寺の本尊だったことが知られる。

《主な参考文献》

- ・副島弘道「(文京区文化財調査報告)木造阿弥陀如来立像 1 軀」(2022年8月、未公刊)
- ・「御府内備考続編」(『御府内寺社備考 三(浄土宗)』1986年、名著出版 所収)
- ・「小石川志料」三(『東京府文献叢書』甲集所収、東京都公文書館所蔵)

(13) 文化財的価値

本像は、平安時代後期の優れた作風を示す来迎阿弥陀如来立像の貴重な遺品である。これまでに本区の指定文化財となっている平安時代後期の仏像は6体ある。本像は、一部に後補の箇所があるものの、それら既指定の作品に比して造立当初の表現をよく残していることにも高い価値が認められる。

このように、本像は平安時代彫刻の貴重な遺品であり、指定文化財とすることは妥当であると考えられる。

(14) 指定基準

「文京区文化財指定基準」第一 区指定有形文化財「二 絵画、彫刻、工芸品」のうち、「(一) 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの」に該当する。

(4) 子ども考古学教室

考古学や埋蔵文化財を身近に感じてもらうことを目的として、夏休みに「子ども考古学教室」を開催した。前半は考古学や区内の遺跡、区内で発掘された出土品等に触れたりする学びの時間、後半は勾玉を作る体験の時間とした。

実施日：令和4年8月4日(水)

会場：アカデミー文京 アトリエ

対象：区内在住・在学の小学3～5年生

費用：無料

回	時間	参加者数
1	午前9時30分～正午	11名
2	午後2時～4時30分	10名

(5) 文化財講演会

「小石川谷の開発と環境—小石川一丁目遺跡の発掘調査の成果から—」

小石川谷に位置する小石川一丁目遺跡では、平成28年度に5,700㎡を超える大規模な発掘調査が行われ、縄文時代から近世・近代に至る人々の生活跡が発見された。この遺跡は、約5,000～6,000年間にわたる小石川谷の環境の変遷と人々の土地利用の長い歴史を物語っている。本講演会では、小石川一丁目遺跡の発掘調査の成果をもとに、小石川谷をめぐる人間と環境と開発の歴史について、考古学や自然科学の分野から、3人の講師にご講演をいただいた。また、講演会場に遺跡からの出土品を展示し、来場者に見学していただいた。

実施日：令和4年11月12日(土)

午後1時～午後5時

会場：文京区民センター 3-A会議室

対象：どなたでも(事前申込制)

参加者：87名

内容・講演者

講演1「小石川一丁目遺跡の発掘」

石井たま子氏(日本考古学協会会員)

講演2「小石川谷の環境変遷」

能城修一氏(明治大学客員教授)

講演3「江戸の都市環境史」

谷川章雄氏(早稲田大学教授)

質疑応答・鼎談

(6) 東京文化財ウィーク

◇文京区指定文化財「村川家住宅」特別公開と建物解説（主催事業）

村川家住宅は、西洋史学者の村川堅固・堅太郎父子が住んだ明治44年築の和洋並列住宅で、現在も住居として利用されている。本事業では、建物内部を解説付きで見学した。

実施日：令和4年10月30日（日）①午前10時～

③午後13時～ ③午後2時30分～

会場：村川家住宅（文京区目白台3-18-9）

参加者：計35人

◇重要文化財「旧磯野家住宅公開」（公開協力事業）

旧磯野家住宅（銅御殿）は、大正元年から翌年にかけて竣工した建物で、施工は北見米造による。本事業では、重要文化財に指定されている表門と、主屋の玄関を前庭から見学した。なお、本事業実施にあたり、周知広報、当日の受付・案内などにおいて協力を行った。

実施日：令和4年10月29日（土）

午前10時～午後4時

主催者：公益財団法人大谷美術館（文化財所有者）

参加者：約300名

会場：旧磯野家住宅（文京区小石川5-19-4）

(7) 古文書等翻刻事業

区の歴史・文化を知る素材を区民等に提供するため、未翻刻・未刊行の古文書等の歴史的史料を『文京区史料集』として刊行している。翻刻作業は「文の京地域文化インタープリター」の有志の方々と協働で実施し、その成果としてこれまでに『神田上水関口村大洗堰水番人関係資料』（平成27年）、『根津御宮記』（平成31年）を教育委員会から刊行している。その後、「麟祥院文書」の一部の翻刻を行った。

令和4年度は、「小石川志料」について翻刻作業を実施した。

(8) 共催事業

「跡見学園女子大学 シンポジウム・発掘成果展」

柳町遺跡は令和2～3年度に文京区教育委員会により発掘調査が実施され、多くの考古学的・歴史学的な成果が得られた。そのなかで、かつてその地に所在した跡見学園に関する遺構・遺物も発見された。シンポジウムでは、発掘調査の成果と跡見学園の研究成果をあわせて、柳町遺跡から文京区の地域や日本の女性教育の歴史に関する発表が行われた。また柳町遺跡の発掘調査成果などについて、跡見学園に関連する出土遺物やパネル等を展示した。なお、本事業は跡見学園女子大学と文京区教育委員会との共催事業として実施した。

■シンポジウム「文京歴史探訪～柳町から発掘された文京の歴史～」

実施日：令和4年10月22日（土）

午後1時～午後3時30分

会場：跡見学園女子大学文京キャンパス

プロッサムホール

対象：どなたでも（事前申込制）

参加者：108名

内容・発表者

発表1「柳町遺跡発掘調査からわかったこと」

齊藤直美氏（文京区教育委員会）

発表2「柳町遺跡発掘調査こぼれ話」

小野麻人氏（テイケイトレード株式会社）

発表3「跡見学園史における柳町時代」

泉 雅博氏（跡見学園女子大学名誉教授）

■発掘成果展「発掘された跡見女学校～明治・大正・昭和の女学校生活～」

開催日：令和4年10月17日（月）～22日（土）

会場：跡見学園女子大学文京キャンパス

2号館1階

来場者：331名

2 埋蔵文化財

(1) 照会件数

月 別	遺 跡 内	近接・1000㎡以上	指 導 無 し	総 件 数
4月	55	45	212	312
5月	61	44	215	320
6月	64	53	238	355
7月	61	88	203	352
8月	36	55	181	272
9月	49	62	230	341
10月	55	57	248	360
11月	48	41	210	299
12月	61	70	181	312
1月	58	53	193	304
2月	47	54	211	312
3月	44	56	202	302
合 計	639	678	2,524	3,841

(2) 立会調査一覧

立会日時	遺 跡 名	所 在 地	原 因	事 業 者	所 見	備 考
令和4年4月1・5・6日	後楽一・二丁目遺跡 (区 No.60)	後楽2-20-18	集合住宅建設	フジケン(株)	遺物検出、遺構未検出	前年度より継続
令和4年4月1・8日	小日向台町遺跡 (区 No.69)	小日向2-6-4	その他建物 (貸家) 建築	個人	遺構・遺物未検出	前年度より継続
令和4年4月6・19・20日	無量院跡(区 No.58)	小石川3-34-2 (-A)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年4月13・25日・5月20・25日・6月8・16・27日・7月21・28日	上富士前町遺跡 (区 No.16)	本駒込5-70	集合住宅建設	三井不動産レジデンシャル(株)	遺物検出、遺構未検出	前年度より継続
令和4年4月14・18日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	本駒込3-31-9	集合住宅兼個人住宅建築	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和4年4月15日	本郷台遺跡群(区 No.47)	本郷7-3-1	校舎改修工事	国立大学法人 東京大学	遺構・遺物未検出	前年度より継続
令和4年4月16日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	本駒込3-35-11 (-A)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年4月18日	小日向一・二丁目南遺跡 (区 No.118)	小日向1-6	空洞調査	東京都下水道局 文京出張所	遺構・遺物未検出	
令和4年4月18・20日	弥生町遺跡群(区 No.28)・ 弥生町浅野邸貝塚 (区 No.28-B)・本郷台遺跡群(区 No.47)	弥生2-16 (-B)	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年4月20日	弥生町遺跡群(区 No.28)・ 弥生町浅野邸貝塚 (区 No.28-B)・本郷台遺跡群(区 No.47)	弥生2-16	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年4月20日	任意協力(その他)	水道2-10	空洞調査	東京都下水道局 文京出張所	遺構・遺物未検出	
令和4年4月20・25日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-7-10・11	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年4月21日	千駄木貝塚(区 No.25)	千駄木1-50-170(地番)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年4月21日・6月24日	任意協力(1000㎡以上)	大塚6-11～ 豊島区東池袋5-43先	道路工事	文京区長	遺構・遺物未検出	前年度より継続
令和4年4月25・26日	本郷元町遺跡(区 No.58)	本郷1-1先	地質調査(ボーリング調査)	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和4年4月27日・5月12・30日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-11-2	集合住宅建設	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和4年5月9日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-26-2	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	

立会日時	遺跡名	所在地	原因	事業者	所見	備考
令和4年5月9・27日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-26-4	集合住宅建設	(株)吉池	遺構・遺物未検出	
令和4年5月13日	本郷台遺跡群(区 No.47)	本郷7-3-1	ガス管撤去工事	国立大学法人 東京大学	遺構・遺物未検出	
令和4年5月17日 ～令和5年3月31日	上富士前町遺跡 (区 No.16)・駒込神明町 貝塚(区 No.27)	本駒込5-1 先～5-41 先	下水道工事	東京都下水道局 北部下水道事務所	遺構・遺物未検出	次年度継続
令和4年5月18・19日	茗荷谷町遺跡(区 No.62)	小日向4-7-2	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年5月19日 ～7月6日	千駄木貝塚(区 No.25)	千駄木1-52-44(地番)	個人住宅建築	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和4年5月23・26日・7月6日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-24-3	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年5月30日 ～6月1日・9月13日	本郷台遺跡群(区 No.47)	弥生2-11-15(-A)	境界塀解体・ 新設工事	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年5月30日・6月1日	本郷台遺跡群(区 No.47)	弥生2-11-15(-C)	境界塀解体・ 新設工事	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年6月2～29日	任意協力(1000㎡以上・ 千駄木貝塚(区 No.25) 近接)	向丘2-21～ 千駄木1-19 先	道路工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和4年6月6日	千駄木貝塚(区 No.25)	千駄木1-8(-A)	分譲住宅建築	(株)BLISS	遺構・遺物未検出	
令和4年6月16日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	本駒込3-35-11(-B)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年6月23・24日	団子坂上遺跡(区 No.97)	千駄木5-1-10	解体工事	(株)トリニティ・ イデア	遺構・遺物未検出	
令和4年6月24日	湯島三丁目北遺跡 (区 No.96)	湯島3-45-13	解体工事	(株)ARC	遺構・遺物未検出	
令和4年6月30日	真砂町(真砂)遺跡 (区 No.51)	本郷4-9	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年7月4日 ～12月11日	不時発見(春日町(小石川 後楽園)遺跡(区 No.48) 近接)	後楽1-1-28・74(地番)	新施設(劇場) 建設工事	(株)東京ドーム	遺構・遺物検出	不時発見・記録 保存
令和4年7月11・12日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-17-4	解体工事	(株)プロムスタイル	遺構・遺物未検出	
令和4年7月25・26日・8月30日	任意協力(1000㎡以上・ 弓町遺跡(区 No.33)近接)	本郷2-36～1-27 先	道路工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和4年8月1・2・16日	真砂町(真砂)遺跡 (区 No.51)	本郷4-9-11	解体工事	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和4年8月17・18日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	本駒込3-32-8	解体工事	アグレ都市デザイン(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年8月17・18日・9月26日・10月1日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	本駒込3-32 (以下未定)1号棟	分譲住宅建築	アグレ都市デザイン(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年8月17・18日・9月28日・10月3日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	本駒込3-32 (以下未定)2号棟	分譲住宅建築	アグレ都市デザイン(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年8月18～23・25日	後楽一・二丁目遺跡 (区 No.60)	後楽2-18-10	解体工事	(株)WOODLAND	遺物検出、遺構未検出	
令和4年8月19日	駒込千駄木町遺跡 (区 No.61)	千駄木3-37-20	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年8月24・26日	原町貝塚(区 No.22)	白山4-12-14	個人住宅建築	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和4年8月24・26日	本郷台遺跡群(区 No.47)	本郷7-3-1	污水配管撤去・ 新設工事	国立大学法人 東京大学	遺物検出、遺構未検出	
令和4年9月2・5・14日	小日向二丁目東遺跡 (区 No.7)	小日向2-3-7	個人住宅建築	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和4年9月8・15・22日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	本駒込3-29-4(-A)	集合住宅建設	第一リアルター(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年9月13日	本郷台遺跡群(区 No.47)	弥生2-11-15(-B)	境界塀解体・ 新設工事	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年9月13・15・29日	本郷台遺跡群(区 No.47)・ 弥生町遺跡群(区 No.28)	弥生2-17-1	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	

立会日時	遺跡名	所在地	原因	事業者	所見	備考
令和4年9月14日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込3-40	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年9月14日	林町遺跡(区 No.26)	千石2-32-121(地番) 2-35-2(住所)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年9月15日	春日町(小石川後楽園) 遺跡(区 No.48)	後楽1-4-10	駐輪場増築工事	独立行政法人 住宅金融支援機構	遺構・遺物未検出	
令和4年9月16日・ 11月8日・12月2日・ 令和5年2月3日	本郷台遺跡群(区 No.47)	弥生2-11-7	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年9月16日・ 24・29日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-17-6	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年9月22日・ 28日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-15-32(地番)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年9月22日・ 29日・10月3日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	本駒込3-32-7	解体工事	アグレ都市デザイン(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年9月26日・ 27日	任意協力(大塚三丁目遺跡 (区 No.3) 近接)	大塚3-29～3先	道路工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和4年10月3日	林町遺跡(区 No.26)	千石2-13(以下未定)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年10月4日・ 令和5年1月25日・ 26・30日・3月14日	丸山新町北遺跡 (区 No.90)	白山1-26-9	解体工事	ミサワホーム(株)	遺物検出、遺構未検出	
令和4年10月5日・ 令和5年1月23日	弓町遺跡(区 No.33)	本郷1-30-21	個人住宅建築	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和4年10月18日・ 19日・令和5年1月 19日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-8-6(地番)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年10月19日・ 25日	上富士前町遺跡 (区 No.16)	本駒込5-74～72先	ガス工事	東京ガス ネットワーク(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年10月27日・ 11月1日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-15-14(地番)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年10月28日	本郷台遺跡群(区 No.47)	弥生2-9	公園防犯カメラ 用支柱等設置 工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和4年11月1・2 日	任意協力(西片二丁目遺跡 (区 No.31) 近接)	西片2-14-9	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年11月4日・ 14日	本郷台遺跡群(区 No.47)	弥生2-11	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年11月8日・ 29日	大塚三丁目遺跡(区 No.3)	大塚3-29	公園施設改修 工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和4年11月9日・ 11・15日	湯島聖堂(区 No.70)	湯島1-4	公園公衆便所 改修工事	文京区長	遺構・遺物未検出	現状変更対応
令和4年11月11日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-26-6	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年11月14日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-11-1	解体工事	(株)アラモード	遺構・遺物未検出	
令和4年11月15日・ 16日	大塚三丁目遺跡(区 No.3)	大塚3-26	公園施設改修 工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和4年11月16日	任意協力(本郷元町遺跡 (区 No.58) 近接)	本郷1-1先	道路工事	文京区長	遺構・遺物検出	記録保存
令和4年11月17日・ 18日	小石川植物園内貝塚・原 町遺跡(区 No.21)	白山4-5-8	個人住宅建築	(株)グランデ	遺物検出、遺構未検出	
令和4年11月18日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-27-10	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年11月22日	大塚町遺跡(区 No.86)	大塚2-1-1	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和4年11月22日	小石川植物園内貝塚・原 町遺跡(区 No.21)・小石 川御薬園跡(区 No.81)	白山3-7-1	サクラ記念植樹	東京大学	遺構・遺物検出	現状変更対応 記録保存
令和4年11月25日	智香寺跡・光岳寺跡 (区 No.77)	小石川5-14-1	解体工事	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和4年11月28日・ 29日・12月7・8日	大塚町遺跡(区 No.86)	大塚1-9-1	法面保護工事	国立大学法人 筑波大学	遺物検出、遺構未検出	

立会日時	遺跡名	所在地	原因	事業者	所見	備考
令和4年11月29日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	本郷7-3-1	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺物検出、遺構未検出	
令和4年12月1・8・9日	春日町(小石川後楽園)遺跡 (区 No.48)	春日1-15	公園施設改修工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和4年12月9日	真砂町(真砂)遺跡 (区 No.51)	本郷4-32-8	解体工事	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和4年12月27日	昌林院跡 (区 No.75)	小石川3-1-20	個人住宅建築	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和4年12月27・29日・令和5年1月7日	西片二丁目遺跡 (区 No.31)	西片2-14-6	校舎建設	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和5年1月11～18日	指ヶ谷町遺跡 (区 No.18)	白山2-33-11	解体工事	城南興業(株)	遺物検出、遺構未検出	
令和5年1月11日～2月22日	林町遺跡 (区 No.26)	千石2-35-8・9	万年堀・ゴミ置き場改修工事	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ(株)	遺物検出、遺構未検出	
令和5年1月11・12日	本郷台遺跡群 (区 No.47)・弥生町遺跡群 (区 No.28)	弥生2-11-16	設備解体工事	東京大学	遺構・遺物未検出	
令和5年1月12・16・17・19・20日	本郷元町遺跡 (区 No.58)	本郷1-1 先	街頭灯及び保安灯維持修繕工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和5年1月16・20日	後楽一・二丁目遺跡 (区 No.60)	後楽2-18-10	個人住宅建築	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和5年1月17・27日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込3-40-11	解体工事	戸田建設(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年1月19日・3月13日	柳沢家駒込屋敷(六義館・六義園跡) (区 No.85)	本駒込6-16-3	ベンチ撤去工事・桜補植	公益財団法人 東京都公園協会	遺構・遺物未検出	現状変更対応
令和5年1月20・23・24日	弓町遺跡 (区 No.33)	本郷1-28-12	ブロック塀改修工事	文京区長	遺物検出、遺構未検出	
令和5年1月24日	無量院跡 (区 No.58)	小石川3-38-10	解体工事	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年1月24・30日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	本郷7-3-1	擁壁調査	国立大学法人 東京大学	遺構・遺物未検出	
令和5年2月7・24日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-17-4	分譲住宅建築	(株)プロムスタイル	遺構・遺物未検出	
令和5年2月13日	無量院跡 (区 No.58)	小石川3-35-8	解体工事	(株)インシュアラ	遺構・遺物未検出	
令和5年2月13日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	本郷7-2	集合住宅建設	(株)オープンハウス・ ディベロップメント	遺構・遺物未検出	次年度継続
令和5年2月20日	智香寺跡・光岳寺跡 (区 No.77)	小石川5-14-1	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年2月27日	小石川植物園内貝塚・原町遺跡 (区 No.21)・小石川御薬園跡 (区 No.81)	白山3-7-1	サクラ記念植樹説明版・柵設置工事	国立大学法人 東京大学	遺物検出、遺構未検出	現状変更対応
令和5年2月27日・3月1日	後楽一・二丁目遺跡 (区 No.60)	後楽2-18-10(-B)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年3月6日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込5-24	ガス工事	東京ガス ネットワーク(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年3月10・11日	湯島三丁目北遺跡 (区 No.96)	湯島3-36-2	店舗建築	(株)ストック	遺構・遺物未検出	
令和5年3月13日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	本駒込3-32(1号棟)	分譲住宅建築	アグレ都市デザイン(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年3月13日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	本駒込3-32(2号棟)	分譲住宅建築	アグレ都市デザイン(株)	遺物検出、遺構未検出	
令和5年3月13日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	大塚3-26(-B)	公園排水設備設置工事	文京区長	遺物検出、遺構未検出	
令和5年3月13・14日	春日町(小石川後楽園)遺跡 (区 No.48)	春日1-15	公園注意板新設工事	文京区長	遺構・遺物未検出	
令和5年3月14日	上富士前町遺跡 (区 No.16)	本駒込5-67	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	
令和5年3月16・29・31日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	本駒込2-19-2	個人住宅兼店舗建築	個人	遺物検出、遺構未検出	
令和5年3月24・28日	春日町(小石川後楽園)遺跡 (区 No.48)	後楽1-7-22	庁舎・子ども園・自動車庫建設	国土交通省関東地方 整備局	遺構・遺物未検出	次年度継続

立会日時	遺跡名	所在地	原因	事業者	所見	備考
令和5年3月28日	小日向一・二丁目南遺跡 (区 No.118)	小日向2-12-2	解体工事	個人	遺物検出・遺構未検出	
令和5年3月31日	西片二丁目遺跡(区 No.31)	西片2-14	電気工事	東京電力 パワーグリッド(株)	遺構・遺物未検出	

(3) 試掘調査一覧

試掘日時	遺跡名	所在地	原因	事業者	所見	備考
令和4年4月7・20 日・5月12日	駒込富士前町遺跡 (区 No.68)	本駒込2-18-12	集合住宅建設	個人事業者	遺物検出・遺構未検出	
令和4年4月8日	千駄木貝塚(区 No.25)	千駄木1-9-5	集合住宅建設	(株)アコルト	遺構・遺物検出	掘り上げて終了
令和4年4月11・ 12日	任意協力(その他)	白山1-30	集合住宅建設	(株)坂入産業	遺構・遺物検出	掘り上げて終了
令和4年4月12日	千駄木貝塚(区 No.25)	千駄木1-11(-A)	個人住宅建設	個人	遺構・遺物検出	掘り上げて終了
令和4年4月25～ 28日	本郷元町遺跡(区 No.58)	本郷1-1-19	公共施設建設	文京区長	遺構・遺物検出	令和4年度本格 調査実施
令和4年4月27日	丸山新町北遺跡(No.90)	白山1-26-19	集合住宅建設	(株)Y・K・Tプロジェ クト	遺物検出・遺構未検出	
令和4年6月23日	本郷元町遺跡(区 No.58)	本郷1-1	公園引込柱・電 線管路設置工事	文京区長	遺物検出・遺構未検出	
令和4年7月25～ 27日	任意協力(本郷台遺跡群 (区 No.47) 近接)	根津1-28-9	耐震診断のため の地盤調査、基 礎掘削調査	宗教法人根津神社	遺物検出・遺構未検出	
令和4年8月17日	真砂町(真砂)遺跡 (区 No.51)	本郷4-6-4	個人住宅建築	個人	遺構・遺物検出	掘り上げて終了
令和4年8月17・ 18日	団子坂上遺跡(区 No.97)	千駄木3-3-3	集合住宅建設	個人事業者	遺構・遺物検出	掘り上げて終了
令和4年8月24日	真砂町(真砂)遺跡 (区 No.51)	本郷4-9-11	個人住宅建築	個人	遺構・遺物検出	掘り上げて終了
令和4年8月25日	上富士前町遺跡 (区 No.16)	本駒込5-71-17(地番)	個人住宅建築	個人	遺構・遺物検出	掘り上げて終了
令和4年9月15日	春日二丁目遺跡 (区 No.10)	春日2-10-17	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和4年9月20・ 27日	本郷元町北遺跡 (区 No.32)	本郷1-12-10	個人住宅建築	あなぶきホーム ライフ(株)	遺物検出・遺構未検出	
令和4年9月26日	大塚町遺跡(区 No.86)	大塚2-1-1	擁壁・防球ネッ ト設置工事	国立大学法人 お茶の水女子大学	遺物検出・遺構未検出	
令和4年10月6～ 19日	林町遺跡(区 No.26)	千石2-36-3	学校建設	文京区長	遺構・遺物検出	令和4年度本格 調査実施
令和4年10月26日・ 令和5年1月27日	小石川植物園内貝塚・ 原町遺跡(区 No.21)	白山4-4	公園造成	文京区長	遺物検出・遺構未検出	
令和4年11月7日	大塚遺跡(区 No.1)	大塚1-1-5	集合住宅建設	個人事業者	遺物検出・遺構未検出	
令和4年11月7・ 8日	白山五丁目南遺跡 (区 No.24)	白山5-6-6	学校建設	学校法人京華学園	遺物検出・遺構未検出	前年度より継続
令和4年11月9日	本郷台遺跡群(区 No.47)	弥生2-10-4	個人住宅兼事務 所建築	個人	遺物検出・遺構未検出	
令和4年11月28 ～30日	本郷台遺跡群(区 No.47)	本郷7-3-1	建物耐震診断の ための調査	国立大学法人 東京大学	遺物検出・遺構未検出	
令和4年12月6日	団子坂上遺跡(区 No.97)	千駄木5-1-10	個人住宅兼 事務所建築	個人	遺構・遺物検出	令和4年度本格 調査実施
令和5年1月24日	真砂町(真砂)遺跡 (区 No.51)	本郷4-13-3	集合住宅建設	(株)サポート・ワン	遺構・遺物検出	工事計画の変 更、試掘調査後 立会対応予定。
令和5年1月26日 ～2月2日	弓町遺跡(区 No.33)	本郷1-28-29	集合住宅建設	東急アルス本郷 建替組合	遺構・遺物検出	検出、遺構稀薄 につき、試掘調査 後立会対応予定。
令和5年1月30日	本郷台町遺跡(区 No.66)	本郷5-31-10	分譲住宅建築・ 宅地造成	野村不動産(株)	遺構・遺物検出	工事計画の変 更、試掘調査後 立会対応予定。
令和5年2月2日	駒込神明町貝塚 (区 No.27)	本駒込4-16-6	個人住宅建築	個人	遺構・遺物未検出	
令和5年2月27日 ～3月9日	湯島新花町遺跡 (区 No.54)	湯島2-28-14	学校建設	文京区長	遺物検出・遺構未検出	

(4) 本格調査一覧

発掘調査期間	遺跡名	所在地	原因	事業者	調査者	備考
令和4年4月3日～ 令和4年4月20日	本郷台遺跡群 (区 No.47)	弥生2-4-10	集合住宅建設	(株)オープンハウス・ ディベロップメント	テイケイトレード 株式会社	前年度より継続
令和4年6月7日～ 令和4年10月19日	神田上水白堀跡 (区 No.148)	音羽1-1～水道2-13 先	道路工事	文京区長	文京区教育委員会・ 株式会社イビソク	
令和4年7月12日～ 令和5年3月31日	目白台三丁目遺跡 (区 No.137)	目白台3-28	複合施設建設	三菱地所レジデンス (株)	東京大学埋蔵文化財 調査室	次年度継続
令和4年9月5日～ 令和4年12月9日	向丘二丁目遺跡 (区 No.146)	向丘2-37-5	学校建設	文京区長	文京区教育委員会・テ イケイトレード株式会社	
令和4年9月20日～ 令和4年11月17日	春日町 (小石川後楽園) 遺跡 (区 No.48)	春日1-23-17	学校建設	学校法人中央大学	株式会社武蔵文化財 研究所	
令和4年11月21日～ 令和5年3月20日	本郷元町遺跡 (区 No.58)	本郷1-1	公園整備工事	文京区長	文京区教育委員会・大 成エンジニアリング株 式会社	次年度継続
令和5年1月17日～ 令和5年1月19日	団子坂上遺跡 (区 No.97)	千駄木5-1-10	個人住宅兼 事務所建築	個人	文京区教育委員会・株式 会社武蔵文化財研究所	
令和5年1月31日～ 令和5年3月23日	林町遺跡 (区 No.26)	千石2-36-3	学校建設	文京区長	文京区教育委員会・テ イケイトレード株式会社	

(5) 保存処理

平成 28 年度に発掘調査が行われた小石川一丁目遺跡 (春日・後楽園駅前地区市街地再開発地点) より出土した遺物のうち特に劣化しやすい遺物について、平成 30 年度より保存処理を行っている。令和 4 年度は木製品及び繊維製品 59 点について保存処理を施した。

千駄木一丁目 11 番地点 (千駄木貝塚) の調査概要報告

所在地 東京都文京区千駄木一丁目 11 番
調査原因 個人住宅建築
調査期間 2022 年 4 月 12 日
調査面積 4m²

調査主体 文京区教育委員会
処置 記録保存
支援業者 株式会社武蔵文化財研究所

位置・環境 本調査地点は、東京都文京区千駄木一丁目 11 番地内に位置し、旧石器時代、縄文時代、弥生時代（後期）の包蔵地および近世の屋敷跡として周知されている千駄木貝塚（文京区 No.25）に該当する。そのため、本調査地点においても埋蔵文化財が存在する可能性が考えられたため、試掘調査を行うこととなった。

調査方法 現況で表層を覆う防草シートを捲って地表面を露出させた後、調査地内に試掘坑を 2.0 × 2.0m の規模で 1 箇所設定した。現地表面から遺構確認面までは重機により掘削し、遺構が検出された地層面を人力により精査した。掘削により発生した土砂等は調査区域内に仮置きし、ブルーシート等を用いて飛散流出の防止措置を講じた。記録は平面図・断面図等の図面作成および写真撮影により行い、出土遺物は各層序・遺構ごとに採取を行った。記録に用いる標高は、調査地至近のマンホール中心上を仮 BM (± 0.00m) として使用した。調査終了後は掘削土砂を用いて試掘坑を埋め戻し、防草シートで再度覆って復旧を行った上、現地を撤収した。

検出遺構 地表から深度 -1.5m ほどまで、現代から近・現代に帰属すると考えられる盛土が厚く堆積していた。盛土を除去した所、遺構検出面である自然堆積層（ハードローム・立川ロームⅣ層相当）が確認され、その上面で遺構を計 3 基（1 号～3 号遺構）検出した。いずれの遺構も試掘坑壁面等にかかるため全容は把握できないが、確認した限りでは江戸時代の土坑と判断される。1 号遺構は 2 号遺構と 3 号遺構の上位を切って構築され、2 号遺構と 3 号遺構の新旧関係は不詳である。各遺構の深度は比較的浅く、1 号遺構が 38.0cm、2 号遺構が 51.0cm、3 号遺構が 16.5cm を測るが、それぞれ遺構上位が削平されている可能性は十分考えられる。なお、3 号遺構の覆土の記録はないが、検出状況の上面の観察においては、2 号遺構の覆土に近い暗褐色を呈するものであった。

出土遺物 試掘坑からの出土遺物総点数は計 167 点、総重量は計 2,722.6g である。出土位置ごとの内訳は、表採が 5 点 (56.7g)、現代～近・現代盛土からが 54 点 (637.2g)、1 号遺構が 37 点 (982.6g)、2 号遺構が 71 点 (1,046.1g) である。遺物の種類は、江戸時代以降の

陶磁器・土器類が主体を占めている。また、前述したように 1 号遺構と 2 号遺構には新旧関係が認められるが、両遺構の出土遺物の時期的様相には違いが認められず、いずれも 18 世紀前葉頃を示している。

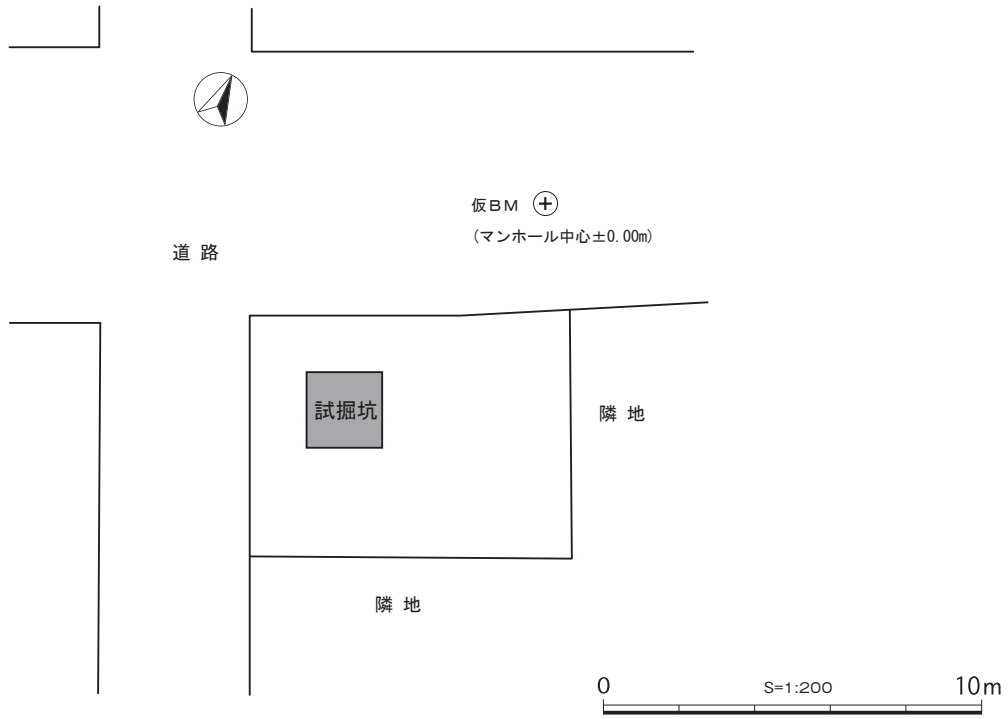
主な遺物として、1 号遺構からは肥前・波佐見産のコンニャク印判手の磁器碗、肥前産の陶器呉器手碗、瀬戸・美濃産の陶器播鉢、「泉州麻生」の刻印が施される土器焼塩壺などが出土している。2 号遺構からは、肥前産の磁器染付碗、瀬戸・美濃産の陶器灰釉徳利、瀬戸・美濃産の陶器播鉢、土器かわらけ（乗燭含む）や焙烙、銅製品などが出土している。

調査所見 今回の本地点における試掘調査においては、江戸時代の遺構 3 基と当該期の陶磁器・土器類等を検出した。江戸時代、本地点は掛川藩藩主を歴任したことでも知られる譜代大名太田氏の下屋敷地内に位置しており、当該遺構や遺物は、それら下屋敷内での活動に起因するものと考えられる。

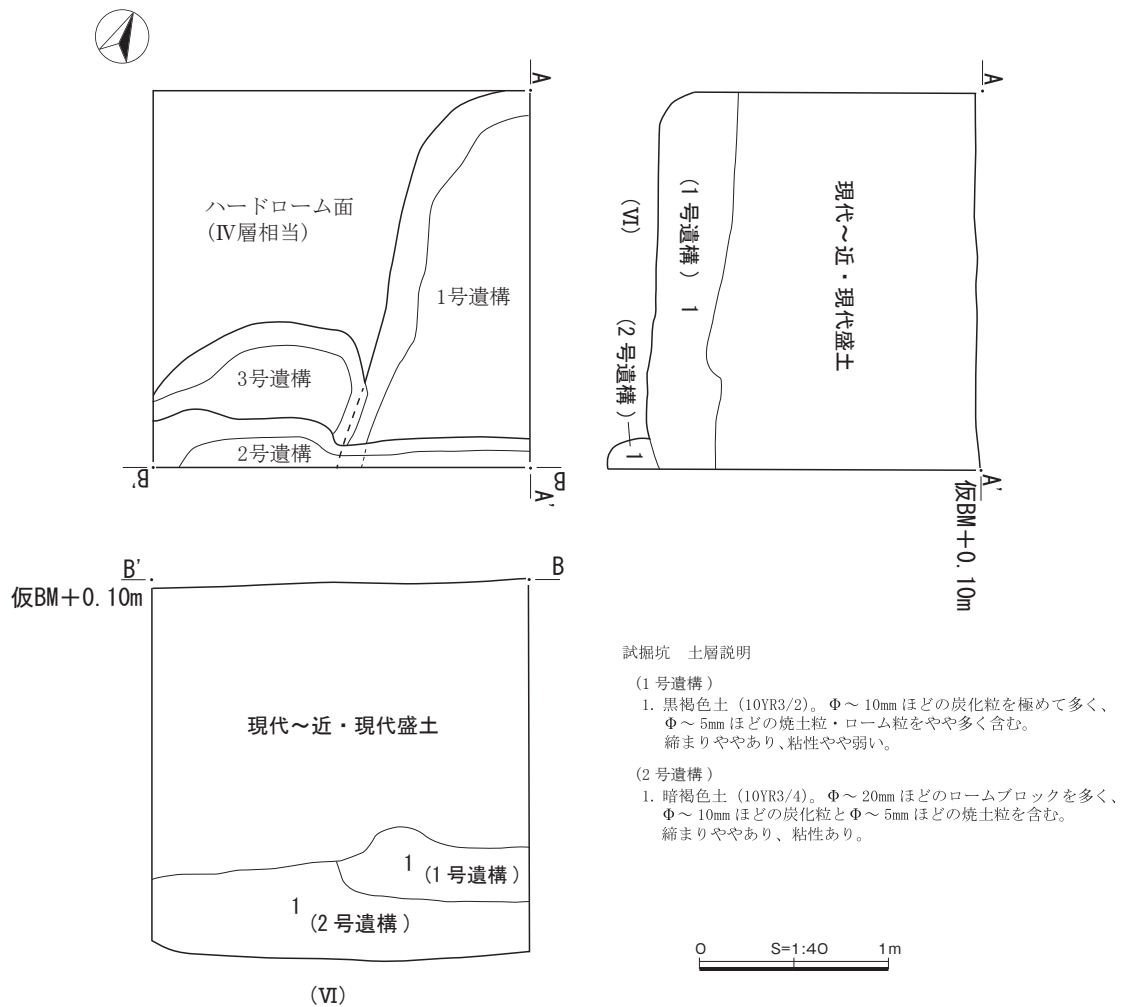
盛土が厚く堆積し、自然堆積層はハードローム層からの確認であることから、近・現代以降の土地改変や攪乱等の影響が大きい地点と推測されるが、地表から 1.5 ～ 2m 下という深部に限れば、遺構や遺物が一部遺存している可能性が考えられる地点であった。



第 1 図 調査地点位置図 (S=1/2,500)



第2図 試掘坑配置図 (S=1/200)



第3図 試掘坑平面図・断面図 (S=1/40)



写真1 試掘坑 遺構検出状況（北から）



写真2 試掘坑 遺構完掘状況（北から）



写真3 試掘坑南壁断面（北から）

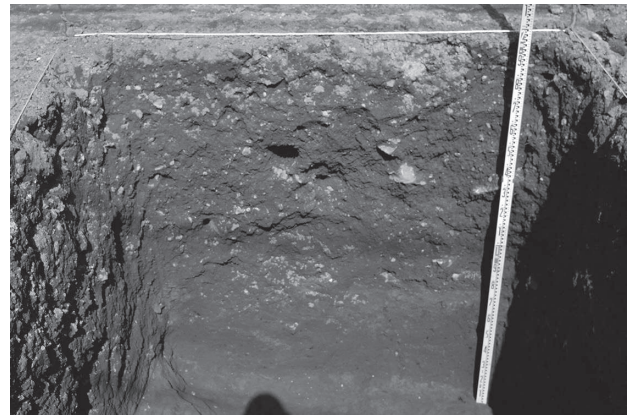


写真4 試掘坑東壁断面（西から）



写真5 1号遺構出土遺物



写真6 2号遺構出土遺物



写真7 現代～近・現代盛土出土遺物



写真8 表採遺物

本郷四丁目6-4地点(真砂町(真砂)遺跡)の調査概要報告

所在地 東京都文京区本郷四丁目6番4号
調査原因 個人住宅建築
調査期間 2022年8月17日
調査面積 6.4㎡

調査主体 文京区教育委員会
処置 記録保存
支援業者 テイケイトレード株式会社

位置・環境 本調査地点は、武蔵野台地東端部の本郷台に位置する。北側には東大下水の菊坂支流（現菊坂）と呼ばれる谷地形が北西方向に広がって本郷台を下刻しており、その谷に沿った舌状台地の付け根付近に位置する。当地点は旧石器・縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世および近世の複合遺跡（集落・屋敷）として登録されている真砂町（真砂）遺跡（文京区No.51）の範囲に該当している。

調査方法 建物建設予定地内に東西2.0m×南北2.0mの試掘坑を設定した。現地表面下約1.5mまでの掘削を重機によっておこなったものの、関東ローム層まで到達せず、表土か近代盛土もしくは遺構覆土を掘削しているのか判断できなかったため、東側に1.2m拡張し、引き続き掘削をおこなった。その結果、現地表面下約0.8～1.0mに関東ローム層を確認したため、人力掘削にて遺構検出をおこなった。北側幅約0.8～1.0mに深掘区を設けて深さ最大約3.0mまで掘削し、遺構底面を確認した。測量においては、南西隅の隣地境界点を仮B.M(0.0m)とし平面図・土層断面の作成に用いた。記録を完了した後、重機にて試掘坑を埋め戻し、復旧をおこない、調査を終了した。

検出遺構 遺構確認面は主に、現地表面下約0.7～1.0mの第Ⅱc層（漸移層）および第Ⅲ層ソフトローム上とした。検出された遺構は、土坑①・②、土取り穴遺構である。土坑①・②は、北側・東側土層断面においてⅠc層上面にて検出し、帰属時期は近代であると考えられた。土坑①と土坑②は一部重複しており土坑①がより新しい。土取り穴遺構は土坑①・②と同じくⅠc層上面にて検出した。土坑①と重複し、より古い。覆土出土遺物から帰属時期は近世であると考えられた。

土取り穴遺構は、現地表面より深さ約3.0mにて遺構底面を確認した。テラス状の段を有しながら、一部の壁面は外側に袋状に抉れ、そのまま急斜に落ち込む。当初、地下室の可能性を考慮して掘り進めたが、不定形な壁面であることから土取り穴遺構と判断した。壁面から底面の関東ローム層は、立川ローム層第Ⅹb層まで分層が可能であった。試掘坑の規模や調査期間の都合から土取り穴遺構の平面プランや遺構全体の特徴を明らかにする

ことはできなかった。

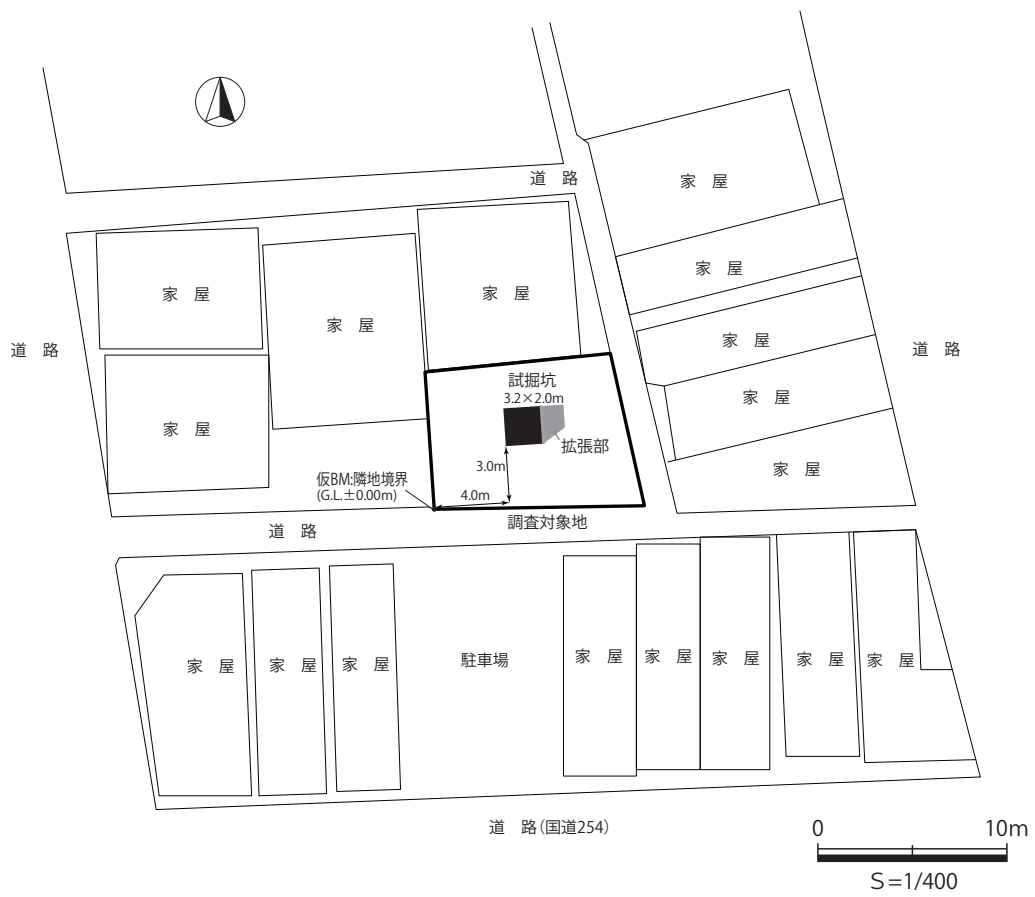
出土遺物 土坑①の覆土からは、近世と考えられる陶器（甕）2点が出土した。土取り穴遺構の覆土からは、磁器103点、陶器240点、炆器（摺鉢）4点、土器58点（かわらけ8点、焼塩壺3点、台付灯明受皿3点含む）、瓦13点（軒丸瓦2点、丸瓦1点、平瓦10点）、礫2点、貝11点、炭片1点、金属製瓶蓋1点、ガラス瓶3点の合計436点が出土した。覆土一括資料のため、近代から近世の時期幅を有しているものの、陶磁器類の多くは近世に帰属するものと判断される。

調査所見 本調査地点周辺では、地下室などの武家屋敷に関連する多数の遺構が検出されており、本調査地点もこれに続く集落もしくは屋敷跡の中に位置していると考えられる。土層断面にて、近代に帰属すると考えられる遺構（1面）、近世に属すると考えられる遺構（2面）を確認しており、少なくとも2～3面にわたる遺構の存在が予測される。わずかに計6.4㎡の試掘坑から計3基の遺構が検出されたことからその密集度合いは高いと判断される。

出土遺物からも近代から近世の陶磁器類が多量に出土しており、周辺地に類似した複数時期の遺跡・遺構の存在が予想され、重要な地点であることがわかる。

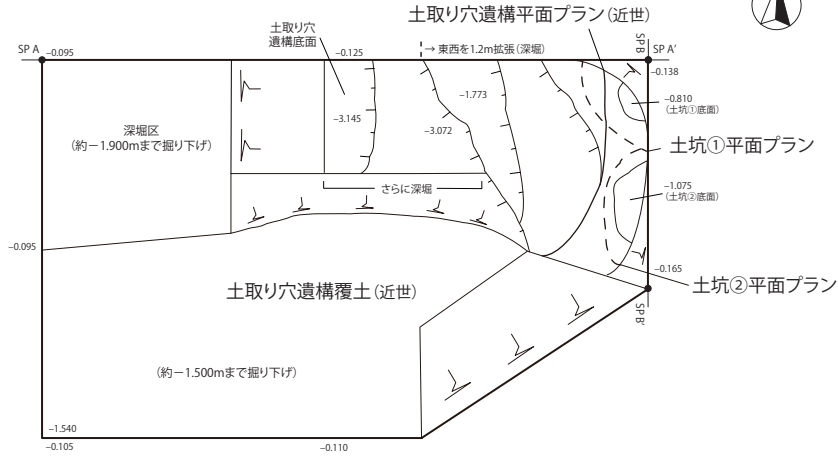


第1図 調査地点位置図 (S=1/2,500)

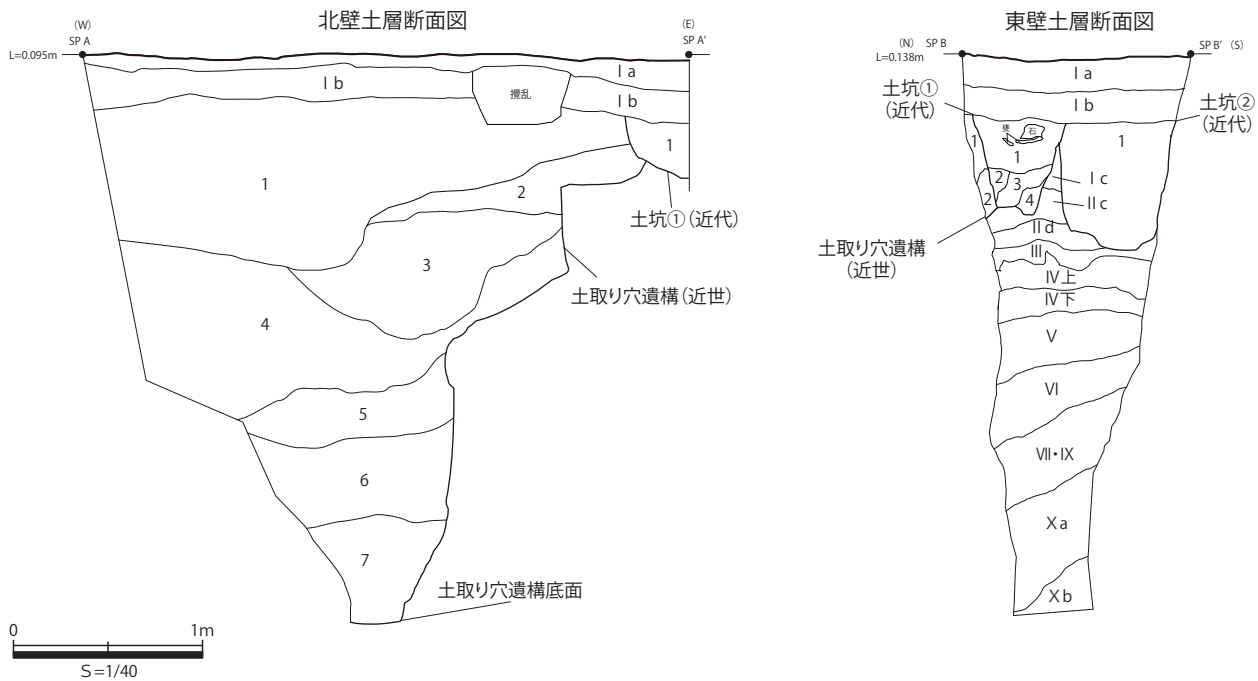


第2図 試掘坑位置図 (S=1/400)

試掘坑平面図



第3図 試掘坑平面図 (S=1/40 3.2 × 2m)



試掘坑基本土層(東壁) 土層説明

- I a層:表土。砂利、攪乱層。
- I b層:耕作土もしくは旧表土層。
暗褐色 10YR3/3。粘性、締まり弱。砂利多い。
- I c層:旧表土もしくはII層(富士黒土層相当)の再堆積(流土)層。
黒褐色 10YR2/2。粘性、締まり弱。ローム粒微量。炭化物粒微量。
- II c層:漸移層(黒褐色土主体)。
褐色 10YR4/4。粘性、締まり弱。ローム粒多い。スコリア粒(黒・茶)多量(〜2mm大)。
橙色粒、炭化物微量。
- II d層:漸移層(黄褐色土主体)。
褐色 10YR4/6。ローム粒多い。白色粒、橙色粒、炭化物粒微量。スコリア粒(茶)少量。
III層との漸移層。
- III層:立川ローム層、ソフトローム。
暗褐色 7.5YR3/4。黒色粒、スコリア粒(赤)少量。スコリア粒(黒)微量。粘性強く締まり弱い。下部は特にスコリア粒(黒)が多く認められる部分がある。
- IV層上部:立川ローム層、ハードローム。
褐色 7.5YR4/6。締まり強、粘性強。塊状のスコリア粒(黒色・茶色・橙色)多量(3mm〜1cm大)。白色粒少量。火山ガラス微量。
- IV層下部:立川ローム層、ハードローム。褐色 7.5YR4/4。IV上よりやや暗い。締まり強、粘性強。
- V層:第1黒色帯。暗褐色 7.5YR3/3。締まり強、粘性強。
- VI層:始良Tn火山灰降下層準。明褐色 7.5YR5/6。締まり強、粘性強。
- VII・IX層:第2黒色帯。褐色 7.5YR4/3。締まりやや弱、粘性普通。本地点では分層することが困難であった。
- X a層:明黄褐色 10YR6/8。VI層よりも明るい。締まり強、粘性強。
- X b層:土取り穴遺構底面。明黄褐色 10YR6/6。X層よりも明るく、最も明るい色の土層。締まり強、粘性強。

遺構 土層説明

- 土坑①(近代)
 - 1 黒褐色 10YR2/2。粘性、締まり弱。砂利少量。陶磁器片少量。切石出土。
 - 2 7.5YR4/3。粘性やや強、締まり強。ロームブロック多量。
 - 3 黒色 10YR2/1。粘性、締まり弱。ロームブロック少量。
 - 4 暗褐色 10YR3/3。粘性、締まり弱。ローム粒主体。
- 土坑②(近代)
 - 1 黒褐色 10YR2/2。粘性、締まり弱。砂利少量。ロームブロック少量。炭化物少量。赤色粒少量。陶磁器片少量。
- 土取り穴遺構(近世・北壁)
 - 1 灰黄褐色 10YR4/2。締まり弱、粘性弱。ロームブロック多量。小石少量。陶磁器類少量。焼土、炭化物少量。
 - 2 灰褐色 7.5YR4/2。締まり強い、粘性やや強。ロームブロック、土器片、小石、黒色粒少量。
 - 3 焼土主体層。にぶい赤褐色 5YR4/3。締まり弱、粘性弱。焼土、炭化物多量。ロームブロック多量。火災処理土と考えられる。焼けた瓦、土器多量。
 - 4 灰黄褐色 10YR4/2。1層よりやや暗い。締まり弱、粘性弱。黒色土少量。ロームブロック少量。焼土、炭化物少量。陶磁器片多量。
 - 5 ロームブロック主体層。褐色 7.5YR4/6。ロームブロック、ローム粒多量。黒色土少量。締まり弱、粘性やや強い。壁崩落土と考えられる。
 - 6 黒褐色 10YR3/2。黒色土少量、ロームブロック少量。締まり弱、粘性弱。陶磁器片少量。
 - 7 遺構底面直上の土層。黒褐色 10YR3/1。ローム粒子少量。締まり弱、粘性弱。

第4図 試掘坑土層断面図 (S=1/40 北壁・東壁)



写真1 試掘坑遺構検出状況①(西から)



写真2 試掘坑遺構検出状況②(東から)



写真3 土取り穴遺構検出状況(試掘坑北壁)①(南から)



写真4 土取り穴遺構検出状況(試掘坑北壁)②(南から)



写真5 土坑①・②検出状況(試掘坑東壁)①(西から)

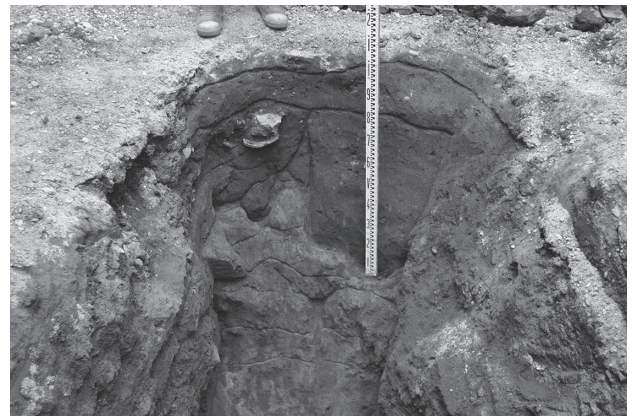


写真6 土坑①・②検出状況(試掘坑東壁)②(西から)



写真7 土取り穴遺構壁面(東壁土層断面)①(西から)



写真8 土取り穴遺構壁面(東壁土層断面)②(西から)

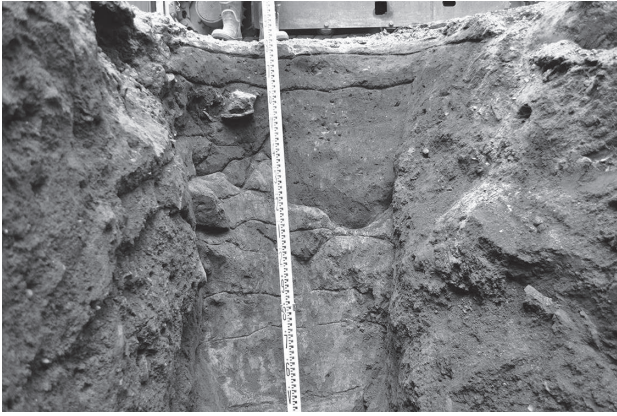


写真9 試掘坑東壁土層断面（基本土層）①（西から）

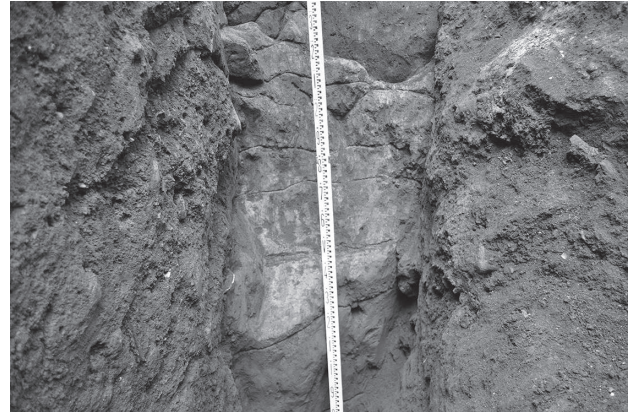


写真10 試掘坑東壁土層断面（基本土層）②（西から）

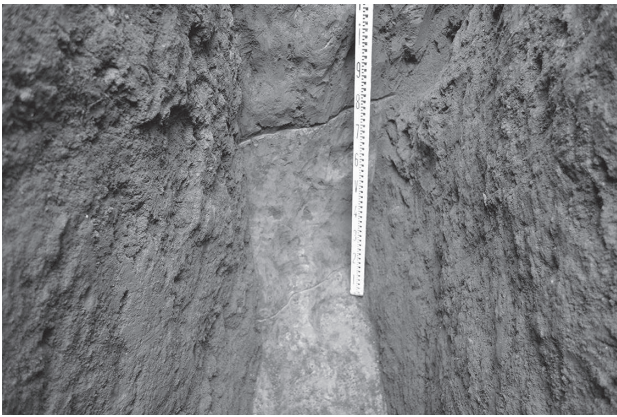


写真11 試掘坑東壁土層断面（基本土層）③（西から）



写真12 土坑①出土陶器



写真13 土取り穴遺構出土 磁器①



写真14 土取り穴遺構出土 磁器②



写真15 土取り穴遺構出土 磁器③



写真16 土取り穴遺構出土 陶器①



写真 17 土取り穴遺構出土 陶器②



写真 18 土取り穴遺構出土 陶器③

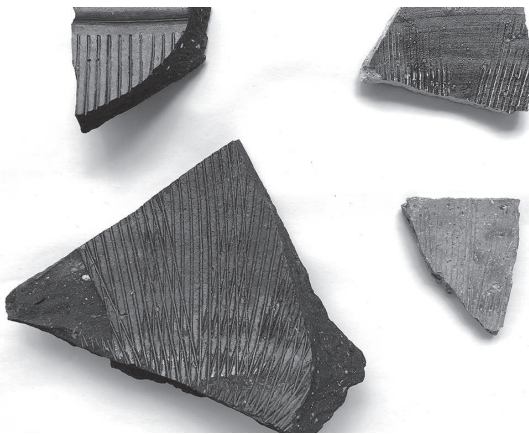


写真 19 土取り穴遺構出土 炆器



写真 20 土取り穴遺構出土 土器①



写真 21 土取り穴遺構出土 土器②



写真 22 土取り穴遺構出土 瓦



写真 23 土取り穴遺物出土 礫・ガラス瓶



写真 24 土取り穴遺構出土 貝

千駄木三丁目 3-3 地点(団子坂上遺跡)の調査概要報告

所在地 東京都文京区千駄木三丁目3番3号
調査原因 集合住宅建築
調査期間 2022年8月17日・18日
調査面積 18㎡

調査主体 文京区教育委員会
処置 記録保存
支援業者 株式会社武蔵文化財研究所

位置・環境 (第1図) 本調査地点は、東京都文京区千駄木三丁目3番3号地内に位置する。当該地は、本郷台地の東縁部に立地し、標高は約20.3mを測る。東側は斜面となり、根津谷を隔て上野台へ至る。

本調査地は、旧石器時代から縄文時代、弥生時代、平安時代、近世などの複合遺跡として周知されている団子坂上遺跡(文京区No.97)に該当する。

当該遺跡の南半部の調査では、旧石器時代の遺物集中部、縄文時代中期の集落址、弥生時代中期の集落址や環濠、平安時代の集落址、近世以降の地下室などの遺構が検出されており、各時期に伴う遺物が多数出土している(旧遺跡名である「千駄木三丁目南遺跡2005」、「千駄木三丁目南遺跡第2地点2007」)。このため、当該地点においても埋蔵文化財が存在している可能性は極めて高いと判断され、試掘調査を行う運びとなった。

調査方法 建設予定地内に3.0×5.0mの試掘坑1箇所を設定した(第2図)。まず、重機と人力によって表土や攪乱の掘削、除去を行い、その後、遺構確認面の検出に努めた。試掘坑の南側、遺構確認面(ローム層)上部の盛土中から縄文時代の遺物が集中的に出土したため、南側へ1m拡張して調査を進めた。遺物を回収しつつ、遺構確認面まで人力で掘り下げて精査を行った。遺構確認後、試掘坑配置図・平面図・層序図の作成、写真撮影による記録等を行った。作業終了後は試掘坑は埋め戻し、現況に復している。

調査結果 (第3図・写真1~16) 地表から40cm前後の深さで近世と想定される盛土層(2層・3層)を検出した。盛土層除去後に自然堆積層であるソフトローム層(立川ロームⅢ層相当)を確認した。遺物は2層・3層の盛土中から出土し、遺構はソフトローム層(Ⅲ層)上面で3基、2層同等面で1基検出した。

以下では、遺構、遺物の詳細を述べる。

検出遺構 遺構は4基検出した。1号遺構は、試掘坑の北側に位置する植栽痕である。掘方の覆土は黒褐色土を呈し、中央の根回し部は一段深く掘り込まれ、ローム土で埋められている。遺物を伴っていないため明確な時期決定は行えないが、近世から近代初頭の所産と考えられる。2号遺構は、試掘坑の南東角部に位置する浅い

土坑で、周囲で縄文時代の土器が出土しており、検出時に焼土塊を確認したことから竪穴住居に伴う炉跡を想定して調査したが、燃焼に伴う被熱痕が認められず、焼土塊も僅かであったことから焼土範囲とした。この他に近世以前と考えられるピット2基(P1・P2)が検出されている。

出土遺物 (写真17~24) 遺物は、近世と想定される盛土層(2層・3層)から723点が出土した。内訳は、縄文時代：土器676点、焼礫2点。弥生時代終わりから古墳時代前期および古代：土師器13点。近世：磁器4点、陶器8点、炆器1点、土器10点、瓦5点、銭貨1点、銅製品1点。近・現代：レンガ1点、時期不明：獣骨1点である。

縄文土器は676点の内、13点は縄文時代早期の撚糸文系土器と考えられる。文様構成は撚糸文、縄文、無文からなり、夏島式と思われる資料が1点あるが、残りは稲荷台式以降の資料と思われる。659点は縄文時代前期の資料である。文様構成は、無節縄文、単節縄文、附加条縄文、半截竹管による刺突文及び押し引き文、縄文による菱形文よりなっている。底部はこの時期特有の上げ底を呈している。これら前期の資料は黒浜3に比定されよう。前期の土器中には個体資料の出土状況を呈するものが認められた(写真18)。その他、縄文時代中期と思われる資料が4点出土しているが、この内1点は加曾利EⅢ式である。土師器は、弥生時代の終わりから古墳時代前期にかけての甕・台付甕がみられ、古代の甕片も出土している。近世の遺物は、肥前磁器の碗皿類、陶器は瀬戸・美濃産高田徳利、土瓶、炆器は丹波産播鉢、土器は土師質と瓦質の植木鉢、かわらけなどがみられ、この他に寛永通宝の波銭、銅製煙管の吸口、瓦が出土しており、これらの時期は18世紀後葉から19世紀中葉頃の所産である。近代以降の遺物ではレンガを再加工した製品が出土している。

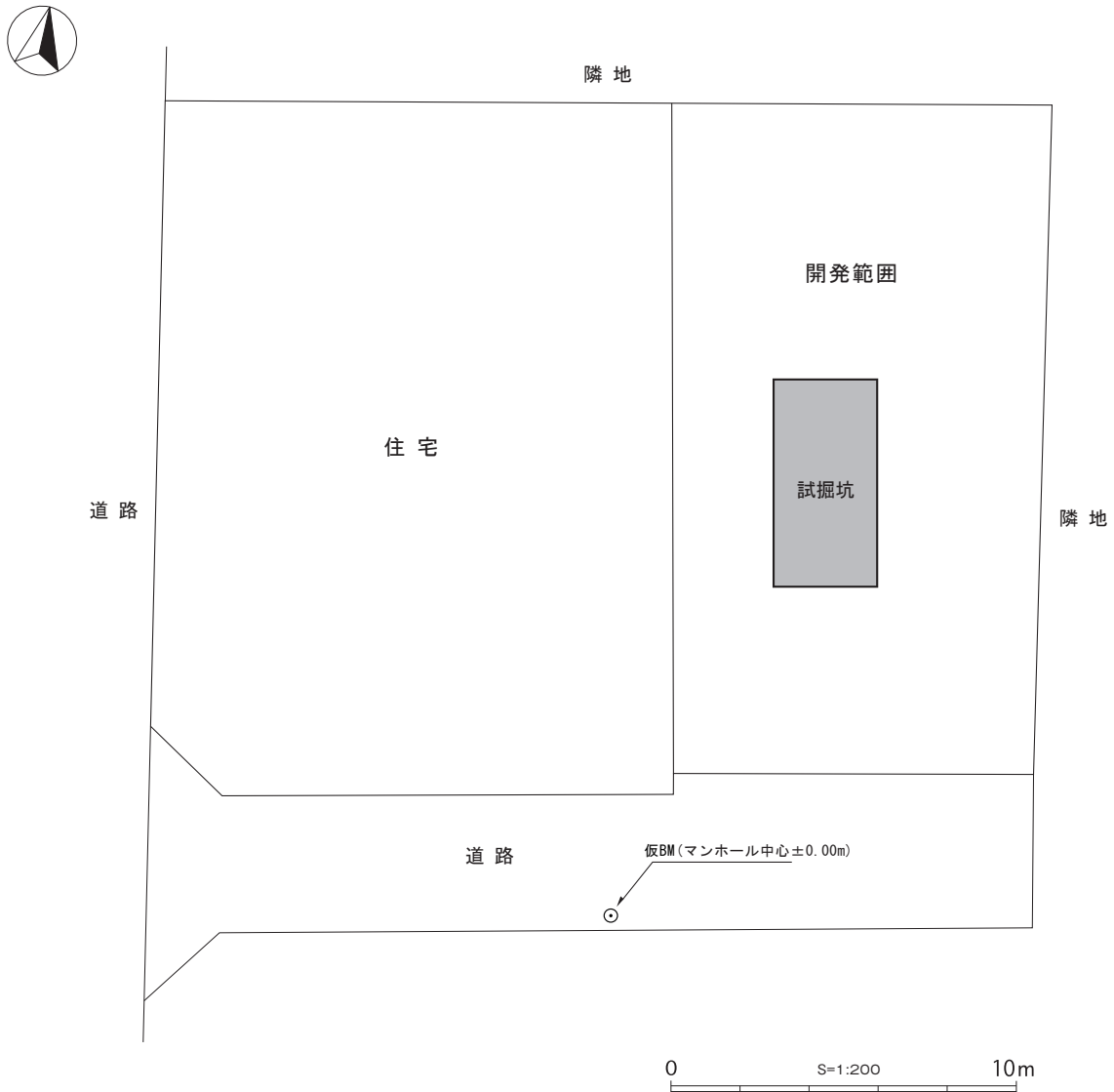
調査所見 今回の調査では、植栽痕、土坑、ピット2基の遺構を確認したが、いずれも明確な時期や性格を決定づけるものではなかった。遺物は多量の縄文時代の土器に加え、弥生時代の終わりから古墳時代前期の土師器および古代の土師器や近世の遺物も僅かではあるが出土

している。

当該調査地は、古地図・絵図などの史料によると近世の終わりには、加賀藩前田家の支藩である大聖寺藩下屋敷内の南端部であったことが分かる。近世の遺物は当該屋敷地に伴うものと思われる。また、検出された自然層面（上部が削平されているため一概には言えないが）は、北から南へ傾斜しており、近世以降では平坦に均されている状況からみて、おそらく近世期に当地活用に伴い高い部分を削り、その土を用いて低いところを埋めて平坦に整えられている。多数の縄文土器を始め、弥生時代の終わりから古墳時代前期の遺物は、当該地においても「千駄木三丁目南遺跡」（2005年）、「千駄木三丁目南遺跡第2地点」（2007年）の調査結果と同様に縄文時代の集落跡ならびに各時代の遺跡が存在していたものが、近世期にそれ以前の遺跡が遺存していたであろうソフトローム層上半部以上の削平によって遺跡が破壊され、その遺物を混入する盛土で整地されたと考えられる。そのため、大名屋敷地内と屋敷地外である既往調査地とで異なる様相になったと言えよう。

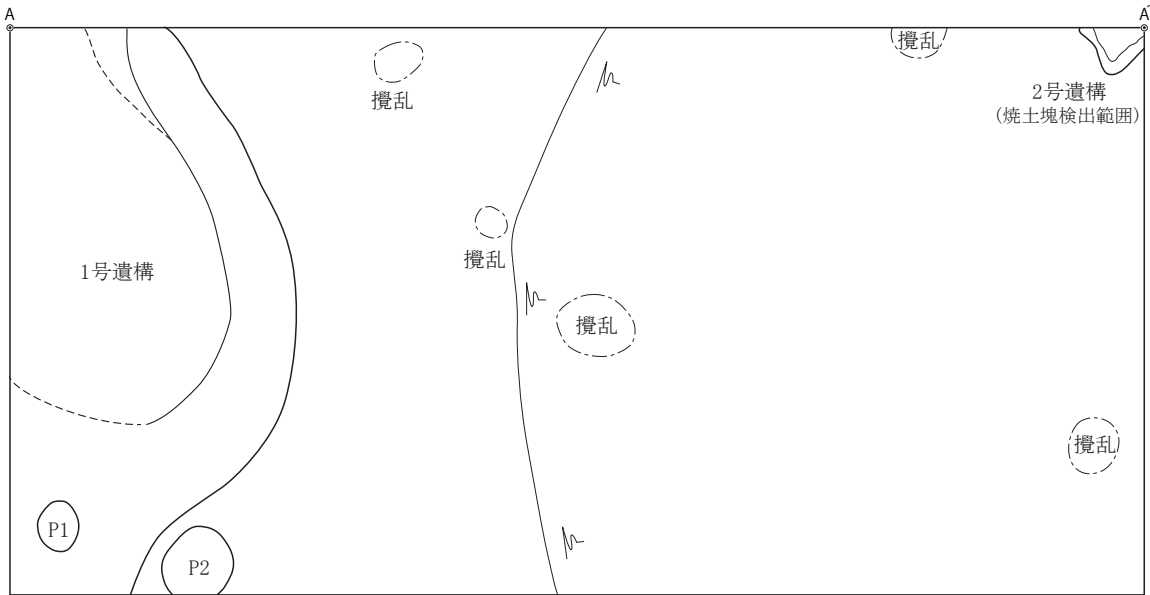
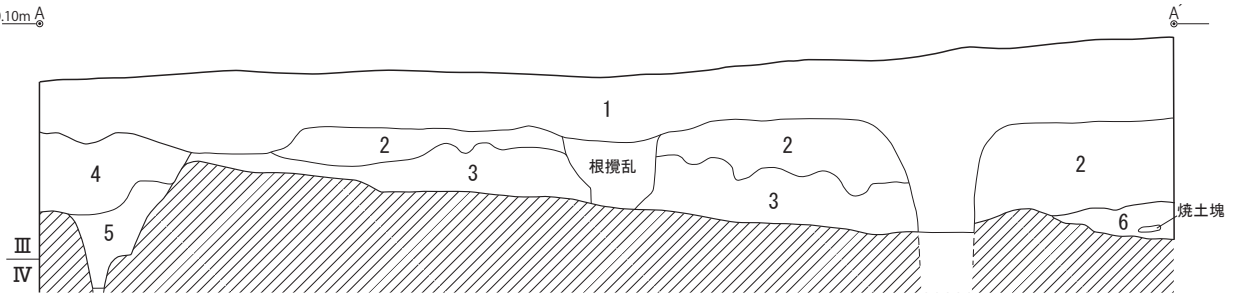


第1図 調査地点位置図 (S=1/2,500)



第2図 試掘坑配置図 (S=1/200)

板BM + 0.10m A



0 S=1:40 1m

試掘坑 土層説明

- 1層 表層。黒褐色土 (10YR3/2)。締り・粘性あり。
- 2層 黒褐色土 (10YR2/3)。締り・粘性あり。褐色スコリア (φ 1 ~ 3mm) 含む。上面部分的に硬化。近世・縄文時代遺物混入。(近世盛土か)
- 3層 暗褐色土 (10YR3/4)。締りやや強、粘性強。褐色スコリア (φ 2 ~ 5mm)、炭化粒 (φ 1 ~ 2mm)、焼土粒 (φ 1 ~ 2mm) 微量含む。縄文時代遺物やや多く混入。(近世盛土か)
- 4層 黒褐色土 (10YR2/3)。締り強、粘性あり。(1号遺構：植栽痕掘方覆土)
- 5層 褐色土 (10YR4/6)。ローム主体層。締り・粘性あり。黒褐色土をブロックで含む。(1号遺構：植栽痕根回し部覆土)
- 6層 暗褐色土 (7.5YR3/4)。締り強、粘性ややあり。ローム粒・小ブロックを多く含み、焼土粒 (φ 1 ~ 5mm) 含む。(2号遺構：焼土範囲覆土)
- Ⅲ層 ソフトローム層。締まりあり、粘性やや強。赤色スコリア (φ 1 ~ 2mm) 微量含む。
- Ⅵ層 ハードローム層。締まり強、粘性やや強。

第3図 試掘坑平面図・断面図 (S=1/40)



写真1 遺物出土状況（北から）

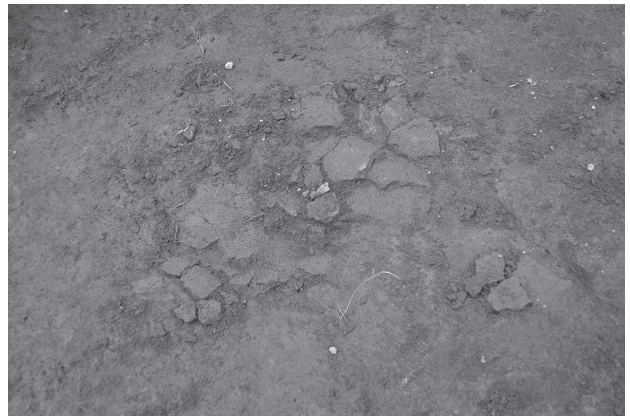


写真2 試掘坑東側遺物出土状況（北から）



写真3 試掘坑西側遺物出土状況（北から）



写真4 試掘坑完掘（南から）



写真5 試掘坑完掘（北から）



写真6 試掘坑東壁断面土層（西から）

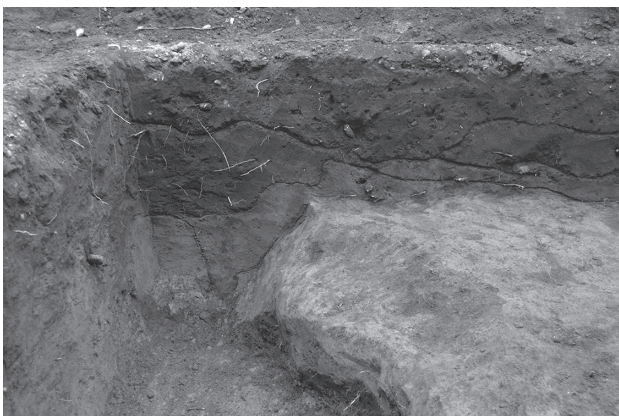


写真7 試掘坑東壁断面土層 北から1（西から）

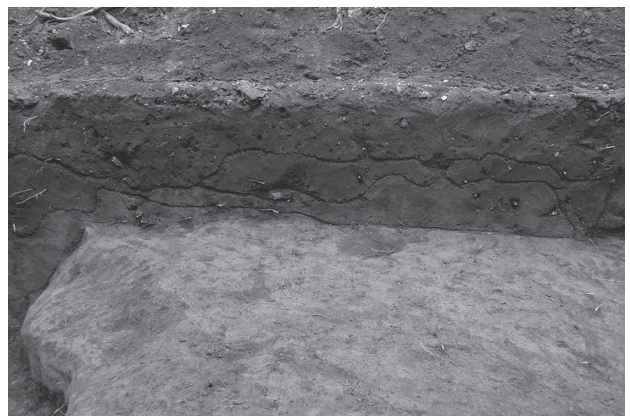


写真8 試掘坑東壁断面土層 北から2（西から）

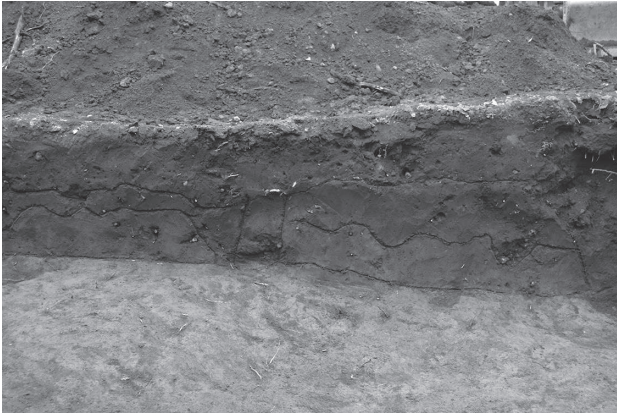


写真9 試掘坑東壁断面土層 北から3(西から)



写真10 試掘坑東壁断面土層 北から4(西から)



写真11 1号遺構 植栽痕(北から)

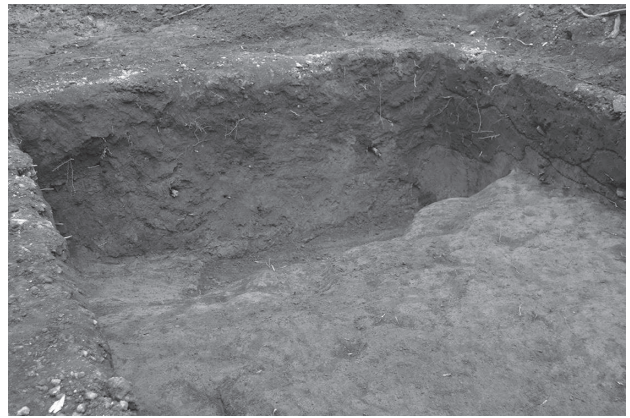


写真12 1号遺構 植栽痕断面土層(南から)

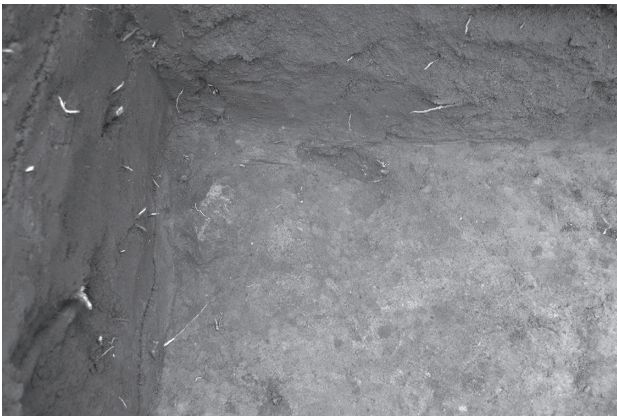


写真13 2号遺構 焼土範囲(北から)



写真14 2号遺構 焼土範囲断面土層(北から)



写真15 2号遺構 焼土範囲完掘(北から)



写真16 ピット検出(西から)



写真 17 出土遺物 縄文時代早期の土器

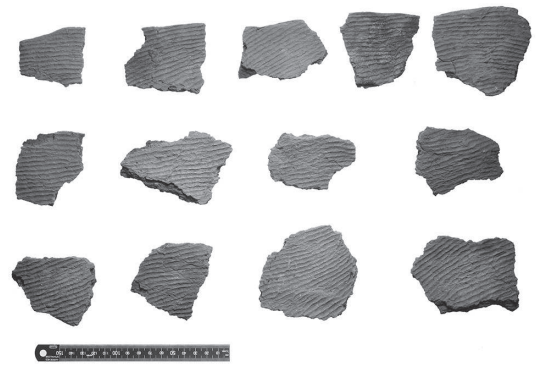


写真 18 出土遺物 縄文時代前期の土器（個体資料）

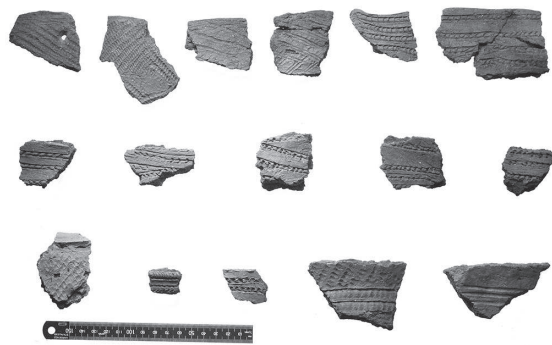


写真 19 出土遺物 縄文時代前期の土器

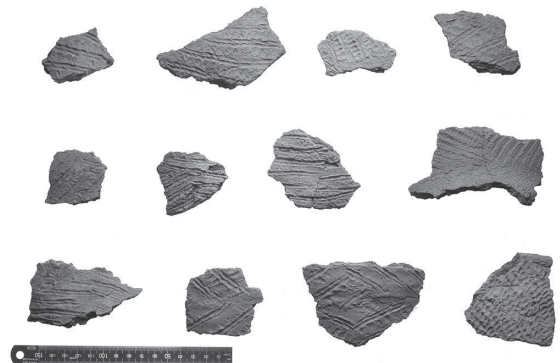


写真 20 出土遺物 縄文時代前期の土器



写真 21 出土遺物 縄文時代前期の土器



写真 22 出土遺物 縄文時代中期の土器



写真 23 出土遺物 弥生時代終わりから古墳時代前期および古代の土師器



写真 24 出土遺物 近世および近代以降の遺物

出土縄文土器接合復元

作業期間 2023年5月30日～6月21日

委託業者 株式会社武蔵文化財研究所

処理前調査 接合・復元対象となる個体（以下仮No.1とする）も含め、出土資料の状況調査を行ったところ、縄文時代前期黒浜式の土器が大半を占めており、繊維土器であることから資料の脆弱性が危惧された。そのため、資料強化が必要であることを区教委に伝え、薬剤塗布の許可を得た。また、施文の種類・原体・部位ごとに資料を分別し、仮No.1の同一個体と思われる部材を再収集して、作業に備えた。

クリーニング 対象資料受領時点で、遺物洗浄作業は実施済みのうえ、繊維土器が大半であることから、資料の劣化が進み、炭化した繊維部分が流出することを鑑み、破片の接合面にブラッシングによる洗浄を行った。

接合作業 対象となる個体（仮No.1）は、欠落している部分も多く、資料の劣化が著しいため、資料強化のためにパラロイドB-72剤を塗布した。薬剤塗布の前後の写真撮影を実施し、ほかの資料についてはそのまま接合作業に供した。接合作業実施後、破片の欠損による空隙に、樹脂系粘土（バイサム粘土）を用いて充填し、形状の修理に努めた。当初は年代測定に供する可能性もあるため、資料の部分的な採取を行う予定であったが、対象の炭化部分が少量であったために見送った（同一時期の破片資料が多く存在し、当該対象個体より、分析資料が多く採取できる資料がほかに認められるため）。最終的に接合した結果、形状把握が可能となった個体は、対象個体も含め3個体（うち1個体は2個の大片に復した）である。そのほか、底部片等、接合片については、作業終了時の記録写真撮影を実施のうえ、同一個体と判断される破片は同梱・収納し、ほかの破片類は分類した状態で収納した。



写真2 仮No.1 接合完了



写真3 仮No.2 接合修繕後



写真1 仮No.1 接合作業



写真4 仮No.3 接合修繕後

本郷四丁目9-11 地点(真砂町(真砂)遺跡)の調査概要報告

所在地 東京都文京区本郷四丁目9番11号
調査原因 個人住宅建築
調査期間 2022年8月24日
調査面積 4.6㎡

調査主体 文京区教育委員会
処置 記録保存
支援業者 テイクイトレード株式会社

位置・環境 本調査地点は、武蔵野台地東端部の本郷台に位置する。北側には東大下水の菊坂支流(現菊坂)と呼ばれる谷地形が北西方向に広がって本郷台を下刻しており、その谷に沿った舌状台地の付け根付近に位置する。当地点は旧石器・縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世および近世の複合遺跡(集落・屋敷)として登録されている真砂町(真砂)遺跡(文京区 No.51)の範囲に該当している。

調査方法 建物建設予定地内に東西1.0m×南北2.0mの試掘坑を2箇所設定した。試掘坑1では現地表面下約0.8～1.0mまで、試掘坑2では現地表面下約0.6～0.8mまでの掘削は重機によって行い、遺構確認面検出後は人力掘削とし遺構を検出した。試掘坑2においては北側に地下室を検出したため、遺構の形状や深さを確認するため北側に0.6m拡張し、現地表面下約2.0mまでの掘削を重機によって行った。

測量においては、調査対象敷地南西の隣接地境界点を仮B.M(0.0m)とし平面図・土層断面図の作成に用いた。記録を完了後、重機にて試掘坑を埋め戻し、復旧を行い、調査を終了した。

検出遺構 試掘坑1の遺構確認面は、現地表面下約0.8～1.0mの第Ⅱ層(漸移層)および第Ⅲ層ソフトローム上面とした。検出された遺構は、土坑②～⑤、ピット②である(土坑⑤は当初ピット①とした)。土坑②・③はⅡ層上面(6層下面)より検出し、土坑④は3層上面にて検出した。いずれも近代の遺構であると考えられ、当該時期に少なくとも2面を認識できた。土坑②と③は重複しており、土坑③が新しい。土坑③と土坑④も重複しており、土坑④が新しい。

土坑⑤とピット②は第Ⅲ層ソフトローム上面にて検出した。土坑⑤はその検出面より黒曜石製剥片(No.1)と縄文土器片(No.2)が出土した。覆土からも縄文土器(No.3, 4等)・石器が出土し、土器型式の特徴から、縄文時代中期阿玉台式期の土坑と判断された。土坑の形態・規模から、小児用の墓坑の可能性もある。

試掘坑2の遺構確認面は、現地表面下約0.4～0.7mの第Ⅲ層ソフトローム上面とした。検出された遺構は、土坑①、地下室である。土坑①は覆土(炭化物主体層)

の特徴から近代の遺構であると考えられる。遺構掘り込み面も2層中にあり、土層の特徴も共通する。地下室は現地表面下約2.0mまで掘削したものの、遺構底面を確認することはできなかった。現地表面下約1.2～1.4mの遺構壁面は南側に膨らんでおり、フラスコ状の壁面となることが判明した。平面形態においてはその全体を明らかにすることはできなかった。

出土遺物 試掘坑1の一括遺物(近世～近代)として、磁器17点、陶器26点、炆器(摺鉢)1点、土器3点(焼塩壺蓋1点含む)、土製品1点、瓦1点、貝5点の合計54点が出土した。遺構検出面(Ⅱ層)からは、陶器2点、炆器(摺鉢)3点、瓦7点の合計12点が出土した。土坑②からは陶器2点が出土し、土坑④からはガラス瓶1点が出土した。土坑⑤からは取り上げ遺物(4点)に加え、一括遺物として縄文土器4点(阿玉台式)、礫3点の合計11点が出土した。

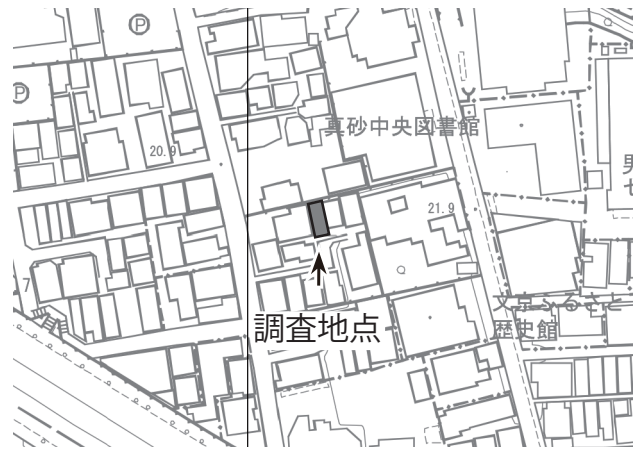
試掘坑2の一括遺物として、剥片1点(縄文)、磁器7点、陶器56点、土器1点、泥めんこ1点、瓦2点、の合計68点が出土した。地下室からは、磁器26点、陶器83点、土器5点、瓦1点、木材1点の合計116点が出土した。

調査所見 試掘坑1・2によって、近代に帰属すると考えられる遺構(2面)、近世に属すると考えられる遺構(1面)、縄文時代中期に属すると考えられる遺構(1面)を確認しており、少なくとも4～5面にわたる遺構の存在が予測される。わずか計4.6㎡の試掘坑から計7基の遺構が検出されたことからその密集度合いは高いと判断される。出土遺物からも縄文時代中期阿玉台式期の土器・石器に加え、近代から近世の陶磁器類が多量に出土しており、周辺地に類似した複数時期の遺跡・遺構の存在が予想され、重要な地点であることがわかる。

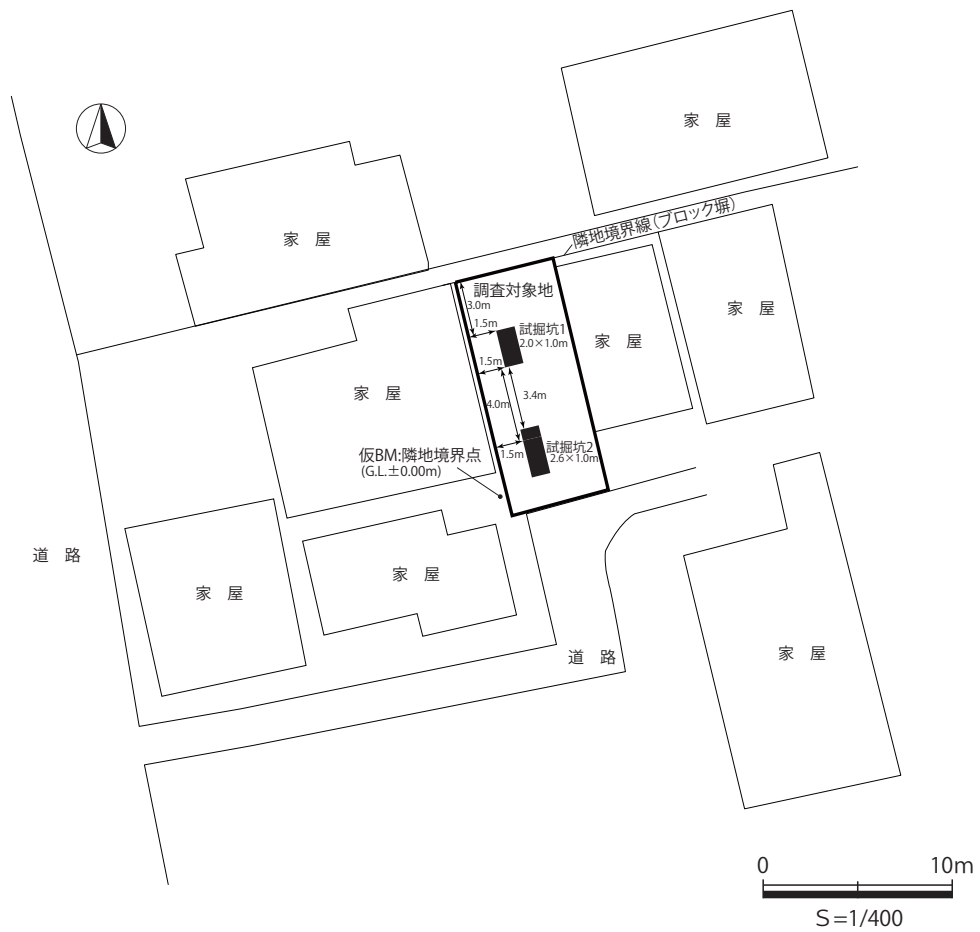
武蔵野台地の沿岸地域では縄文時代中期阿玉台式期の墓坑と考えられる土坑の単独検出が多く認められており、本例(試掘坑1：土坑⑤)もその例に該当する可能性がある。

また、近世では本調査地点周辺において、地下室などの武家屋敷に関連する多数の遺構が検出されており、本調査地点(試掘坑2：地下室)もこれに続く集落もしくは

は屋敷跡の中に位置していると考えられる。

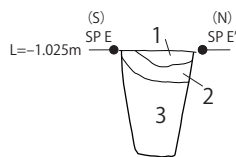


第1図 調査地点位置図 (S=1/2,500)

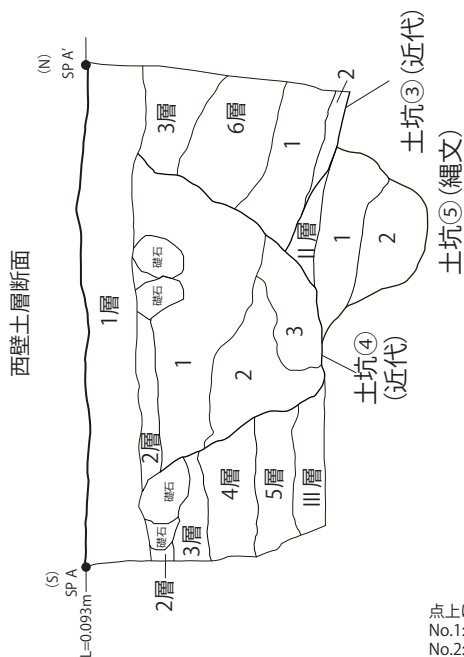
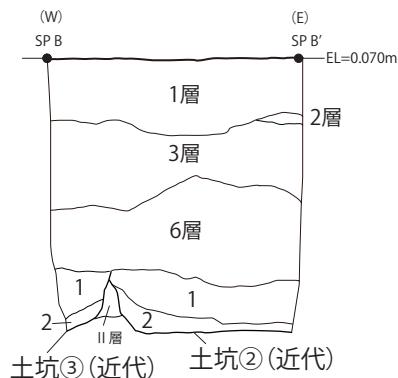


第2図 試掘坑位置図 (S=1/400)

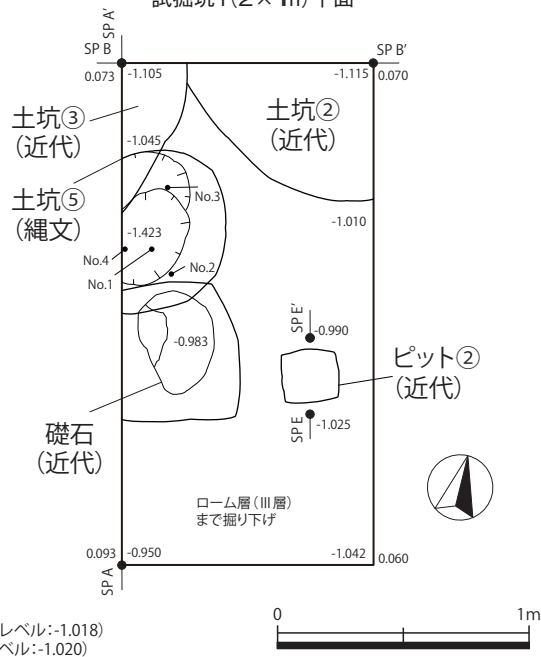
ピット②土層断面



北壁土層断面



試掘坑1(2×1m)平面



点上げ遺物

- No.1:黒曜石製剥片 (レベル:-1.018)
- No.2:縄文土器片 (レベル:-1.020)
- No.3:縄文土器口縁部片 (阿玉台式) (レベル:-1.287)
- No.4:縄文土器底部片 (レベル:-1.185)

試掘坑1 土層説明

- 1層:表土。
 黒褐色 10YR2/2。締まりやや強、粘性やや強、土粒やや密。焼土(1~50mm)、砂利(5~20mm)、礫(20~50mm)少量炭化物(1~50mm)微量。現代盛土。
- 2層:暗灰色 N3/0。締まり強、粘性弱、土粒密。炭化物(1~10mm)、焼土粒(1~30mm)多量。砂利(5~20mm)、砂粒少量。層上面が比熱している。硬化面。礎石はこの面に伴う。トレンチ2の本層には硬化面はなく、炭化物主体層となる。
- 3層:黒褐色 10YR2/2。締まりやや弱。粘性やや強、土粒やや粗。焼土粒(1~20mm)、瓦片、砂利(5~20mm)、礫(20~50mm)少量。炭化物(1~10mm)微量。近代盛土。
- 4層:貝主体層。黒褐色 10YR3/2。締まり弱。粘性弱、土粒粗。貝片多量(カキ・赤貝・ハマグリ・サルボウ・オキシジミなど)。砂粒少量。瓦片微量。
- 5層:焼土主体層。暗赤褐色 5YR3/2。締まり弱、粘性弱、土粒粗。焼土、炭化物(1~10mm)多量。砂粒、貝片少量。砂利(5~20mm)微量。
- 6層:黒褐色 2.5Y3/1。締まりやや強、粘性強、土粒やや粗。焼土(1~20mm)、炭化物(1~20mm)、陶磁器片、瓦片少量。近代盛土。
- II層:立川ローム層第II層(第III層との漸移層。もしくはその流土の可能性もあり)。暗褐色 7.5YR3/3。締まりやや強、粘性やや強、土粒やや密。
- III層:立川ローム(ソフトローム)層。暗褐色 7.5YR3/4。黒色粒、スコリア粒(赤)少量。スコリア粒(黒)微量。粘性強く締まり弱い。下部は特にスコリア粒(黒)が多く認められる部分がある。

遺構 土層説明

- 土坑②
- 1 黒色 2.5Y2/1。締まりやや弱、粘性やや強、土粒やや粗。炭化物(1~50mm)多量、焼土(1~30mm)少量。
 - 2 黒褐色 10YR3/2。締まり弱、粘性やや強、土粒やや粗。焼土(1~20mm)少量、炭化物(1~10mm)微量。
- 土坑③
- 1 黒褐色 7.5YR2/2。締まりやや強、粘性やや強、土粒やや密。焼土粒(1~30mm)多量。
 - 2 黒褐色 7.5YR3/1。締まりやや強、粘性やや強、土粒密。ローム粒(1~10mm)少量。砂粒微量。
- 土坑④
- 1 黒褐色 2.5Y3/1。締まり弱、粘性やや弱、土粒粗。瓦片多量。砂粒、焼土粒(1~30mm)少量。層上部に凝灰岩礎石2点検出。瓦集中土坑。
 - 2 暗赤褐色 5YR3/2。締まり弱、粘性弱、土粒粗。焼土、炭化物(1~10mm)多量。砂粒、貝片少量。砂利(5~20mm)微量。
 - 3 黒色 2.5Y2/1。締まりやや弱、粘性弱、土粒やや粗。炭化物(1~50mm)、焼土(1~30mm)少量。
- 土坑⑤(当初、ピット①とした)
- 1 黒色 2.5Y2/1。締まりやや弱、粘性やや弱。炭化物粒、ローム粒、スコリア粒少量。縄文時代中期阿玉台1b式土器片(取り上げNo.3・4)出土。
 - 2 黒褐色 2.5Y3/1。ロームブロック、ローム粒子多量。スコリア粒、土器片粒微量。
- ピット②(方形。柱穴か)
- 1 黒褐色 2.5Y3/1。ロームブロック、ローム粒子少量。炭化物粒微量。
 - 2 暗灰黄色 2.5Y4/2。ロームブロック、ローム粒子多量。
 - 3 オリーブ褐色 2.5Y4/3。ロームブロック、ローム粒子主体層。

第3図 試掘坑1平面図・土層断面図 (S=1/30)

試掘坑2 土層説明

1層:表土。

黒褐色 10YR2/2。締まりやや強、粘性やや強、土粒やや密、焼土(1~50mm)、砂利(5~20mm)、礫(20~50mm)少量、炭化物(1~50mm)微量。現代盛土。

2層:暗灰色 N3/0。締まり強、粘性弱、土粒密。炭化物(1~10mm)、焼土粒(1~30mm)多量。

砂利(5~20mm)、砂粒少量。層上面が比熱している。硬化面。礎石はこの面に伴う。トレンチ2の本層には硬化面はなく、炭化物主体層となる。

III層:立川ローム(ソフトローム)層。暗褐色 7.5YR3/4。黒色粒、スコリア粒(赤)少量。

スコリア粒(黒)微量。粘性強く締まり弱い。下部は特にスコリア粒(黒)が多く認められる部分がある。

IV層:立川ローム(ハードローム)層。褐色 7.5YR4/6 スコリア粒(黒色・茶色・橙色)

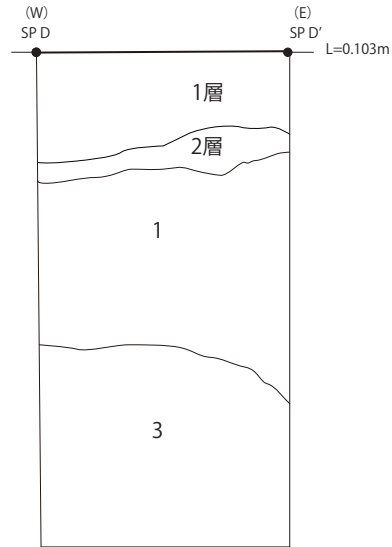
多量(1mm~5mm大)。白色粒少量。火山ガラス微量。

遺構 土層説明

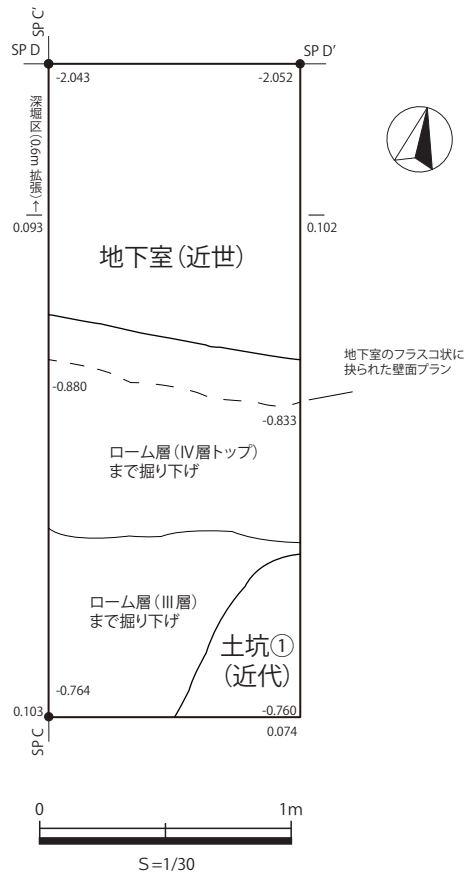
地下室(近世・立川ローム層第III層上面、2層の下に検出面)。

- 1 黒褐色土 5YR2/1。締まり弱、粘性やや弱。土粒やや粗。炭化物、焼土多量。漆喰粒、灰少量。瓦、陶磁器類多量。
- 2 褐灰色土 5YR4/1。締まり弱、粘性弱、土粒やや粗。灰、炭化物主体土(暗灰色 N3/0)を部分的に含む。焼土、瓦、土器片少量。
- 3 暗褐色 7.5YR3/4。ロームブロック多量。黒色土との混土層。炭化物粒多量。焼土少量。瓦、陶磁器類多量。
- 4 黒褐色土 7.5YR3/1。締まりやや強、粘性弱、土粒やや密。炭化物少量。陶器片多量。ローム粒微量。

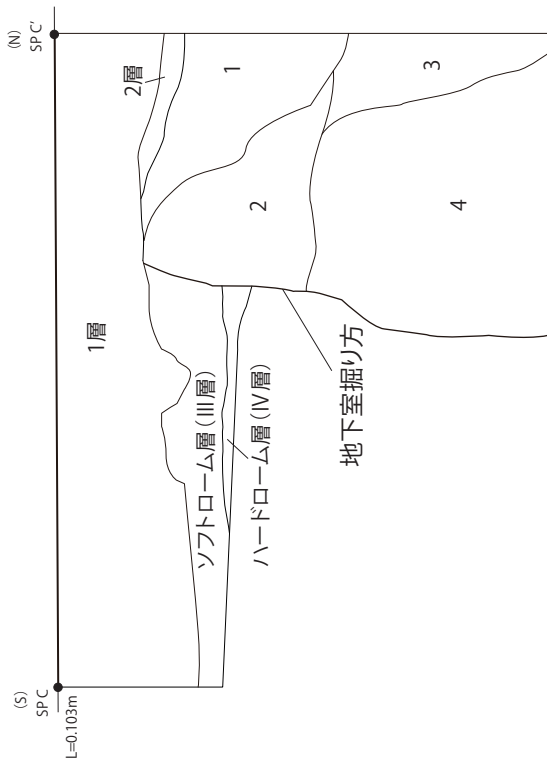
北壁土層断面



試掘坑2(2.6×1m)平面



西壁土層断面



第4図 試掘坑2平面図・土層断面図 (S=1/30)



写真1 試掘坑1遺構検出状況①(東から)



写真2 試掘坑1遺構検出状況②(西から)



写真3 試掘坑1土坑⑤検出状況(No.1・2出土状況)(西から)

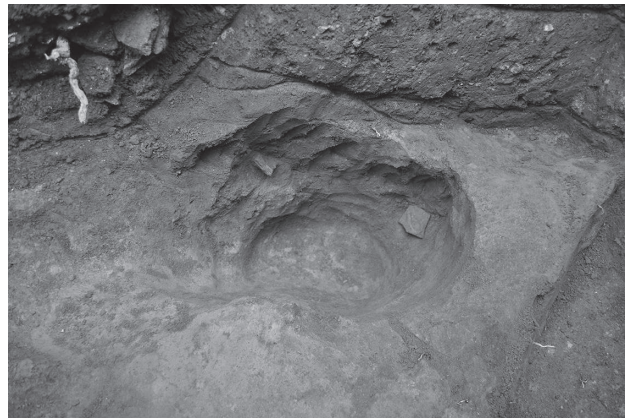


写真4 試掘坑1土坑⑤完掘状況(No.3・4出土状況)(東から)



写真5 試掘坑1土坑⑤完掘状況(No.3・4出土状況)(南から)

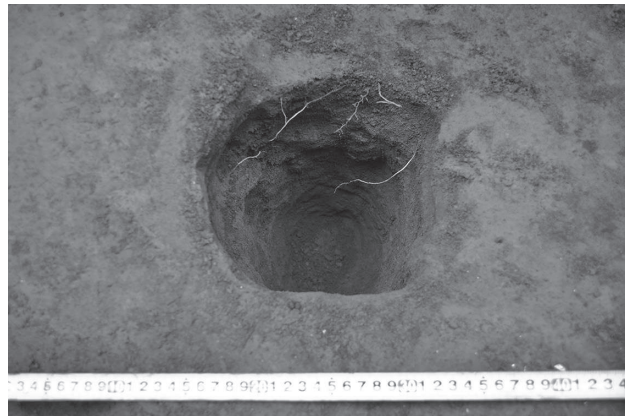


写真6 試掘坑1ピット②土坑完掘状況(試掘坑東壁)②(西から)



写真7 試掘坑1西壁土層断面(東から)



写真8 試掘坑1北壁土層断面(南から)



写真 9 試掘坑 2 遺構検出状況① (東から)



写真 10 試掘坑 2 遺構検出状況② (南から)



写真 11 試掘坑 2 地下室掘削状況 (南から)



写真 12 試掘坑 2 土坑⑤地下室土層堆積状況 (南から)

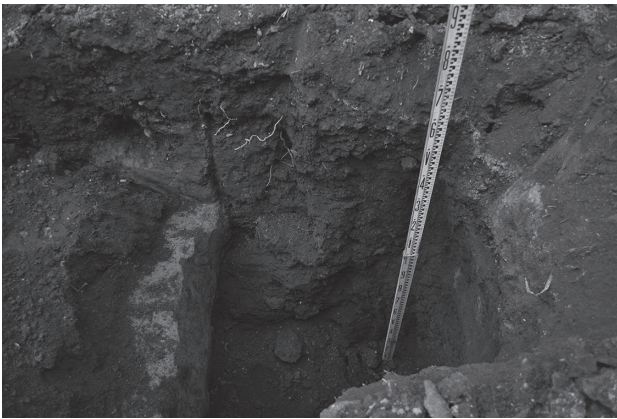


写真 13 試掘坑 2 地下室土層堆積状況 (東から)



写真 14 試掘坑 2 地下室南側壁面確認状況 (北から)



写真 15 試掘坑 1 一括 磁器・陶器・炆器・土器・土製品



写真 16 試掘坑 1 遺構検出面 (Ⅱ層) 一括 炆器・瓦

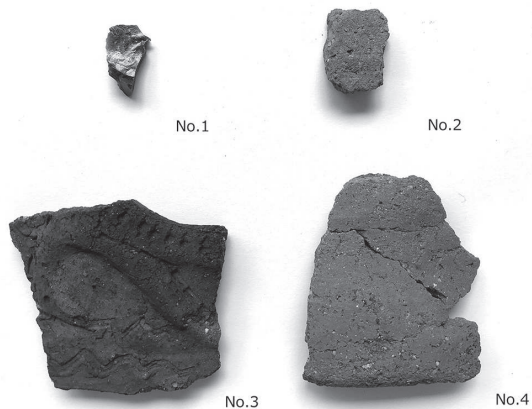


写真 17 試掘坑 1 土坑⑤出土点上げ遺物 (No.1 ~ 4)



写真 18 試掘坑 1 土坑⑤覆土出土 (阿玉台式土器・礫)



写真 19 試掘坑 1 土坑②覆土出土 陶器



写真 20 試掘坑 1 土坑④覆土出土 ガラス瓶



写真 21 試掘坑 2 出土一括 磁器・陶器・瓦



写真 22 試掘坑 2 地下室覆土出土 陶器



写真 23 試掘坑 2 地下室覆土出土 磁器・陶器・土器 外面



写真 24 試掘坑 2 地下室覆土出土 磁器・陶器・土器 内面

本駒込五丁目 71-17 地点(地番)(上富士前町遺跡)の調査概要報告

所在地 東京都文京区本駒込五丁目71番17号(地番) 調査主体 文京区教育委員会
 調査原因 個人住宅建築 処置 記録保存
 調査期間 2022年8月25日 支援業者 株式会社イビソク
 調査面積 8㎡

位置・環境 本調査地点は、文京区本駒込五丁目71番に所在する。区域の北東部、武蔵野台地東端の本郷台地上に立地し、標高は約22mを測る。本遺跡は、東京都遺跡地図に縄文時代から奈良・平安時代および近世の複合遺跡である上富士前町遺跡（文京区No.16）として登録されている。

調査方法 調査対象地内の北東側に2.0m×4.0mの試掘坑を設定した。表土層を重機で掘削し、その後に人力により遺構確認作業を行った。測量は本駒込五丁目67番8地先の区道上に所在する3級基準点・文3-H30007から標高と座標を調査地内へ移動し、平面図と土層断面図の作成を行った。重機にて試掘坑を埋め戻し、復旧を行い、調査を終了した。

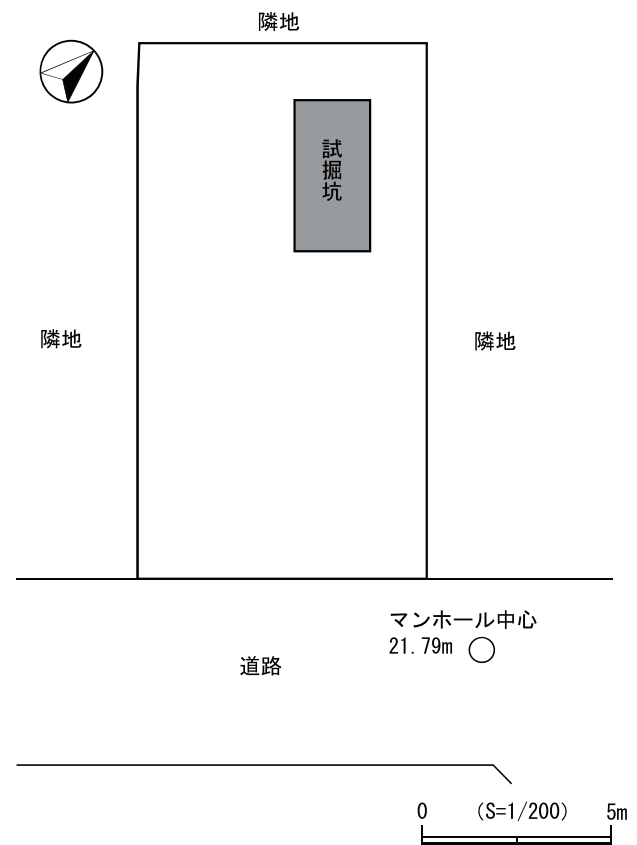
検出遺構 試掘坑の北側は立川ロームのⅢ層上面まで攪乱されていた。南側は武蔵野台地の基本層序のⅡ層が残り、遺構1基(P1)を検出した。P1は底面形が不整形であるため、根跡等と考えられる。帰属時期は出土遺物がないため不明である。

出土遺物 表土層から4点出土した。遺構に伴う遺物は出土していない。内訳は、土師器1点、近代(19世紀末)の磁器2点、近世の瓦質陶器1点、土師器1点である。土師器は細片のため器種は不明である。

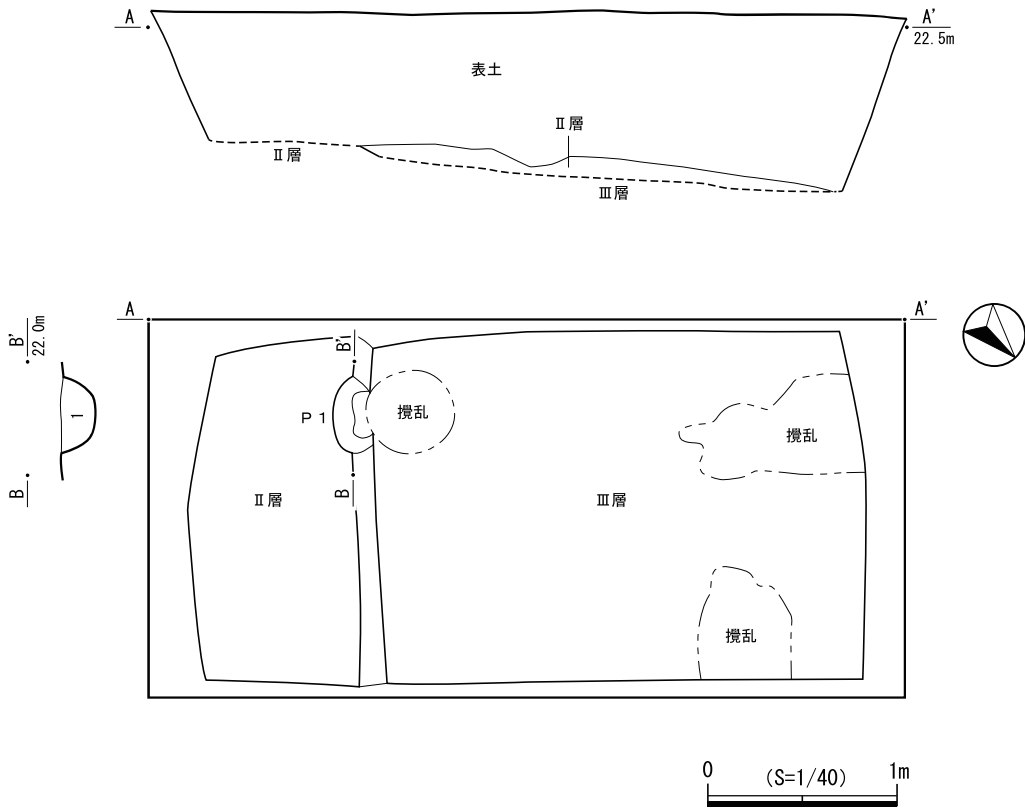
調査所見 今回の調査地点では、試掘坑内の大半が攪乱されており、上富士前町遺跡に関連する明確な遺構は確認されなかった。遺物は表土中から土師器が出土しており、近隣に当該時期の遺構が存在した可能性を示唆している。



第1図 調査地点位置図 (S=1/2,500)



第2図 試掘坑位置図 (S=1/200)



試掘坑土層説明

表土層 解体ガラを含む、旧建物解体・整地に伴う表土。

II 層 暗褐色土 (10YR3/4)

締まり中位・粘性中位 赤色スコリア (φ1mm) を微量含む。

III 層 黄褐色ローム (10YR5/6)

締まり中位・粘性中位 ソフトローム層。

P1 土層説明

1 層 暗褐色土 (10YR3/3)

締まり中位・粘性中位 赤色スコリア (φ1mm) を微量含む。

第3図 試掘坑平面図・断面図 (S=1/40)



写真1 試掘坑検出全景（北から）



写真2 試掘坑完掘全景（北から）

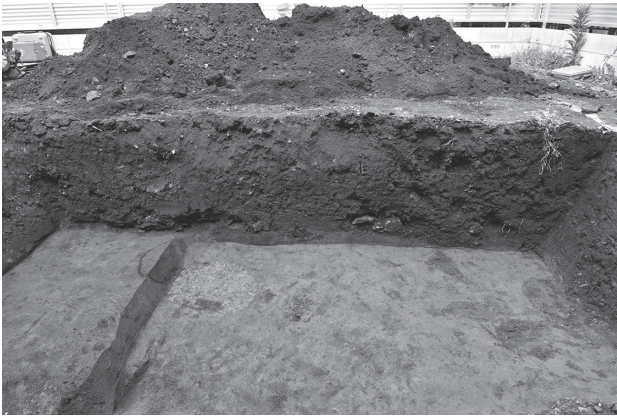


写真3 試掘坑西壁土層断面（東から）



写真4 P1東西土層断面（北から）



写真5 P1完掘状況（北から）

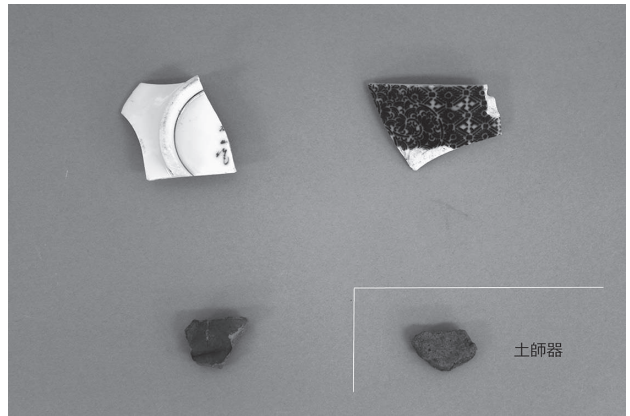


写真6 表土出土遺物

大塚一丁目1-5 地点(大塚遺跡)の調査概要報告

所在地 東京都文京区大塚一丁目1番5号
調査原因 集合住宅建築
調査期間 2022年11月7日
調査面積 14m²

調査主体 文京区教育委員会
処置 記録保存
支援業者 株式会社イビソク

位置・環境 本調査地点は、文京区大塚一丁目1番5号に所在する。区域の南西部に位置し、武蔵野台地東端の小日向台地に立地する。標高は約25mを測る。本調査地点は、縄文時代と奈良・平安時代および近世の複合遺跡である大塚遺跡（文京区No.1）の範囲に該当する。

調査方法 調査対象地内の北側に、7.0m×2.0mの試掘坑を1箇所設定した。表土を重機で除去した後、人力により遺構確認作業を行った。試掘坑は直近の建物による攪乱が著しく、表土直下で自然堆積層と考えられるソフトローム層（立川ローム層Ⅲ層相当）が検出された。土層の観察は、試掘坑の北壁と西壁で行ったが、調査区外の敷地南壁でソフトローム層より上層が確認できたため、補足で写真・図面での記録を行った。図面の記録は、調査地点から南西側へ約16mに位置する3級基準点・文3-R02126と、そこから西側へ約59m離れた文・3-R02125の2点を用いて、座標・標高を調査地内へと移動し、平面図・断面図の作成を行った。試掘坑の記録写真と図面での記録を行った後、重機による埋戻しを行って現地調査は終了した。

検出遺構 地表面から-0.10m（標高24.75m）で、自然堆積層と考えられるソフトローム層（立川ローム層Ⅲ層相当）が検出されたが、遺構は検出されなかった。

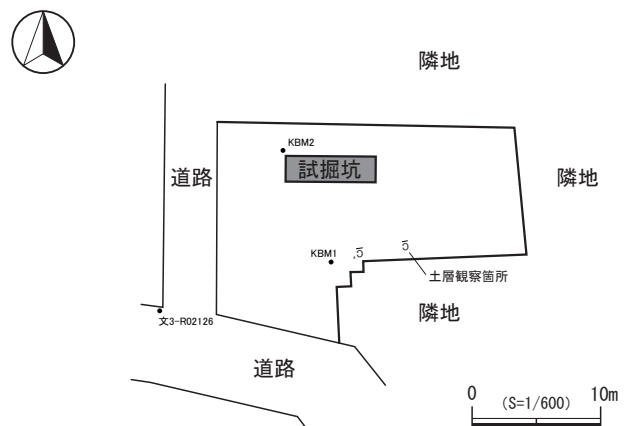
出土遺物 遺物は、試掘坑の1層（表土）から19点、調査区外南壁の2層から2点、敷地内の表面採集で3点検出された。各層の出土遺物の内訳は、試掘坑の1層が、近世の陶器4点、土器2点（19世紀前半）と、近代の磁器3点、陶器5点、瓦4点、タイル1点（19世紀末～20世紀初頭）である。近世の遺物が数点入るものの年代は近代と推定される。調査区外南壁の2層は近世～近代の瓦2点で、敷地内の表面採集は、赤彩された土師器1点、近世の陶器1点（19世紀前半）、土器1点（19世紀代）である。土師器は細片のため器種は不明である。

調査所見 本調査地点では、調査区内においては自然堆積層と考えられるソフトローム層（立川ローム層Ⅲ層相当）まで攪乱が及んでおり、明確な遺構は検出されなかった。遺物は表土から近世の陶器と、表面採集で土師器の小片が出土しており、当該期の遺構が存在した可能性がある。また、調査区外の敷地南壁ではソフトローム

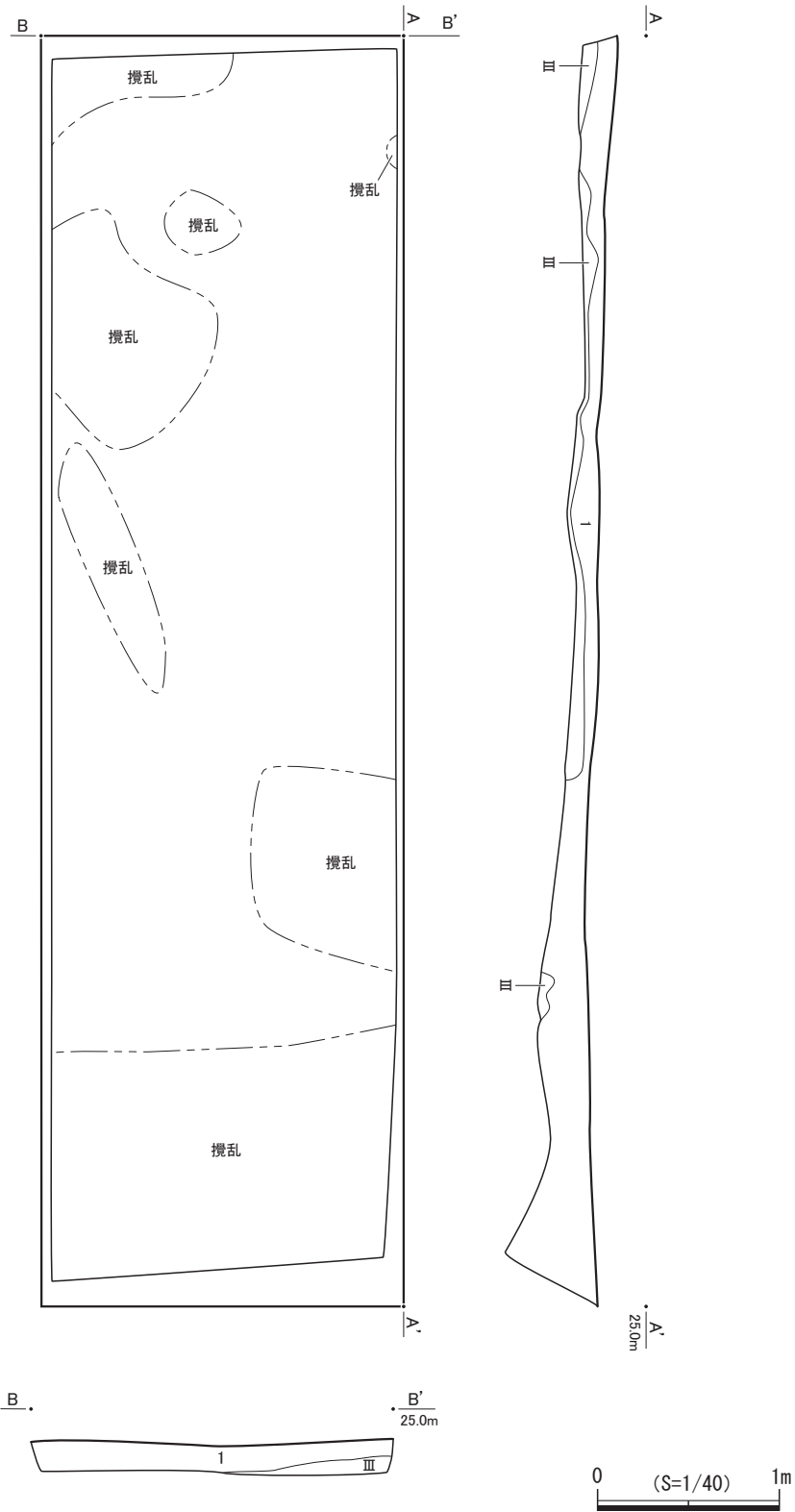
層より上層が残存しており、表土直下には近世～近代の瓦を包含する盛土と、それより下層にローム漸移層（立川ローム層Ⅱ層相当）の堆積が確認された。



第1図 調査地点位置図 (S=1/2,500)

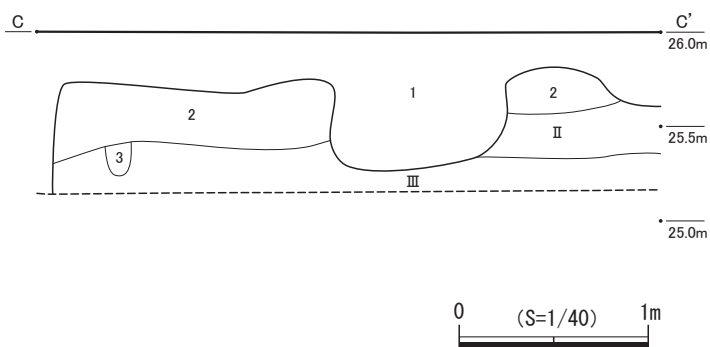


第2図 試掘坑位置図 (S=1/600)



- 1. 灰黄褐色土 (10YR4/2) 締りややあり 粘性弱い 砕石を含む。表土・攪乱。
- Ⅲ. 褐色土 (10YR4/6) 締りあり 粘性あり。
赤色スコリア (Φ0.1 ~ 0.2mm) を少量含む。 黒色スコリア (Φ0.1 ~ 1mm) を微量含む。 自然堆積層 (ソフトローム層)。

第3図 試掘坑平面図・断面図 (S=1/40)



1. 灰黄褐色土 (10YR4/2) 締りやや弱い 粘性やや弱い ロームブロック中量含む 表土・攪乱。
 2. 黒褐色土 (10YR3/2) 締りややあり 粘性やや弱い 炭化物 Φ 0.1～2mm 少量含む 近世～近代の瓦片出土 耕作土か。
 3. 明黄褐色土 (10YR6/6) 締りあり 粘性あり。
- Ⅱ. 暗褐色土 (10YR3/3) 締りあり 粘性あり 自然堆積層 (ローム漸移層)。
- Ⅲ. 褐色土 (10YR4/6) 締りあり 粘性あり 自然堆積層 (ソフトローム層)。

第4図 調査区外南壁断面図 (S=1/40)



写真1 試掘坑全景（東から）



写真2 試掘坑西壁土層断面（東から）

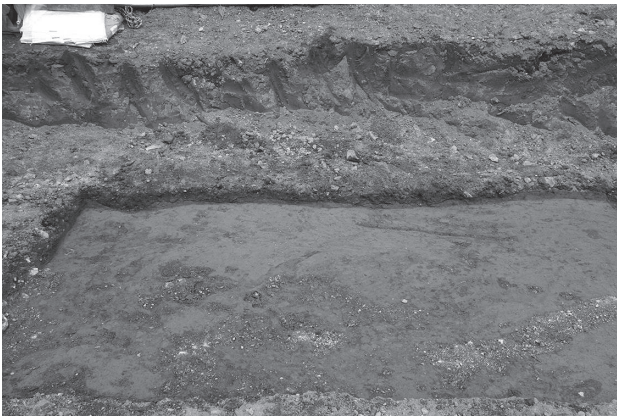


写真3 試掘坑北壁土層断面西側（南から）



写真4 試掘坑北壁土層断面東側（南から）



写真5 調査区外南壁土層断面（北から）



写真6 1層（表土・攪乱）出土遺物



写真7 調査区外南壁2層出土遺物

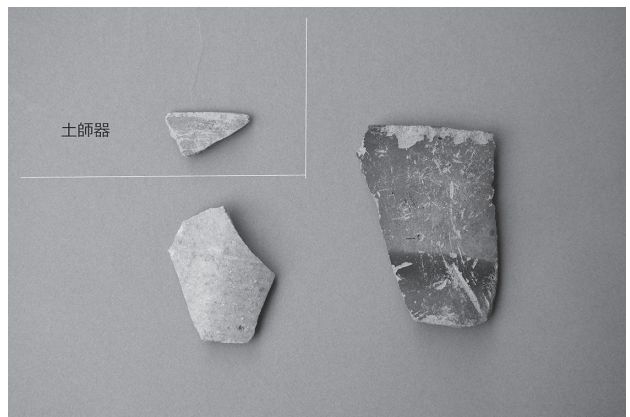


写真8 表面採取遺物

弥生二丁目10-4 地点(本郷台遺跡群)の調査概要報告

所在地 東京都文京区弥生二丁目10番4号
調査原因 個人住宅建築
調査期間 2022年11月9日
調査面積 12㎡

調査主体 文京区教育委員会
処置 記録保存
支援業者 株式会社武蔵文化財研究所

位置・環境 本調査地点(以下、本地点という。)は、東京都文京区弥生二丁目10番4号地内に位置し、地形的には、本郷台地と上野台地の間を南北に縦断する谷筋(旧藍染川)内に立地し、標高は10m前後、近接する東京大学赤門前との比高差は、およそ14mである。遺跡としては、旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、平安時代、近世の包蔵地として周知される本郷台遺跡群(文京区No.47)に該当し、近隣には国指定史跡の弥生二丁目遺跡(向ヶ岡貝塚(文京区No.28-C))が位置している。本地点においても埋蔵文化財が存在する可能性が考えられたため、今回試掘調査を行うこととなった。

調査方法 調査対象地内に試掘坑を3.0m×4.0mの規模で1箇所設定した。表土層と近・現代(昭和時代中期以降)の盛土までは重機により掘削し、近世から近代以降(江戸時代、明治時代～昭和時代前期頃)に属すると考えられる盛土以下は、人力掘削を中心として作業を行った。掘削深度の制約があったため、試掘坑の西角隅に深掘り範囲を設け、地表から-1.5mまで掘削した。掘削により発生した土砂等は調査区域内に仮置きした。記録は平面図・断面図等の図面作成および写真撮影により行い、出土遺物は各層序ごとに採取を行った。記録に用いる標高は、調査地至近の境界標上を仮BM(±0.00m)として使用した。調査終了後は掘削土砂を用いて試掘坑を埋め戻し、復旧・清掃等を行った上、現地を撤収した。

検出遺構 地表から深度約-1.0mまで、現代から近・現代に属する盛土(1～2層)が厚く堆積していた。その盛土を除去した所、近世から近代以降に属すると考えられる盛土(3～6層)が確認されたため、その上面で遺構検出を試みた。その結果遺構は検出されず、覆土内からは瓦が少量出土した。深掘り範囲内を、地表から約-1.5mまで掘削したが、自然堆積層の確認には至らなかった。土層堆積状況の観察から、3～6層の盛土は北から南方向に向かって盛土行為がなされたものと考えられる。

出土遺物 試掘坑からの出土遺物総点数は計14点、総重量は計1,446.3gである。出土位置ごとの内訳は、1～2層から土師器1点(15.0g)、3～6層から瓦12

点(1,426.3g)、表採の陶器1点(5.3g)である。

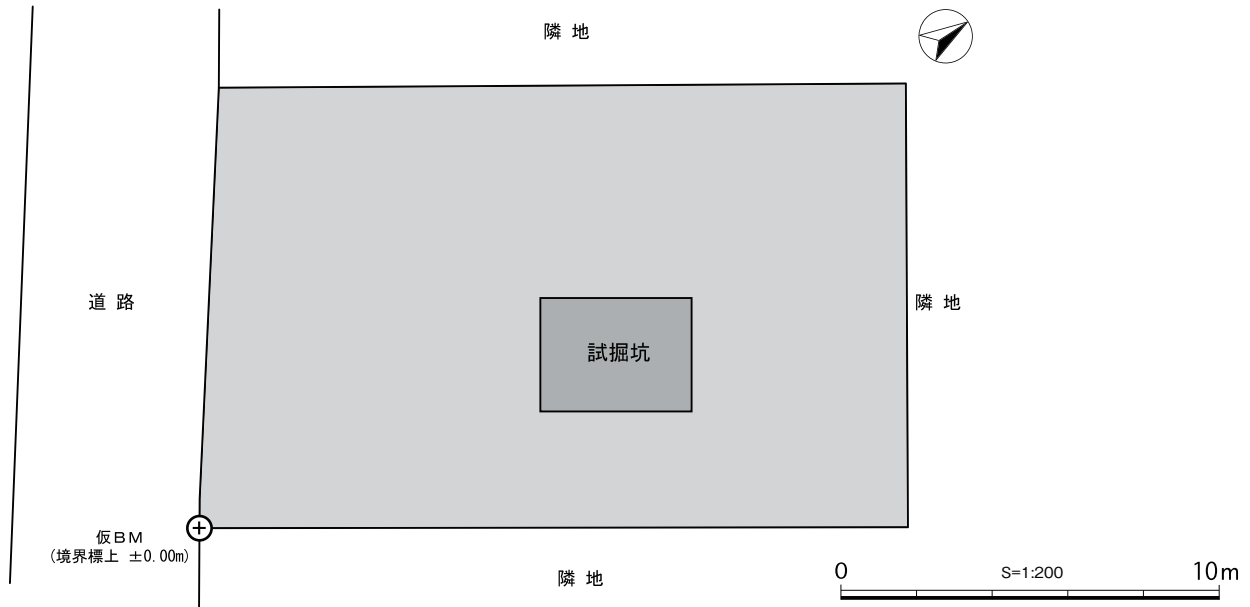
1～2層から出土した土師器は、帰属時代不明の小片で、壺や甕の胴部片と考えられる。3～6層から出土した瓦はいずれも破片で、種別は丸瓦、棧瓦、平瓦が確認された。胎土や器面の様相、形状の特徴などから近世(江戸時代)の所産であるものと考えられる。表採の陶器は詳細時期などは不明であるが、近世(江戸時代)以降の瀬戸・美濃産灰釉碗と考えられる。

調査所見 今回の本地点における試掘調査においては、遺構の検出は無く、近世から近代以降の盛土の検出と、少量の遺物が各盛土から出土するに留まった。

江戸時代の絵図等から、本地点は水戸徳川家の中・下屋敷内に位置していることが分かる。また、本地点を含む弥生二丁目一帯には、明治10年(1877)、警視局(警視庁)による射的場が開設され、明治15年(1882)に宮内省所轄、同年に東京共同射的會社が設立され、明治21年(1888)まで同會社による射的場が存在していた。今回確認された近世から近代以降の盛土の直接的な起因は不明であるが、同盛土が谷筋内の嵩増し等のため、該期内のある時期に行なわれたものであろうことは推察できる。



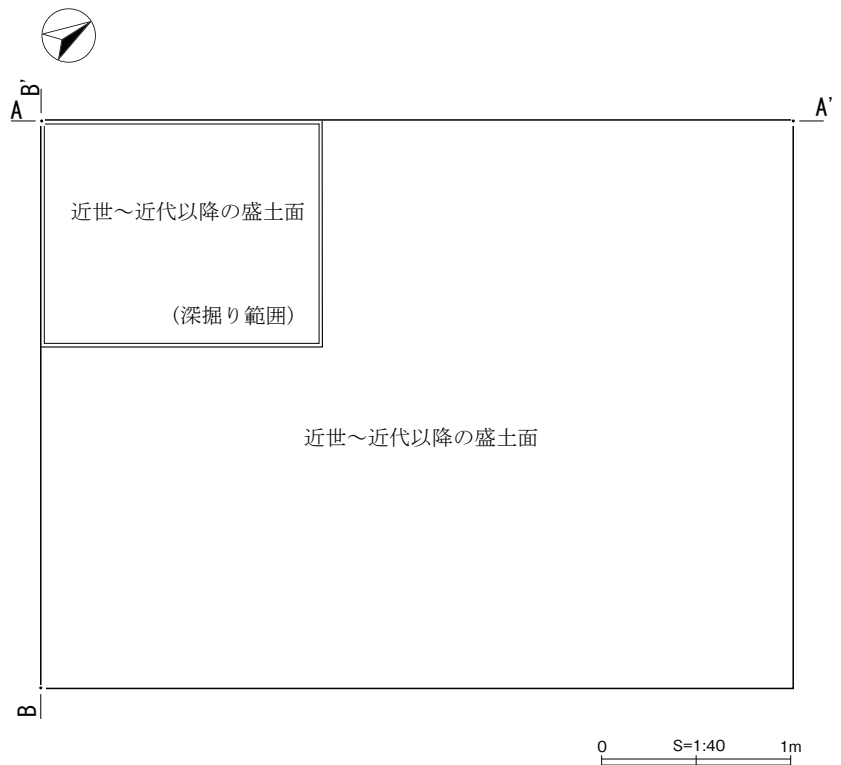
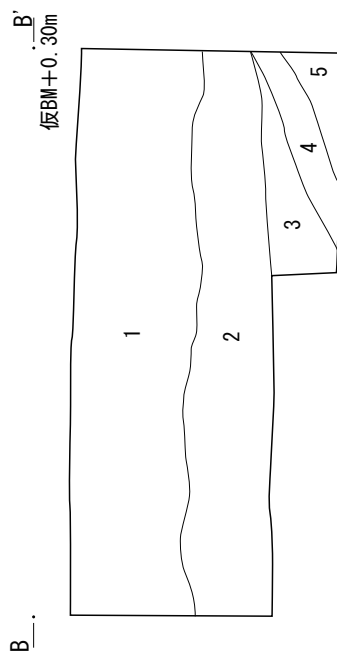
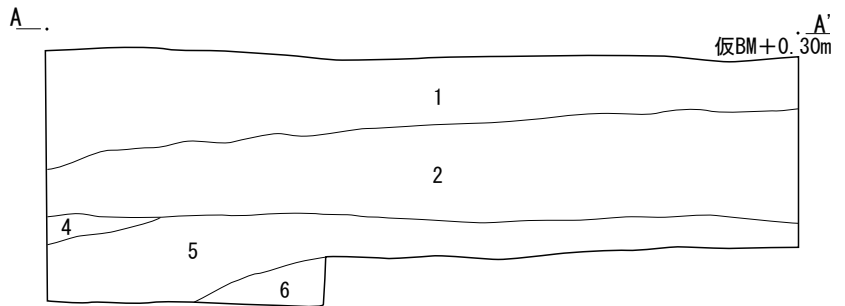
第1図 調査地点位置図(S=1/2,500)



第2図 試掘坑配置図 (S=1/200)

試掘坑 土層説明

1. 褐色土 (7.5YR3/4)。表土層。大形のロームブロックや砂利などを含む。縮まり・粘性あり。
2. にぶい褐色土 (7.5YR5/4)。近・現代以降の盛土層。Φ～60mmほどの黄白色粘土ブロックを極めて多く、Φ～50mmほどのロームブロックを多く含む。縮まりややあり、粘性強い。
3. 暗褐色土 (7.5YR3/3)。近世～近代以降の盛土層。Φ～30mmほどのロームブロックを多く、瓦片を少し含む。縮まりややあり、粘性あり。
4. 黒褐色土 (7.5YR3/2)。近世～近代以降の盛土層か。Φ～20mmほどのロームブロックを少し含む。縮まり・粘性あり。
5. 褐色土 (7.5YR4/4)。近世～近代以降の盛土層か。Φ～50mmほどのロームブロックをやや多く含む。縮まり・粘性あり。
6. 褐色土 (7.5YR4/4)。近世～近代以降の盛土層か。Φ～40mmほどのロームブロックをやや多く含む。縮まり・粘性あり。



第3図 試掘坑平面図・断面図 (S=1/40)



写真1 試掘坑完掘状況（北東から）



写真2 試掘坑完掘状況（南西から）



写真3 試掘坑西壁断面（北東から）



写真4 試掘坑北壁断面（南東から）



写真5 1～2層出土遺物



写真6 3～6層出土遺物



写真7 表採出土遺物

千駄木五丁目1-10地点(団子坂上遺跡)の試掘調査概要報告

所在地 東京都文京区千駄木五丁目1番10号
調査原因 個人住宅兼事務所建築
調査期間 2022年12月6日
調査面積 7.5㎡

調査主体 文京区教育委員会
処置 記録保存
支援業者 株式会社武蔵文化財研究所

位置・環境 本調査地点は東京都文京区千駄木五丁目1番10号に所在し、団子坂上遺跡(文京区No.97)の範囲内に該当する。本郷台地縁辺に立地し、標高は約20mを測る。旧石器時代・縄文時代・弥生時代・古代・近世にわたる複合遺跡であり、中でも弥生時代においては中期宮ノ台期の集落を取り巻く環濠が千駄木三丁目南遺跡(現在は団子坂上遺跡に改称)、2014年度に調査された東側隣地、千駄木5-2-17地点等において検出されている(第1図)。当該環濠は、位置的に今回の調査地点まで延伸が予想される。

調査方法 環濠の延長を確認するため、建物予定範囲に試掘坑1箇所(2.5m×3.0m)を設定した。また、環濠は一部サブトレンチの掘削によりプラン確認を行った。

表土掘削は重機、遺構精査は人力により行い、記録は図面作成・写真撮影により行った。標高は街区多角点「文3-H29003」(H=17.837m)を使用し、敷地南西側の境界杭にKBM(H=20.623m)を移設した。調査終了後は埋め戻しを行い、旧状に復した。



第1図 調査地点位置図 (S=1/2,500)

検出遺構・出土遺物 地表面から深度約0.2mの段階で、礎石2基(S001・S002)および胞衣埋納遺構(001号遺構)が検出された。そのため、当該面を第1面として記録した(2層上面)。S001・S002等の礎石列は、解体建物の前段階にあたる石場立て基礎と考えられる。またS001の下部からは、胞衣埋納遺構が追加で1基検出された(002号遺構)。

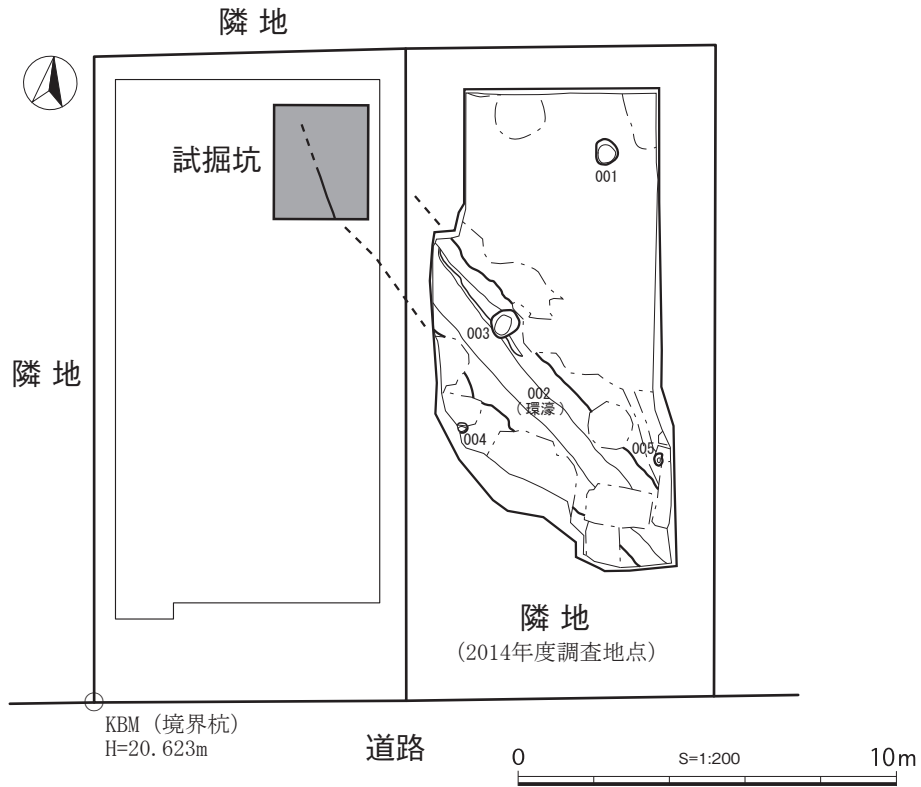
第1面を記録した後、深度0.25mの段階で陶管(4寸)の配管が露出した。当該面を第2面としたが、未だ近世の遺物を包含する盛土(2層)が堆積する状況で、環濠のプランを明確に把握することが難しかった。そのため、配管を避けた試掘坑東側において、サブトレンチの掘削を行うこととした。掘削の結果、地表面から深度約0.6mでローム層(Ⅲ層)およびローム層を掘り込む環濠(003号遺構)覆土が検出された(第3・4図)。

遺物は、総数41点(2,112.4g)出土した。出土位置ごとの内訳は、表土から磁器6点(65.1g)・陶器8点(474.7g)・土器5点(54.4g)・瓦4点(476.6g)・鉄滓1点(78.5g)、第1面以下から磁器3点(35.5g)・陶器7点(230.8g)・炆器1点(127.1g)・土器2点(66.7g)・瓦2点(457.5g)・石製品(砥石)1点(29.2g)・縄文土器1点(16.3g)、001号遺構が土器(胞衣皿)5点(818.4g)、002号遺構が土器(胞衣皿)3点(658.6g)、003号遺構から弥生土器3点(62.9g)である。

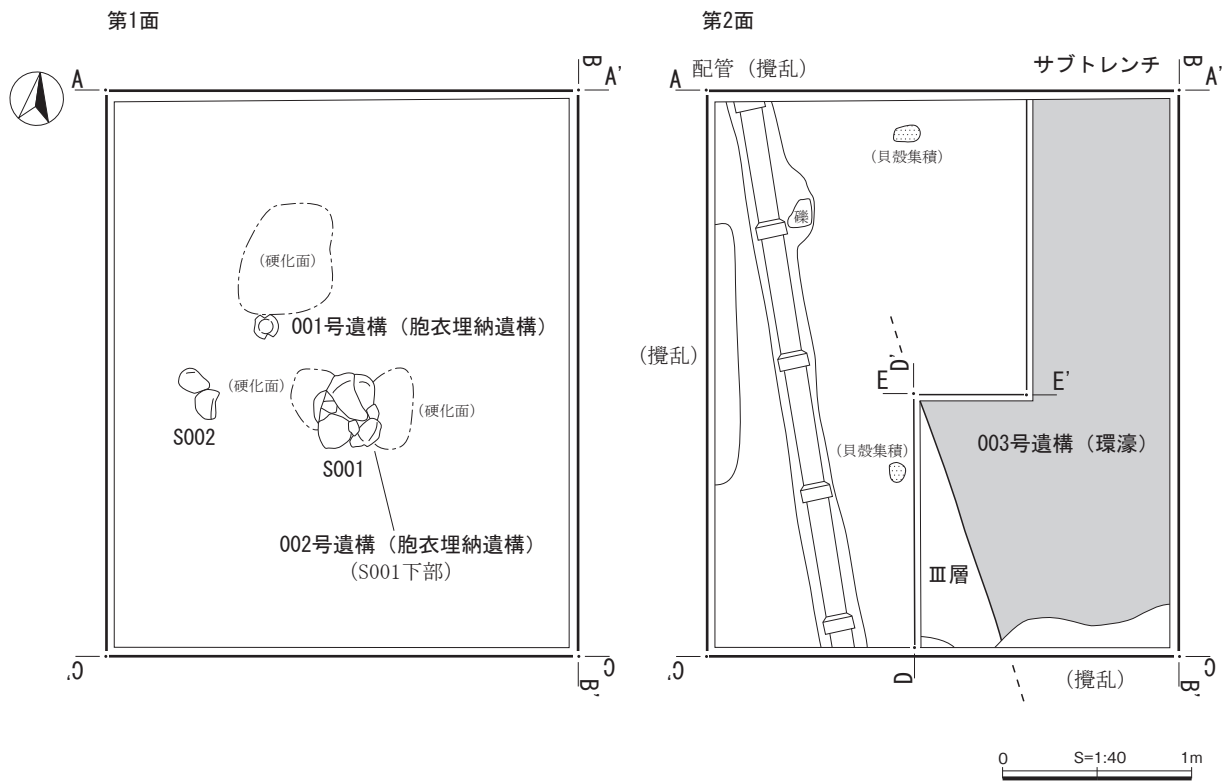
表土から出土した磁器は碗・皿・瓶・蓋物蓋等で、蓋物蓋のみ近世でなく近代の所産である。陶器は碗・皿・片口・捏鉢・播鉢・德利・植木鉢、土器は焙烙・鉛透明釉の灯明皿・植木鉢等である。瓦は丸瓦・棧瓦等で、近代の平瓦(酸化焼成)が含まれる。

第1面以下から出土した磁器は碗・皿である。陶器は鉢・片口・播鉢・壺・德利で、鉢はベトナム産鉄絵印判花文鉢である。土器は焙烙・植木鉢、炆器は播鉢、瓦は平瓦、縄文土器は中期の深鉢小片である。

001号遺構(胞衣埋納遺構)は口径約20cmの胞衣皿が2点、002号遺構(胞衣埋納遺構)は口径約21cmの胞衣皿が2点復元できた。それぞれ上皿・下皿で合わせ口に埋納されていたと考えられる。001・002号遺構ともに2点以外の胞衣皿破片が数点存在しており、同地点



第2図 試掘坑配置図 (S=1/200)

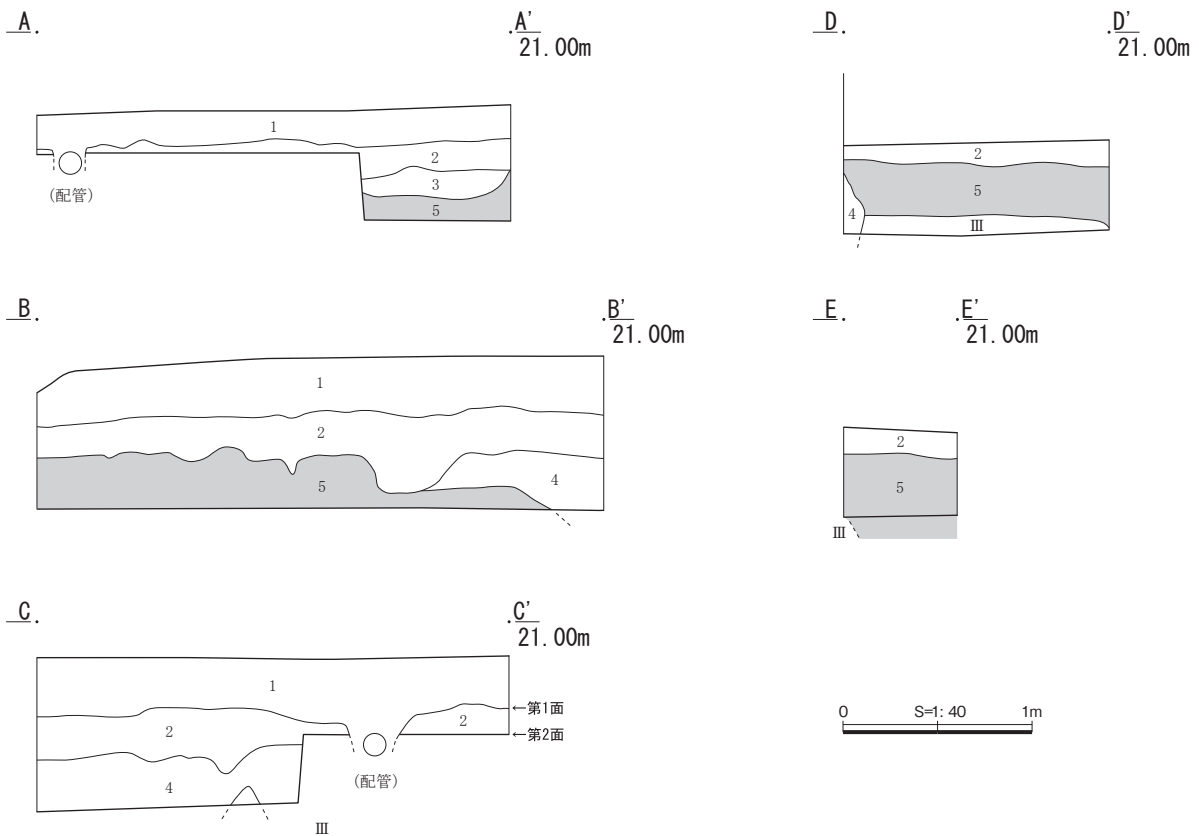


第3図 試掘坑平面図 (S=1/40)

に複数回にわたって埋納していた可能性がある。また、両者とも皿見込みに部分的な墨痕が認められるが、不鮮明である。調査地点は団子坂に面した町屋の奥向きと考えられるため、町人地における生活の一端を垣間見ることのできる貴重な資料と考えられる。

003号遺構（環濠）覆土内から出土した弥生土器は、ハケメ調整の甕破片等である。

調査所見 今回の調査で、隣地から続く弥生時代の環濠が当該地点においても比較的良好に遺存していることが確認された。そのため、埋蔵文化財に影響を及ぼす深度まで開発が行われる場合、本格的な調査が必要であるものと判断される。



試掘坑土層説明

1. 表土 既存建物解体層。大粒ロームブロック、ガラを含む。
2. 黒褐色土 (2.5Y3/2) 締まりやや乏しい。近世遺物を含む盛土、貝殻片集積点在。
3. 黒褐色土 (10YR2/2) 締まりやや乏しい。旧耕作土層か。中粒ロームブロックを少量含む。
4. 暗オリーブ褐色土 (2.5Y3/3) 締まりあり（硬化）。近世の整地層か、一部環濠覆土に食い込む。
5. 黒色土 (2.5Y2/1) 締まり・粘性あり。微粒ローム粒・炭化粒を含む。003号遺構（環濠）覆土。

第4図 試掘坑断面図 (S=1/40)



写真1 試掘坑全景 (第1面・南から)

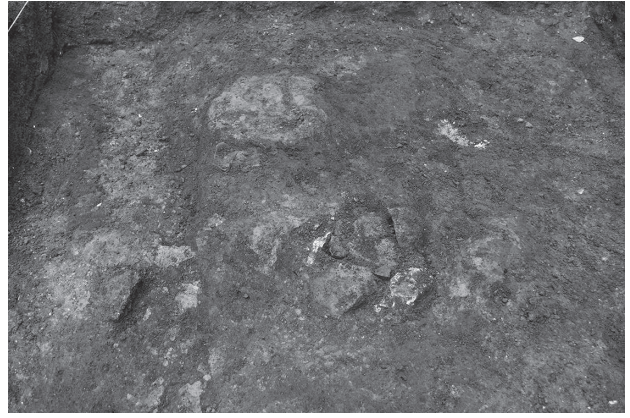


写真2 礎石・胞衣埋納遺構検出 (第1面・南から)



写真3 試掘坑全景 (第2面・南から)



写真4 003号遺構(環濠)検出(サブトレンチ・南から)



写真5 003号遺構(環濠)断面(サブトレンチ・南から)



写真6 試掘坑北壁断面(南から)



写真7 試掘坑東壁断面(西から)



写真8 試掘坑南壁断面(北から)



写真 9 試掘坑表土出土遺物



写真 10 試掘坑第 1 面以下出土遺物

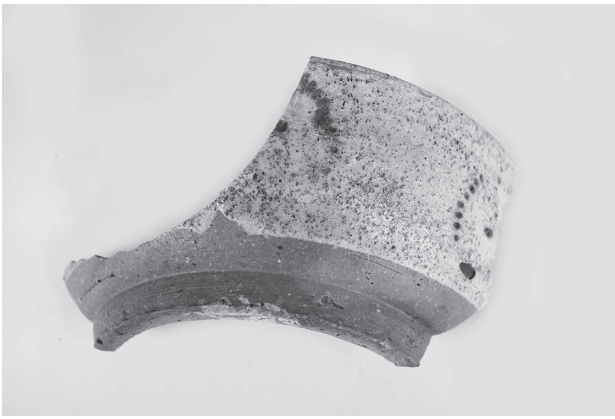


写真 11 ベトナム産鉄絵印判花文鉢

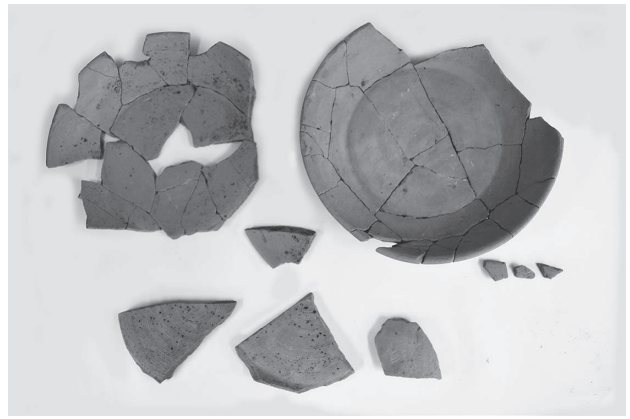


写真 12 001 号遺構（胞衣埋納遺構）出土遺物

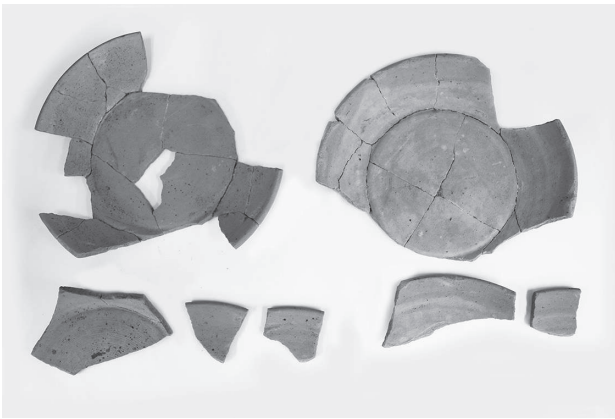


写真 13 002 号遺構（胞衣埋納遺構）出土遺物



写真 14 003 号遺構（環濠）出土遺物

千駄木五丁目1-10地点(団子坂上遺跡)の調査概要報告

所在地 東京都文京区千駄木五丁目1番10号
調査原因 個人住宅兼事務所建築
調査期間 2023年1月17日～19日
調査面積 21.9㎡

調査主体 文京区教育委員会
処置 記録保存
支援業者 株式会社武蔵文化財研究所

位置・環境 本調査地点は東京都文京区千駄木五丁目1番10号に所在し、団子坂上遺跡(文京区No.97)の範囲内に該当する。本郷台地縁辺に立地し、標高は約20mを測る。旧石器時代・縄文時代・弥生時代・古代・近世にわたる複合遺跡であり、中でも弥生時代においては中期宮ノ台期の集落を取り巻く環濠が千駄木三丁目南遺跡(現在は団子坂上遺跡に改称)、2014年度に調査された東側隣地、千駄木5-2-17地点等において検出されている(第1図)。当該環濠は、2022年12月6日に行った試掘調査により今回の調査地点まで延伸していることが確認された。

調査方法 調査は試掘調査で確認された弥生時代中期の環濠を中心に行い、建物予定範囲内に調査区を設定した。

表土掘削は重機、遺構精査は人力により行い、記録は図面作成・写真撮影により行った。標高は街区多角点「文3-H29003」(H=17.837m)を使用し、敷地南西側の境界杭にKBM(H=20.623m)を移設した。調査終了後は埋め戻しを行い、旧状に復した。



第1図 調査地点位置図(S=1/2,500)

検出遺構・出土遺物 001号環濠は調査区の北東側に位置し、2014年度調査の隣接地での調査例に接続する。長さ4.52m、幅2.36m、深さ1.02mを計測する。断面形状は逆台形を呈し、立ち上がりの遺構底面に接する部分に沿って最下位を再掘削し、断面形状を整えていた。覆土層は16層に分別される。遺構の最上位は近世の黒色土に被覆されており、その下層には黒色粗粒スコリアを含む、黒褐色土が遺構上位に展開する。その後、第1層から第9層までは黒褐色土と灰褐色土が互層状に堆積している。黒褐色土は北東側より、灰褐色土は南西側より流入していることが土層観察により判別できる。南西側より流入している灰褐色土の基層は遺構確認面のⅡb層を主体とする土層であり、主に北西側からの崩落土に由来する土層と考えられる。含有物として目立つのは溝の南西側立ち上がりにもみられる立川ローム第Ⅳ層を主体とする黄褐色土粒子である。最下層の第16層は溝状遺構構築時の整地層と考えられ、ローム土を主体とし、黒色土が混入し、上面は平坦でやや硬化している。

遺物は下位第9層と第12層の層理境界付近を主体として、弥生土器123点、重量2,268.6g、縄文土器早期1点、重量22.3g、中期6点、重量61.5gが出土した。器形的には弥生時代中期宮ノ台式に比定される口縁部、沈線による区画内に縄文が施文される肩部破片、流水文が確認される肩部破片、器形外面を刷毛目調整の残る底部などの壺形土器が主体を占めている。そのほかには後世の混入と考えられる近代の陶器1点、重量11.4g、磁器1点、重量4.0gが出土した。

002号土坑は調査区南寄りの004号溝状遺構の上位に構築される。形状は円形を呈する。覆土層はロームブロックを多く含む暗褐色土1層である。規模は長径0.98m、短径0.94m、深さ0.21mを計測する。遺構底面には幅2cm角の杭跡が5基みられ、それぞれ滞水の影響により、土壌が変質していることが観察された。

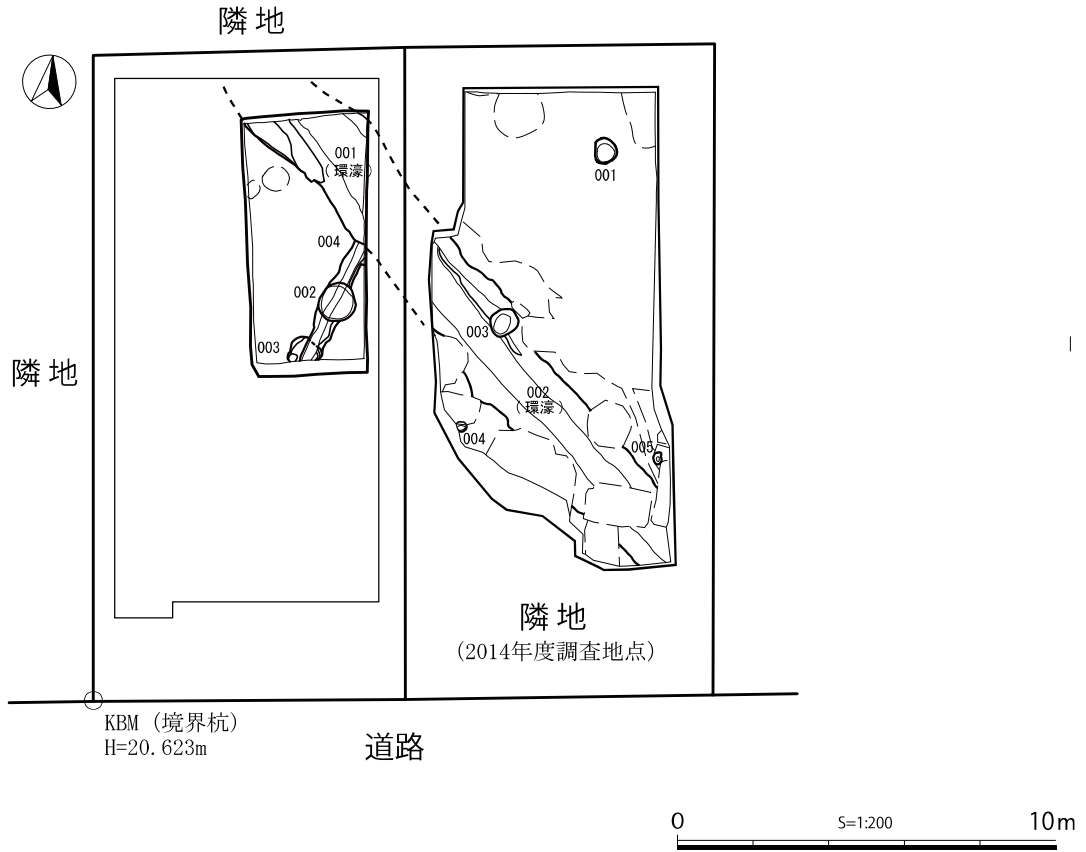
遺物は近世に帰属し、陶器3点、重量300g、磁器2点、重量29.5g、鉄製品(釘類)1点、2.3gを数える。

003号土坑は調査地南端の焼土遺構である。004号溝状遺構の上位に白色粘土を敷き、本来は円形ないしは馬蹄形を呈するものと考えられる。上位は旧家屋基礎に

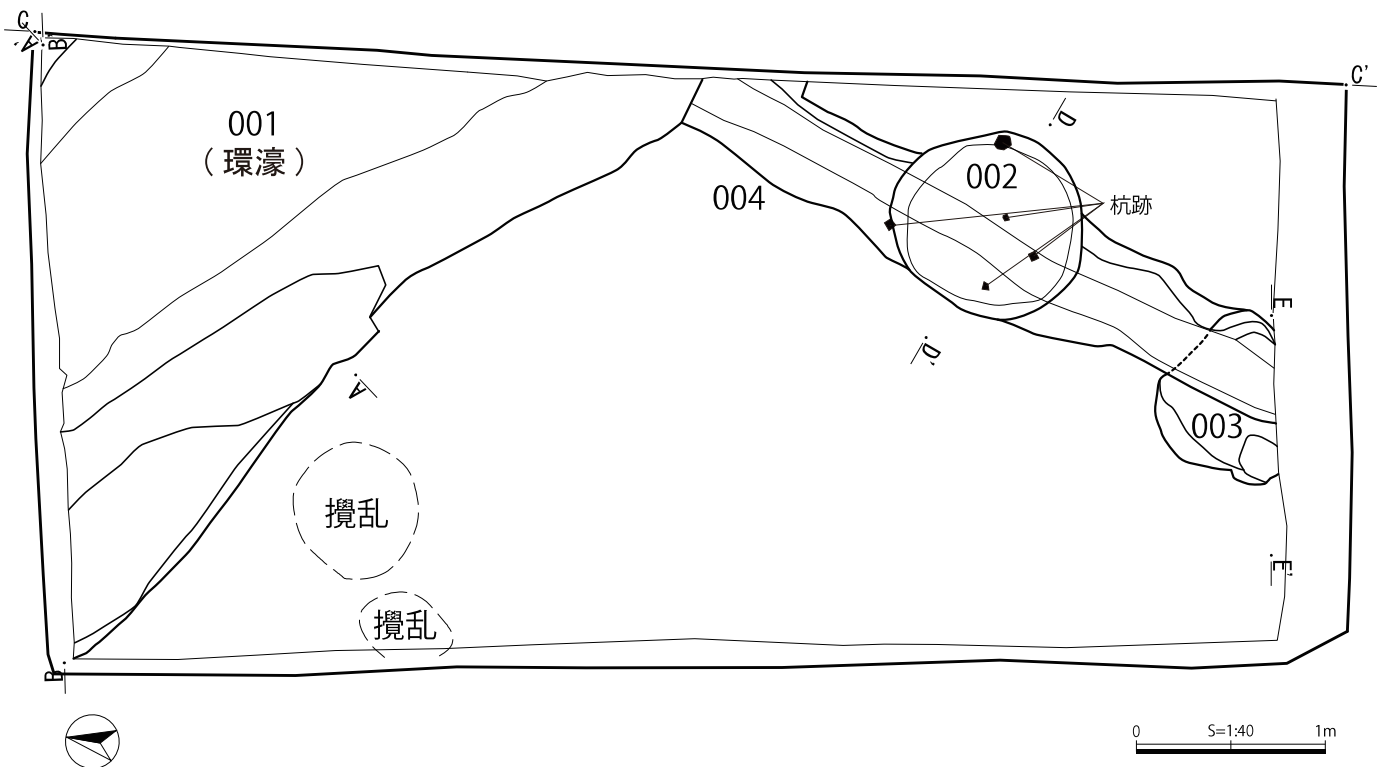
よって破壊されており、時期・規模などの詳細は不明である。

004号溝状遺構は002・003号土坑よりも古く、001号環濠の上位を一部切っている。土壌は黒色土を主体としている。幅0.5m、長さ3.8m、深さ12.8cmを計測する。

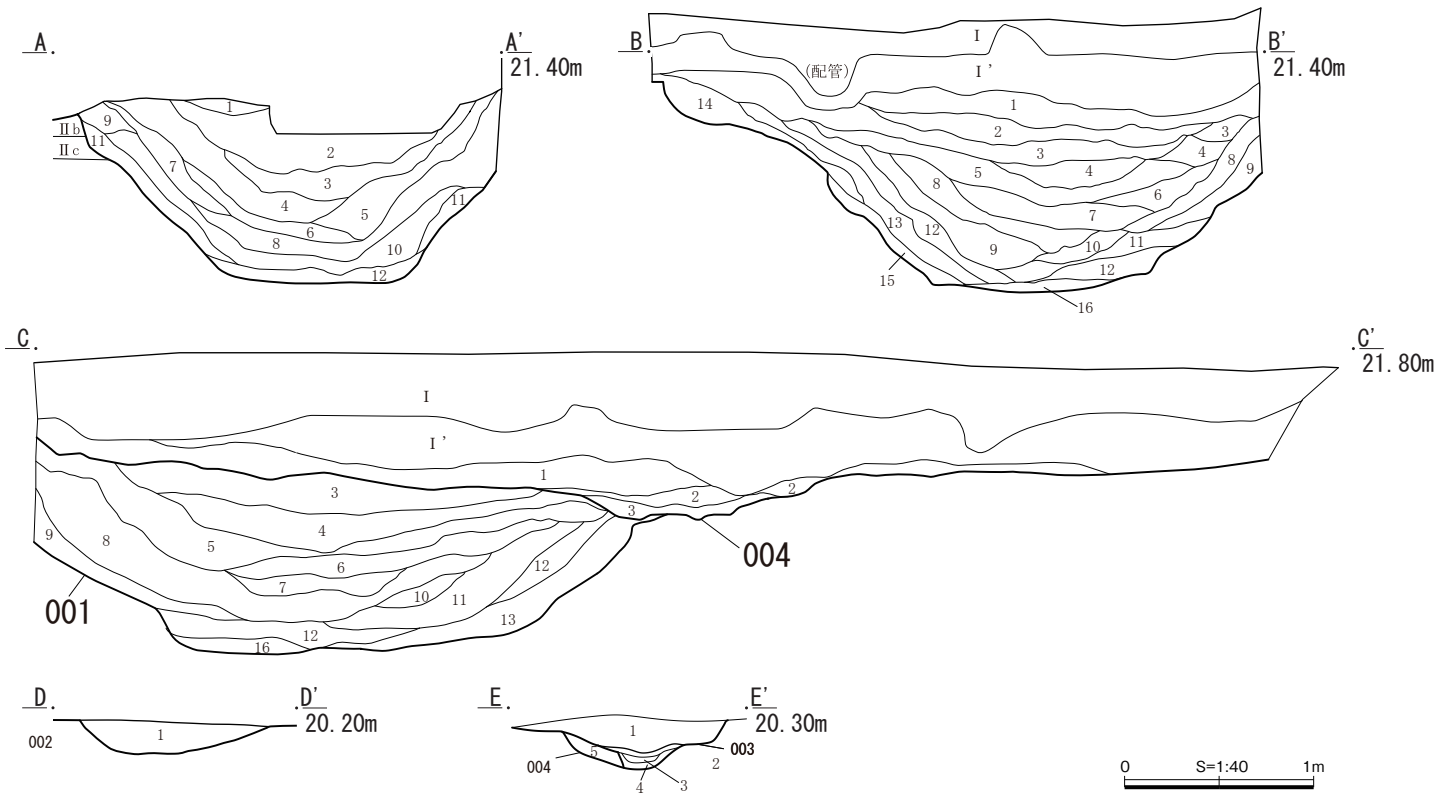
そのほか、調査地内の表土層からは縄文時代早期1点、44.0g、縄文時代中期6点、61.5g、軒丸瓦2点、445.0g、陶器19点、重量650.0g、磁器14点、重量380.0g、鉄製品1点、11.3gが出土した。



第2図 調査区配置図 (S=1/200)



第3図 調査区全体図 (S=1/40)



土層説明

- I . 表土 既存建物解体層。大粒ロームブロック、ガラを含む。
- I' . 表土 既存建物基礎整地層。
- II b 褐灰色 (10YR5/1) 縄文時代遺物包含層。
- II c 黄褐色 (10YR5/6) ソフトローム層とII b層の漸移層。

001号 (環濠)

1. 褐灰色 (10YR5/1) 径3mm程度のローム粒子微量、径3mm程度のII b層粒子少量、径10mmの黒色土ブロック微量含有。締まりあり、粘性弱い。
2. 黒褐色 (10YR3/1) 径1~3mmのローム粒子微量、径3mm程度のII b層粒子、径3mm程度の黒色土粒子微量含有。締まりあり、粘性やや弱い。
3. 黒褐色 (10YR3/2) 径1~3mmのローム粒子少量、径1~3mmのII b層粒子少量、径3mmの黒色土粒子微量含有。締まりあり、粘性あり。
4. 灰黄褐色 (10YR4/2) 径1~3mmのローム粒子、径1~3mmのII b層粒子、径5mm程度の黒色土ブロック微量含有。締まりあり、粘性あり。
5. 黒褐色 (10YR3/2) 径1mmのローム粒子微量、径1~3mmのII b層粒子、径1~3mmの黒色土多量含有。締まりあり、粘性あり。
6. 灰黄褐色 (10YR4/2) 径1mmのローム粒子微量、径1~3mmのII b層粒子、炭化物微量、径1~3mmの黒色土微量含有。締まりあり、粘性あり。
7. 褐灰色 (10YR4/1) 径1mmのローム粒子微量、径1~3mmのII b層粒子、径5~10mmのII b層ブロック多量、径1~3mmの黒色土微量含有。締まりやや強い、粘性あり。
8. 黒褐色 (10YR3/2) 径1mmのローム粒子微量、径3~5mmの炭化物微量、径1~3mmのII b層粒子少量、径1~5mmの黒色土粒子含有。締まりあり、粘性あり。
9. 黒褐色 (10YR3/1) 径1mmのローム粒子少量、径10mmのロームブロック極微量、径3~5mmのII b層粒子微量、径3~10mmのII a層土多量含有。締まりやや弱い、粘性やや弱い。
10. 褐灰色 (10YR4/1) II b層の土壌を主体として、径1~3mmのローム粒子少量、径3mmの炭化物微量、径5~10mmの黒色土微量含有。崩落土。締まりあり、粘性ややあり。
11. にぶい黄褐色 (10YR5/3) II b層の土壌を主体として、径1~3mmのローム粒子、径5~10mmの黒色土微量含有。崩落土。締まりあり、粘性あり。
12. 黄褐色 (10YR5/6) II b層の土壌とIII層ソフトロームの土壌の混合土。最下位は第16層

上位の平坦な硬化面。締まりあり、粘性やや弱い。

14. 灰黄褐色 (10YR4/2) II b層を主体とする崩落土。径1~3mmのローム粒子微量含有。締まりやや強い、粘性あり。

15. 黒色 (10YR2/1) 黒色土を基調とし、径3~20mmのローム土少量含有。締まりやや強い、粘性あり。

16. 黄褐色 (10YR7/8) ローム土と黒色土の混合土による底面構築土。締まり強い、粘性やや弱い。

002号 (土坑)

1. 暗褐色 (10YR3/3) 径3~5mmの酸化第二鉄の濃集により赤化したローム土を散漫に含有。滞水していたことが顕著。締まりあり、粘性強い。

003号 (焼土遺構)

1. 褐灰色 (10YR4/1) 径1~20mmの焼土少量、径1~3mmのローム粒子微量含有。締まりよく締まる、粘性強い。
2. 褐灰色 (10YR5/1) 径3~10mmの白色粘土多量、径1~3mmの焼土粒子少量、径1~3mmのローム粒子微量含有。締まりあり、粘性やや弱い。
3. 浅黄褐色 (10YR8/4) 白色粘土層。西側は被熱し、赤化している。締まりやや弱い、粘性弱い。
4. 暗褐色 (10YR3/4) 径1~3mmの白色粘土粒子微量、径3mm程度の焼土粒子少量含有。締まりやや弱い、粘性弱い。
5. 004の第3層相当。

004号 (溝状遺構)

1. 褐灰色 (10YR4/1) II b層粒子少量、径3mmの白色粘土粒子少量、径1mmの炭化物微量含有。締まりやや強い、粘性極めて強い。
2. 黒褐色 (10YR3/1) 径1~5mmのローム粒子少量、第3層との層理面に赤化したロームブロック含有。締まり強い、粘性極めて強い。
3. 黒褐色 (10YR3/1) 径1~5mmのローム粒子微量、径5mmの粘土ブロック微量、赤化したロームブロック少量含有。締まり強い、粘性極めて強い。

第4図 調査区・遺構土層断面図 (S=1/40)

調査所見 001号環濠は千駄木三丁目南遺跡の調査で検出された溝状遺構に連なるものとして、2014年に行われた隣接地の調査では北西方向に延長し、千駄木5丁目2番17号地点さらに北に向かう検出例へと至ることが判明している。その間にあたる今次調査部分にもいまだ環濠が遺存していることが確認できた。

隣接地では溝内に廃棄された宮ノ台式期の弥生土器が多量に出土し、本地点でも同様の状態が予測されたものの、今回は出土量も多くなく、溝状遺構の埋没過程での流入に留まった。

遺構の構造では、遺構底面が平坦なのは整地作業を行っていることが明らかであったこと、断面形状を整え

るために、溝の立ち上がり最下位を再掘削していること、再掘削部分の上位の立ち上がりは同一の角度で仕上げられているなど、溝の形状と構築手法には一定の基準があることを確認できた。その一方で、埋没過程では北西方向からの埋没が中心で、周辺部のⅡb層を多く含んだ土壌がみられ、北西側の立ち上がりの崩壊がその供給源であると想定できる。その次段階では土壌の様相は一変し、北東方向からの埋没土ではⅡb層上位に本来堆積している黒ボク土を主体とする土壌が主となっているが、西側にはこの土壌は視認できていないことから、東側のみに残存していたと想定される。



写真1 遺構確認状況（北西から）

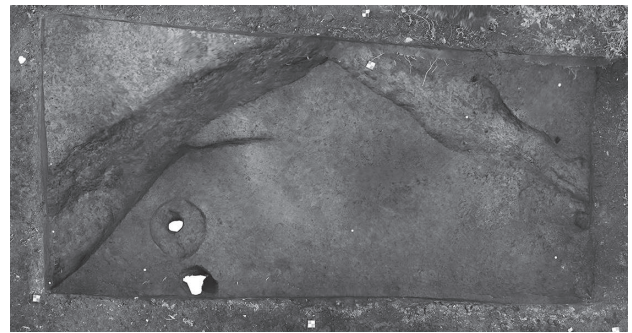


写真2 遺構完掘全景（西から）



写真3 遺構完掘全景（北西から）



写真4 001号遺構（環濠）完掘（北西から）



写真5 遺構完掘全景（南から）



写真6 001号遺構土層断面（南から）



写真7 002～004号遺構完掘（西から）



写真8 003・004号遺構土層断面（北から）



写真9 001号遺構（環濠）出土遺物（1）

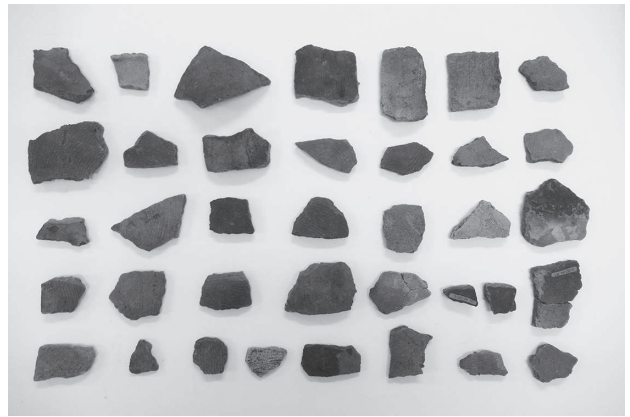


写真10 001号遺構（環濠）出土遺物（2）



写真11 001号遺構（環濠）出土遺物（3）



写真12 002号遺構出土遺物



写真13 表土出土遺物（1）



写真14 表土出土遺物（2）

本駒込四丁目16-6 地点(駒込神明町貝塚)の調査概要報告

所在地 東京都文京区本駒込四丁目16番6号
調査原因 個人住宅建築
調査期間 2023年2月2日
調査面積 4㎡

調査主体 文京区教育委員会
処置 記録保存
支援業者 株式会社東京航業研究所

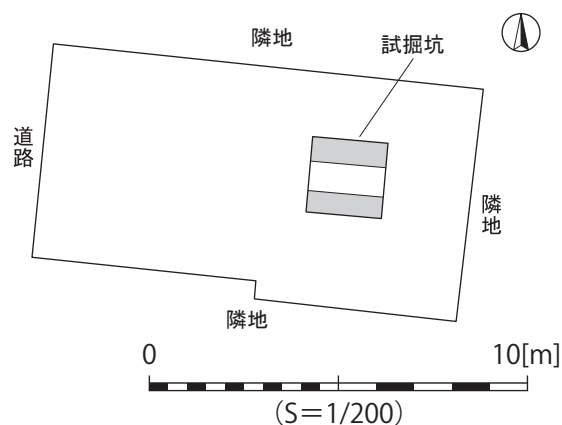
位置・環境 本調査地点は文京区本駒込四丁目16番6号に所在し、駒込神明町貝塚(文京区No.27)の遺跡範囲内に該当する。本郷台地の縁辺部に位置し、標高は凡そ17m前後を測る。都道437号線(「不忍通り」)の南側の一画に所在する。

調査方法 建物建設予定地内に2.0×2.0mの試掘坑を設定し、調査を実施した。表土をバックホーで掘削し、掘削深度1.5mまで掘り下げるも、攪乱中であり、地山を検出できなかった。中央部1.0×2.0mをさらに1.0m掘り下げた結果、ハードロームの自然堆積層を検出した。調査記録の作成は、写真撮影、光波測距儀および写真測量による。調査終了後、バックホーによる埋戻し作業を実施し、現況を復旧して現地作業を終了した。

検出遺構 遺構は検出されなかった。

出土遺物 遺物は検出されなかった。

調査所見 当該地は斜面地にあり、北側は1.0m程の擁壁が敷設されていた。2.5mまでの攪乱は今回の解体によるものではなく、それ以前の盛土によるものであると考えられる。整地の段階で削平され、盛土された状況が伺える。



第2図 試掘坑配置図 (S=1/200)



写真1 試掘坑1面完掘(西から)



写真2 試掘坑2面完掘(西から)



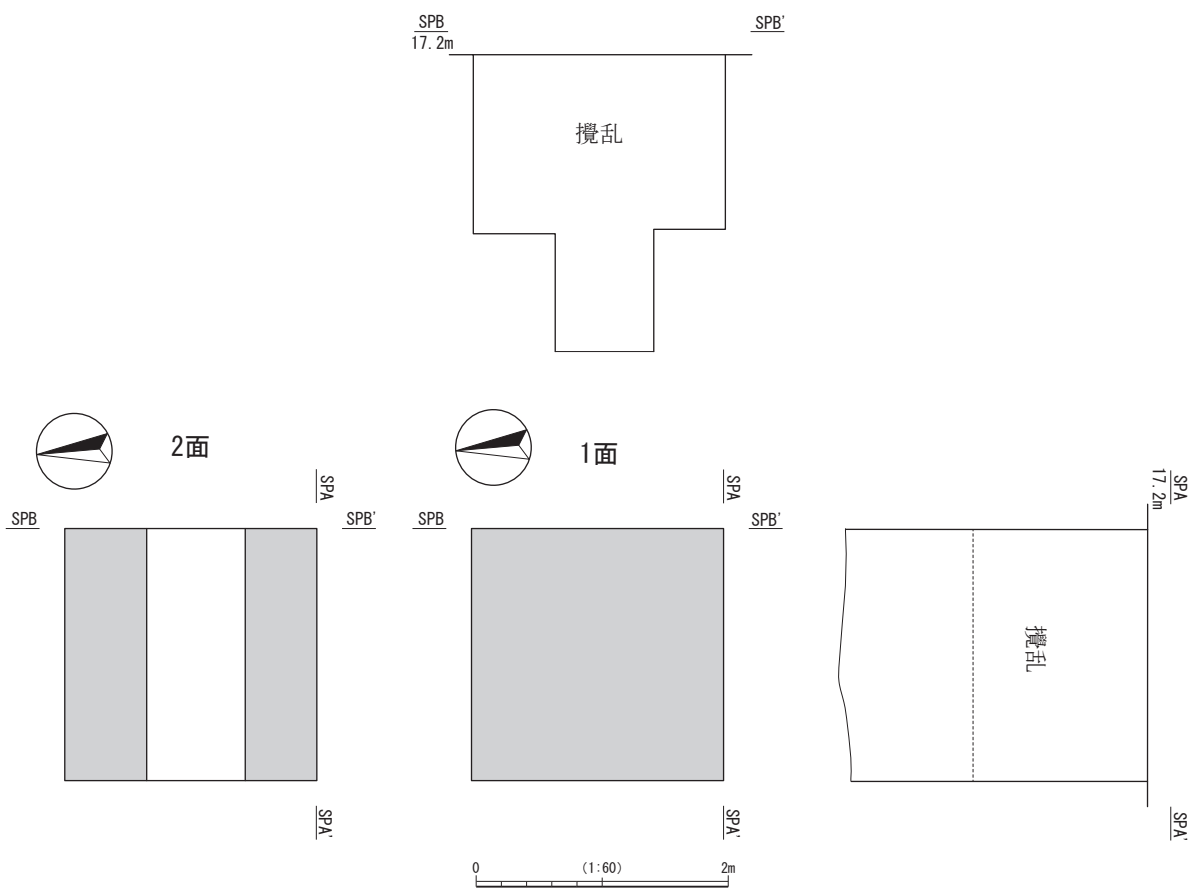
第1図 調査地点位置図 (S=1/2,500)



写真3 試掘坑東壁断面（西から）



写真4 試掘坑南壁断面（北から）



第3図 試掘坑平面図・断面図 (S=1/60)

(7) 遺跡一覧・遺跡分布図

文京区の遺跡一覧

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	大塚	大塚一丁目	集落 屋敷	縄 古 近
2	大塚古墳	大塚一丁目 (貞静学園)	古墳(円墳?)	古?
3	大塚三丁目	大塚三丁目	包蔵地 貝塚(自然貝層?) 屋敷 その他(村)	縄 古 中 近
4	護国寺境内	大塚五丁目	包蔵地 社寺	縄 近
5	高田老松町	関口三丁目	包蔵地	縄
6		小日向一丁目	包蔵地	縄
7	小日向二丁目東	小日向二丁目	包蔵地 集落 屋敷	旧 縄 古 近
8		小日向四丁目	貝塚	縄
9	北野神社	春日一丁目	包蔵地	弥 近
10	春日二丁目	春日二丁目	包蔵地 屋敷	弥 近
11	伝通院裏貝塚	小石川三丁目	包蔵地 集落 貝塚? 社寺 屋敷	縄 弥 古 近
12	久堅町	小石川四丁目	貝塚 屋敷	縄 近
13	曙町古墳	本駒込一丁目	古墳(円墳)	古
14	動坂	本駒込三・四丁目	包蔵地 集落 貝塚 屋敷 ※都史-動坂遺跡(S51.1.16)	旧 縄 弥 近
15	富士神社古墳	本駒込五丁目	古墳(前方後円墳)	古
16	上富士前町	本駒込五・六丁目	包蔵地 集落	縄 弥 古 奈 平 近
17	丸山新町	白山一丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
18	指ヶ谷町	白山二丁目	包蔵地 屋敷	縄 弥 近
19	戸崎町	白山二丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
20	御殿町古墳	白山二丁目	古墳(円墳?)	古
21	小石川植物園内貝塚・原町	白山三・四丁目	包蔵地 集落 貝塚 屋敷	旧 縄 近
22	原町貝塚	白山四丁目	貝塚 屋敷	縄 近
23	白山神社古墳	白山五丁目	古墳(円墳)	古
24	白山五丁目南	白山五丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
25	千駄木貝塚	千駄木一丁目	集落 貝塚 その他の墓 屋敷	旧 縄 弥 近
26	林町	千石二丁目	包蔵地 集落 屋敷	旧 縄 弥 奈 近
27	駒込神明町貝塚	本駒込三~五丁目	集落 屋敷	縄 近
28	弥生町遺跡群	弥生二丁目 根津一丁目	貝塚 包蔵地	縄 弥 近
-A	弥生町貝塚	弥生二丁目	貝塚	縄 弥
-B	弥生町浅野邸貝塚	根津一丁目	貝塚	縄
-C	向ヶ岡貝塚	弥生二丁目	貝塚 ※国史-弥生二丁目遺跡(S51.6.7)	縄 弥 近
-D		弥生二丁目	包蔵地	弥
31	西片二丁目	西片二丁目	包蔵地 集落 屋敷	縄 近
32	本郷元町北	本郷一丁目	包蔵地 集落 屋敷	縄 弥 近
33	弓町	本郷一丁目	包蔵地 集落 屋敷	旧 縄 弥 奈 平 中 近
34		本郷二丁目	包蔵地	近
35		本郷六丁目	包蔵地	縄
37	椿山古墳	本郷七丁目	古墳(円墳?)	古
38	お茶の水貝塚	湯島一丁目	貝塚	縄
39		湯島一丁目	包蔵地	近
40	湯島(切通し北)貝塚	湯島四丁目	貝塚	縄
46	白山四丁目	白山四丁目	屋敷	近
47	本郷台遺跡群	本郷五・七丁目 弥生二丁目他	包蔵地 集落 貝塚 その他の墓 社寺 屋敷 その他(町屋) ※国名-懐徳館庭園(旧加賀藩主前田氏本郷本邸庭園)(H27.3.10)	旧 縄 弥 古 平 近
48	春日町(小石川後樂園)	春日一丁目 後楽一丁目	包蔵地 集落 屋敷 ※国特史 特名-小石川後樂園(S27.3.29)	旧 縄 弥 平 近
49		本郷一丁目	上水道	近
50		春日一丁目 (伝通院前)	包蔵地 屋敷 その他(町屋)	旧 弥 近
51	真砂町(真砂)	本郷四丁目	集落 屋敷	旧 縄 弥 古 奈 平 中 近
52	長光寺	関口二丁目	社寺	近
53	湯島両門町	湯島四丁目	社寺	近
54	湯島新花町	湯島二丁目	包蔵地	近
55	駒込追分町南	向丘一・二丁目	集落 屋敷 その他(町屋・道路跡)	縄 近
56	駒込浅嘉町	本駒込一・三丁目	包蔵地 屋敷 その他(町屋・道路跡)	旧 縄 近
57	春日町・小石川町・富坂	春日一丁目	屋敷 その他(町屋・大下水・道路跡)	近
58	本郷元町	本郷一丁目	包蔵地 屋敷	縄 弥 古 奈 平 中 近
59	駕籠町	本駒込二丁目	包蔵地 集落 屋敷	旧 縄 奈 平 近
60	後楽一・二丁目	後楽一・二丁目	屋敷	縄 中 近
61	駒込千駄木町	千駄木二丁目	社寺	近
62	茗荷谷町	小日向四丁目	社寺?	中 近
63	菊坂町	西片一丁目 本郷五・六丁目	社寺? 屋敷 その他(町屋)	近
64	駒込追分町	向丘一丁目	町屋	近

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
65	大塚坂下町	大塚五丁目	包蔵地 社寺	縄 中 近
66	本郷台町	本郷五・六丁目	包蔵地 社寺 屋敷 その他(町屋)	縄 近
67	田町	西片一丁目	社寺 屋敷	近
68	駒込富士前町	本駒込二・三丁目	包蔵地 社寺 屋敷 その他(町屋)	縄 平 近
69	小日向台町	小日向二・三丁目	包蔵地 集落 社寺	縄 古 奈 近
70	湯島聖堂	湯島	学問所 ※国史 - 湯島聖堂 (大 11.3.8)	近
71	駒込東片町	向丘一丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
73	小日向台町南	小日向一丁目	包蔵地 集落 その他の墓 屋敷	旧 縄 弥 奈 中 近
74	龍岡町	湯島四丁目 本郷七丁目	集落 屋敷	縄 弥 平 近
75	昌林院跡	小石川三丁目	社寺	近
76	無量院跡	小石川三丁目	その他の墓 社寺	近
77	智香寺跡・光岳寺跡	小石川五丁目	社寺	近
78	三軒町	小日向四丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
79	湯島二丁目北	湯島二丁目	屋敷 その他(町屋)	近
80	護国寺門前町	音羽一丁目	屋敷 墓地	近
81	小石川御薬園跡	白山三・四丁目	集落 その他 ※国名・史 - 小石川植物園 (御薬園跡及び養生所跡) (H24.9.19)	縄 近
82	駒込西片町	西片二丁目	包蔵地 屋敷	旧 縄 近
83	元町	本郷一丁目	屋敷	近
84	白山御殿町	白山四丁目	集落 屋敷	縄 弥 近
85	柳沢家駒込屋敷 (六義館・六義園) 跡	本駒込六丁目	包蔵地 屋敷 庭園 ※国特名 - 六義園 (S28.3.31)	縄 奈 平 近
86	大塚町	大塚一・二丁目	包蔵地 集落 社寺 屋敷 その他(町屋)	縄 弥 近
87	森川町	本郷六丁目	屋敷	近
88	一行院跡	千石一丁目	集落 社寺 屋敷	縄 近
89	大塚窪町	大塚三丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
90	丸山新町北	白山一丁目	包蔵地	縄 近
91	原町東	白山五丁目	包蔵地 屋敷	弥 古 近
92	駕籠町南	本駒込二丁目	包蔵地	縄 近
93-1	豊島岡墓地第1地点	大塚五丁目	屋敷	近
93-2	豊島岡墓地第2地点	大塚五丁目	包蔵地 屋敷	旧 近
94	水道二丁目	水道二丁目	屋敷	平 近
95	金富町北	春日二丁目	屋敷	縄 弥 近
96	湯島三丁目北	湯島三丁目	社寺	近
97	団子坂上	千駄木一・三・五丁目	包蔵地 集落 社寺 屋敷 その他(町屋)	旧 縄 弥 平 近
98	目白台二丁目南	目白台二丁目	屋敷	近
99	小石川二丁目北	小石川二丁目	社寺	近
101		春日二丁目	包蔵地 屋敷	弥 近
102		本駒込五丁目	包蔵地 屋敷	縄 弥 近
103	本郷一丁目南	本郷一丁目	包蔵地 集落 屋敷	旧 縄 弥 古 奈 平 近
107	小日向三丁目東	小日向三丁目	包蔵地 集落 屋敷	縄 古 奈 近
110	春日町東	本郷一丁目	屋敷	近
111	江戸城外堀跡	後楽・本郷・湯島	その他(堀)	近
112	大塚二丁目	大塚二丁目	その他(町屋)	近
113	千駄木三丁目北	千駄木三丁目	包蔵地 集落 屋敷	縄 古 中 近
114	目白台一丁目	目白台一丁目	包蔵地 屋敷	旧 縄 近
115	春日二丁目西	春日二丁目	包蔵地 集落 屋敷	旧 縄 弥 古 奈 中 近
116	西教寺	向丘二丁目	社寺	近
117	千駄木五丁目	千駄木五丁目	その他(町屋)	縄 弥 近
118	小日向一・二丁目南	小日向一・二丁目	包蔵地 集落 その他の墓 社寺 屋敷 その他 (町屋)	縄 古 奈 平 中 近
119	千石一丁目南	千石一丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
120	千石四丁目	千石四丁目	屋敷	近
121	正念寺跡	本駒込一丁目	その他の墓	近
122	音羽二丁目	音羽二丁目	その他(町屋)	近
123	小石川植物園西	白山三丁目	包蔵地 屋敷	縄 中 近
124	水窪川跡	水道二丁目	その他(水路)	近
126	小石川植物園南	白山三丁目	包蔵地 屋敷	旧 縄 弥 中 近
127	本郷三丁目南	本郷三丁目	包蔵地 屋敷	縄 奈 平 中 近
128	本郷六丁目	本郷六丁目	屋敷	近
129	小日向一丁目東	小日向一丁目	包蔵地 集落 その他の墓 屋敷	縄 弥 古 奈 平 中 近
130	祥雲寺跡・浄福寺跡	白山二丁目	包蔵地 その他の墓 社寺	近
131	小石川三丁目東	小石川三丁目	包蔵地 集落 その他の墓 社寺 その他(町屋)	縄 弥 古 奈 近
132	本郷二丁目南	本郷二丁目	包蔵地 屋敷	近
133	本駒込六丁目北	本駒込六丁目	包蔵地 屋敷	縄 近

番号	遺跡名	所在地	種 別	時 代
134	小日向一丁目北	小日向一丁目	包蔵地 屋敷	縄 古 奈 平 近
135	円林寺跡	本駒込三丁目	包蔵地 その他の墓 社寺	近
136	安藤坂下	春日一丁目	包蔵地 屋敷	近
137	目白台三丁目	目白台三丁目	包蔵地 集落	旧 奈 平 近
138	小石川一丁目	小石川一丁目	包蔵地 屋敷 その他（水田跡）	縄 弥 古 奈 平 中 近
139	春日二丁目南	春日二丁目	屋敷	近
140	小石川四丁目東	小石川四丁目	屋敷	近
141	本郷一丁目北	本郷一丁目	町屋	近
142	林町東	千石一丁目	屋敷	近
143	湯島四丁目	湯島四丁目	社寺 その他（町屋）	近
144	柳町	小石川一丁目	屋敷	中 近
145	原町西	白山四丁目	包蔵地 屋敷	縄 近
146	向丘二丁目	向丘二丁目	社寺	近
147	柳町南	小石川三丁目	その他（町屋）	近
148	神田上水白堀跡	音羽・小日向・水道・春日	その他（上水跡）	近
149	白山一丁目	白山一丁目	屋敷	近

(令和5年3月現在)

旧：旧石器時代

縄：縄文時代

弥：弥生時代

古：古墳時代

奈：奈良時代

平：平安時代

中：中世（鎌倉・室町・安土桃山時代）

近：近世（江戸時代）

※都史：都指定史跡

※都旧：都指定旧跡

※国史：国指定史跡

※国名：国指定名勝

※国名・史：国指定名勝・史跡

※国特史・特名：国指定特別史跡・特別名勝



文京区の遺跡分布図

Ⅲ 文京区内の文化財

1 文京区指定文化財 87件 令和5年3月31日現在

(1) 区指定有形文化財 (64件)

建造物 (12件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S49.11.1	日本女子大学成瀬記念講堂 1棟	目白台2-8-1	日本女子大学
2	S49.11.1	吉祥寺経蔵 1棟	本駒込3-19-17	吉祥寺
3	S50.11.1	護国寺大師堂 1棟	大塚5-40-1	護国寺
4	S50.11.1	護国寺薬師堂 1棟	大塚5-40-1	護国寺
5	S50.11.1	護国寺惣門 1棟	大塚5-40-1	護国寺
6	S50.11.1	護国寺鐘楼 1棟 付 梵鐘 1口	大塚5-40-1	護国寺
7	S52.11.1	講安寺本堂及び庫裡 各1棟 付 文書 2	湯島4-12-13	講安寺
8	S55.11.1	西教寺表門(朱殿門) 1棟	向丘2-1-10	西教寺
9	S57.11.1	護国寺仁王門 1棟	大塚5-40-1	護国寺
10	H19.10.1	旧成瀬仁蔵住宅(日本女子大学成瀬記念館分館) 1棟 付 家具14点	目白台2-8-1	日本女子大学
11	H28.3.1	旧伊勢屋質店 見世・土蔵・座敷棟3棟 付 棟札(見世)1枚	本郷5-9-4	跡見学園
12	H29.3.1	村川家住宅5棟・2基 付 建築関係資料24点	目白台3-18-9	個人

絵画 (20件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S49.11.1	絹本着色十六羅漢図 16幅	湯島4-1-8	麟祥院
2	S50.11.1	絹本着色亮賢僧正像 1幅	大塚5-40-1	護国寺
3	S50.11.1	絵馬 16面	大塚5-40-1	護国寺
4	S51.11.1	絹本着色隆光僧正像 1幅	大塚5-40-1	護国寺
5	S51.11.1	紙本墨画着色春日局像 1幅	大塚5-40-1	護国寺
6	S51.11.1	絹本着色高崎屋絵図 1幅	大塚5-40-1	護国寺
7	S51.11.1	絹本着色昇龍図 1幅	湯島4-1-8	麟祥院
8	S52.11.1	絹本着色大威徳明王像 1幅	湯島2-21-6	霊雲寺
9	S52.11.1	絹本着色五秘密像 1幅	湯島2-21-6	霊雲寺
10	S52.11.1	絹本着色喜寿の舞図 1幅	本郷4-9-29	文京区
11	S52.11.1	絹本着色二世牛長肖像 1幅	本郷4-9-29	文京区
12	S53.11.1	絹本着色薬師三尊像 1幅	湯島2-21-6	霊雲寺
13	S53.11.1	絹本着色不動明王二童子像 1幅	湯島2-21-6	霊雲寺
14	S53.11.1	絹本着色愛染明王像 1幅	湯島2-21-6	霊雲寺
15	S57.11.1	板絵着色野見宿禰と当麻蹶速図 額装1面	湯島3-30-1	湯島天満宮
16	S57.11.1	板絵着色入船図 額装1面	湯島3-30-1	湯島天満宮
17	S57.11.1	紙本墨画龍・虎図 2面(付鷹・山水図2面)	湯島3-30-1	湯島天満宮

18	S61.11.1	紙本墨画着色眠龍図 1幅	湯島2-21-6	霊雲寺
19	H2.11.1	絹本墨画淡彩太田備牧駒籠別荘八景十境詩画卷 2巻	本郷4-9-29	文京区
20	H13.4.1	紙本着色酒造図 長谷川雪堤筆 10幅	本郷4-9-29	文京区

彫刻 (15件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S49.11.1	木造閻魔王坐像 1軀	小石川2-23-14	源覚寺
2	S49.11.1	木造大黒天坐像 1軀	小石川3-2-23	福聚院
3	S50.11.1	木造彩色地藏菩薩立像 1軀	大塚5-40-1	護国寺
4	S50.11.1	木造彩色不動明王像 1軀	大塚5-40-1	護国寺
5	S51.11.1	木造聖観音菩薩像 1軀	大塚5-40-1	護国寺
6	S54.11.1	木造如来形坐像 1軀	大塚5-40-1	護国寺
7	S55.11.1	木造阿弥陀如来坐像 1軀	本駒込1-8-13	仙龍寺
8	S57.11.1	木造阿弥陀如来坐像 1軀	白山2-14-6	大雲寺
9	S61.11.1	木造大日如来坐像 1軀	大塚5-40-1	護国寺
10	S62.11.1	木造阿弥陀如来坐像 1軀	向丘2-1-5	願行寺
11	H6.11.1	神楽面 16面	根津1-28-9	根津神社
12	H6.11.1	天神面 1面	湯島3-30-1	湯島天満宮
13	H25.3.1	銅造地藏菩薩立像 1軀	千駄木1-22-22	専念寺
14	R2.2.28	木造義山豪栄坐像1軀 付 旧像内納入品・木札・勾玉	湯島3-32-4	心城院
15	R5.3.1	木造阿弥陀如来立像 1軀	春日1-12-12	西岸寺

工芸品 (3件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S50.11.1	鳩杖(及び別製杖)	大塚5-40-1	護国寺
2	S55.11.1	神輿 3基 付 獅子 2頭	根津1-28-9	根津神社
3	S63.11.1	刺繍涅槃図 1幅	白山5-36-5	心光寺

古文書 (10件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S49.11.1	麟祥院文書春日局書簡 2巻	湯島4-1-8	麟祥院
2	S49.11.1	徳川氏朱印状 8通	根津1-28-9	根津神社
3	S49.11.1	鐘撞料割付覚 2通	白山3-1-23	新福寺
4	S49.11.1	五葉庵記録 3点	目白台3-3-11	桂林寺
5	S50.11.1	湯島天神門前絵図 1葉	湯島3-30-1	湯島天満宮
6	S50.11.1	無量山境内大絵図及び小絵図 2舗	小石川3-14-6	伝通院
7	S51.11.1	護国寺日記 253冊	大塚5-40-1	護国寺
8	S51.11.1	護持院日記 690冊	大塚5-40-1	護国寺
9	S51.11.1	隆光僧正日記 20冊	大塚5-40-1	護国寺
10	R4.3.1	麟祥院文書 1,229点	湯島4-1-8	麟祥院

歴史資料 (4件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H26.3.1	徳川斉脩の漢詩碑 1基	大塚3-29-1	筑波大学
2	H26.3.1	向岡記碑 1基	弥生2-11-16	東京大学
3	H27.2.27	安政年代駒込富士神社 周辺之図及び図説 3巻	本郷4-9-29	文京区
4	H31.3.1	備後国福山藩主 阿部家資料 534点	本郷4-9-29	文京区

(2) 区指定有形民俗文化財 (5件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S49.11.1	音羽講中庚申塔 1基	大塚5-40-1	護国寺
2	S49.11.1 H30.3.1 (追加指定)	徳川家宣胞衣塚 1基 付 胞衣塚碑 1基	根津1-28-9	根津神社
3	S60.11.1	奇縁水人石 1基	湯島3-30-1	湯島天満宮
4	H18.11.1	富士講関係資料 22点	本郷 4-9-29	文京区・護国寺
5	H23.3.1	庚申待百万遍講中 庚申塔 1基	向丘2-38-22	光源寺

(3) 区指定無形民俗文化財 (1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H6.11.1	三座の舞	根津1-28-9	三座ノ舞 保存会

(4) 区指定史跡 (16件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S49.11.1	美幾女墓	白山2-9-12	念速寺
2	S49.11.1	大田南畝墓	白山4-34-7	本念寺
3	S49.11.1	滝沢馬琴墓	小日向4-9-5	深光寺
4	S49.11.1	樋口一葉終焉の地	西片1-17-8	KS・ビルディング
5	S49.11.1	緒方洪庵墓	向丘2-37-5	高林寺
6	S51.11.1	神田上水取水口大洗 堰跡	関口1 (大滝橋付近)	
7	S51.11.1	追分一里塚跡	向丘1-1	
8	S57.11.1	夏日漱石旧居跡	向丘2-20-7	日本医科大学
9	S58.11.1	駒込土物店跡	本駒込1-6-16付近	
10	S60.11.1	コンドル墓	大塚5-40-1	護国寺
11	H1.11.1	身禄行者墓	向丘2-25-10	海蔵寺
12	H1.11.1	於大墓	小石川3-14-6	伝通院
13	H1.11.1	千姫墓	小石川3-14-6	伝通院
14	H1.11.1	孝子墓	小石川3-14-6	伝通院
15	H1.11.1	春日局墓	湯島4-1-8	麟祥院
16	H26.3.1	徳川慶喜終焉の地	春日2-8-9	国際仏教学院

(5) 区指定天然記念物 (1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H25.3.1	善光寺坂のムクノキ	小石川3-17	文京区

2 国指定文化財 18件 令和5年3月31日現在
(※個人所有及び絵画・彫刻・刀剣等の美術品、典籍等を除く)

(1) 重要文化財 (建造物) (6件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S6.1.19	護国寺本堂	大塚5-40-1	護国寺
2	S6.1.19	護国寺月光殿 (旧日光院客殿)	大塚5-40-1	護国寺
3	S6.12.14	旧加賀屋敷御守殿門 (赤門) 1棟	本郷7-3-1	東京大学

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
4	S6.12.14 但し西門、 透塀、楼門 S31.6.28	根津神社 本殿、幣殿、拜殿 (附/銅 灯笼2基 S31.6.28)、 唐門、西門、透塀、楼門 計7棟	根津1-28-9	根津神社
5	S45.6.17	旧東京医学校本館 1棟	白山3-7-1 小石川植物園内	東京大学
6	H17.12.27	旧磯野家住宅 主屋、表門 計2棟	小石川5-19-4	公益財団法人 大谷美術館

(2) 美術工芸品 (絵画・歴史資料) (2件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H19.6.8	騎龍観音 (原田直次郎筆 一八九〇年/油絵 麻布)	千代田区北の丸 公園3-1	護国寺
2	S25.6.19	東京大学史関係資料	本郷7-3-1	東京大学

(3) 美術工芸品 (考古資料) (1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S50.6.12	本郷弥生町出土 壺形土器	本郷7-3-1	東京大学

(4) 重要無形文化財 (1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H18.9.15	鍛金	田口壽恒	千駄木5

(5) 特別史跡及び特別名勝 (1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S27.3.29	小石川後樂園	後楽1-6-6	東京都

(6) 特別名勝 (1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S28.3.31	六義園	本駒込6-16-3	東京都

(7) 名勝及び史跡 (1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H24.9.19	小石川植物園 (御薬 園跡及び養生所跡)	白山3-7-1	東京大学

(8) 史跡 (4件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	T10.3.3	大塚先儒墓所	大塚5-23-1	東京都
2	T11.3.8	湯島聖堂	湯島1-4-25	公益財団法人 斯文会
3	S18.5.1	高島秋帆墓	向丘1-11-3 (大円寺)	(大円寺)
4	S51.6.7	弥生二丁目遺跡	弥生2-11 (東京大学構内)	(東京大学)

(9) 名勝 (1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H27.3.10	懐徳館庭園 (旧加賀藩 主前田氏本郷本邸庭 園)	本郷7-3-1	東京大学

3 都指定文化財 32件 令和5年3月31日現在

(1) 都指定有形文化財(建造物)(4件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S39.4.28	半床庵 1棟	千駄木3-13-13	(公財)官休庵 東京支部
2	S45.8.3	湯島天満宮表鳥居 1基	湯島3-30-1	湯島天満宮
3	H6.3.22	求道会館 1棟	本郷6-20-5	(宗)求道会
4	H10.3.13	旧細川侯爵邸 (和敬塾本館) 1棟	目白台1-21-2	(公財)和敬塾

(2) 都指定有形文化財(考古資料)(1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S53.3.16	動坂遺跡出土品	本郷4-9-29	文京区 教育委員会

(3) 都指定有形文化財(古文書)(1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S52.4.5	上水記 1冊 附収納箱 一式	本郷2-7-1	東京都 (水道局)

(4) 都指定無形民俗文化財(民俗芸能)(1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S55.2.21	江戸の太神楽	文京区	江戸太神 楽保存会

(5) 都指定史跡(7件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	S9.5.16	西村茂樹墓	千駄木5-38-3	個人
2	S25.9.19	徳田秋声旧宅	本郷6-6-9	個人
3	S27.11.3	井上哲次郎宅跡	小石川3-20-11	文京区
4	S27.11.3	駒込名主屋敷	本駒込3-40-3	個人
5	S31.3.3	安井息軒墓	千駄木5-38-3	個人
6	S39.4.28	原氏墓所	本駒込3-19-4	洞泉寺
7	S51.1.16	動坂遺跡	本駒込3-18-4	文京区・ 東京都

(6) 都指定旧跡(17件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	T7.4.	同人社の跡	水道1-2-8付近	
2	T7.4.	切支丹屋敷跡	小日向1-24付近	
3	T7.4.	養育院跡	大塚4-24付近	
4	T8.10.	御茶の水	本郷3-1付近	
5	T11.6	近藤重蔵墓	向丘1-13-8	
6	T14.1	亮賢僧正墓	大塚5-40-1	護国寺
7	S4.5	平野金華墓	向丘2-38-3	蓮光寺
8	S12.9.22	朱舜水記念碑	弥生1-1	東京大学
9	S13.8	滝亭鯉丈墓	小日向1-4-11	称名寺
10	S14.12.2	沢宣嘉墓	小石川3-14-6	伝通院 (管理者)
11	S15.2	三條実美墓	大塚5-10-1	護国寺
12	S16.11	藤田東湖護母致命の処	後楽1-3-40付近	
13	S18.3.16	最上徳内墓	向丘2-38-3	個人
14	S25.9.9	森鷗外遺跡	千駄木1-23-4	文京区
15	S27.4.1	徳本行者墓	千石1-14-11	一行院
16	S27.11.3	幸田露伴宅跡	小石川3-17-16	個人
17	S27.11.3	石川啄木終焉の地	小石川5-11-7	個人

(7) 都指定名勝(1件)

No.	指 定 年月日	名 称	所在地	所有者 (管理者)
1	H10.3.13	旧安田楠雄邸庭園	千駄木5-20-18	(公財)日本ナショ ナルトラスト

4 国登録有形文化財(建造物) 50棟、2基、1対

令和5年3月31日現在

No.	指 定 年月日	名 称	所有者 (管理者)
1	H8.12.20	東京大学大講堂(安田講堂)1棟	本郷7-3-1
2	H10.9.2	弥生正緑館(渋谷家住宅洋館) 主屋 1棟	弥生1-2-3
3		弥生正緑館(渋谷家住宅洋館) 庭門 1棟	
4	H10.9.2	新町館(三宅家住宅) 1棟	白山1-29-5
5	H10.9.2	さかえビル 1棟	本郷3-38-10
6	H10.9.2	平野家住宅主屋 1棟	西片2-9-12
7		平野家住宅洋館 1棟	
8		平野家住宅蔵 1棟	
9		平野家住宅茶室 1棟	
10		平野家住宅門 1棟	
11		平野家住宅茶室門 1棟	
12	H10.9.2	橋本家住宅 1棟	西片2-8-11
13	H10.10.9	東京大学本郷正門及び門衛所 1棟	本郷7-3-1
14		東京大学工学部1号館 1棟	
15		東京大学法文1号館 1棟	
16		東京大学法文2号館 1棟	
17		東京大学法学部3号館 1棟	
18		東京大学工学部列品館 1棟	
19	H10.12.11	日本基督教団本郷中央教会 1棟	本郷3-37-9
20	H10.12.11	金澤家住宅主屋 1棟	西片2-2-7
21		金澤家住宅洋館 1棟	
22		金澤家住宅門及び塀 1棟	
23	H11.8.23	はん亭 1棟	根津2-12-15
24	H12.9.26	鳳明館本館 1棟	本郷5-10-5
25	H13.8.28	日本基督教団根津教会 1棟	根津1-19-6
26		日本基督教団根津教会門及び塀 1基	
27	H13.10.12	島蘭家住宅主屋 1棟	千駄木3-3-3
28	H14.6.25	棚澤書店 1棟	本郷6-18-12
29	H15.3.18	椿山荘三重塔 1棟	関口2-10-8
30	H15.3.18	瀬川家住宅(旧古市家住宅)主屋 1棟	本郷2-35-10
31		瀬川家住宅(旧古市家住宅)蔵 1棟	
32	H15.3.18	進開屋 1棟	千石2-30-6
33	H15.9.19	伊勢五主屋 1棟	千石3-38-9
34		伊勢五蔵 1棟	
35	H16.2.17	椿山荘残月 1棟	関口2-10-8
36	H16.6.9	日本聖公会東京教区東京諸聖徒 教会礼拝堂 1棟	千石2-18-4
37	H17.2.9	芦葉家住宅倉庫 1棟	千駄木3-9-1
38		芦葉家住宅門 1対	
39	H20.3.7	お茶の水女子大学本館 1棟	大塚2-1-1
40		お茶の水女子大学講堂 1棟	
41		お茶の水女子大学附属幼稚園 園舎 1棟	
42		お茶の水女子大学表門 1基	

No.	指 定 年月日	名 称	所有者
43	H22.4.28	田口家住宅主屋 1棟	西片2-10-14
44	H22.9.10	東京大学野球場観覧席・ダッグアウト及びフェンス 1棟	弥生1-1-1
45	H26.4.25	旧弘田家住宅主屋 1棟	弥生2-16-11
46		旧弘田家住宅門柱及びび塀 1棟	
47	H28.8.1	森博士の家 1棟	本駒込1-14-6
48	H29.6.28	山崎家住宅主屋 1棟	小石川5-19-29
49	H30.5.10	山脇家住宅主屋 1棟	千駄木3-7-11
50		山脇家住宅表門及びび塀 1棟	
51	R3.10.14	今井家住宅蔵 1棟	西片2-10-11
52	R3.10.14	日本基督教団弓町本郷教会 1棟	本郷2-35-14
53	R5.2.27	エチソウビル 1棟	本郷2-39-7

IV 図書寄贈者一覧

寄贈機関・団体(東京都)

(五十音順)

青山学院大学文学部史学科研究室 跡見学園女子大学地域交流センター 荒川区教育委員会荒川ふるさと文化館
伊郷吉信 板橋区教育委員会 板橋区立郷土資料館 (一財)地域創造 (一財)調布市武者小路実篤記念館
稲城市教育委員会 青梅市教育委員会 大田区教育委員会大田図書館 葛飾区教育委員会 株式会社イビソク
株式会社四門 株式会社 CEL 株式会社東京航業研究所 株式会社パスコ 株式会社武蔵文化財研究所
北区飛鳥山博物館 (公財)斯文会 (公財)新宿未来創造財団新宿区立新宿歴史博物館 (公社)日本文化財保護協会
江東区地域振興部 小金井市教育委員会生涯学習部 國學院大學博物館 国際文化財株式会社 国分寺市教育委員会
小平市教育委員会 品川区教育委員会 渋谷区産業観光文化部 昭和館 新宿区文化観光産業部 杉並区教育委員会
墨田区教育委員会 大成エンジニアリング株式会社 台東区文化産業観光部 台東区教育委員会
立川市歴史民俗資料館 調布市郷土博物館 調布市武者小路実篤記念館 千代田区教育委員会 千代田区地域振興部
東京学芸大学教育学部文化財科学分野考古学研究室 東京大学埋蔵文化財調査室 東京都江戸東京博物館
東京都教育庁地域教育支援部 東京都埋蔵文化財センター トキオ文化財株式会社 (特非)井草文化財研究所
(独)国立印刷局お札と切手の博物館 (独)国立公文書館 豊島区教育委員会 豊島区立郷土資料館 新島村博物館
日本大学史学会 練馬区地域文化部 練馬区立石神井公園ふるさと文化館 八王子市教育委員会 府中市教育委員会
府中市郷土の森博物館 府中市文化スポーツ部 文京区アカデミー推進部 町田市教育委員会生涯学習部
三鷹市スポーツと文化部 港区教育委員会 港区立郷土歴史館 武蔵野市教育委員会 (有)吾妻考古学研究所

寄贈機関・団体(東京都以外)

(五十音順)

会津若松市教育委員会 赤穂市立歴史博物館 市川市教育委員会 いわき市教育委員会 大手前大学史学研究所
緒方洪庵記念財団除痘館記念資料室 岡谷市教育委員会 金沢大学資料館 株式会社島田組 鎌ヶ谷市教育委員会
上峰町教育委員会 唐津市教育委員会 川口市遺跡調査会 川口市教育委員会 木更津市教育委員会
北上市教育委員会 北上市立埋蔵文化財センター 九州大学埋蔵文化財調査室 京都市文化市民局 近世陶磁研究会
(公財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター (公財)印旛郡市文化財センター (公財)かながわ考古学財団
(公財)元興寺文化財研究所 (公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター (公財)桜井市文化財協会
(公財)土岐市文化振興事業団 (公財)鳥取県教育文化財団 (公財)富山県文化振興財団
(公財)北海道埋蔵文化財センター (公財)八尾市文化財調査研究会
(公財)山口県ひとづくり財団山口県埋蔵文化財センター 桜井市立埋蔵文化財センター 静岡市観光交流文化局
静岡市教育委員会 静岡市埋蔵文化財センター 高槻市街にぎわい部 玉川文化財研究所 千曲市教育委員会
千曲市教育委員会歴史文化財センター 鶴ヶ島市遺跡調査会 東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科
富山県埋蔵文化財センター 豊橋市教育委員会 奈良大学文学部 花巻市教育委員会 飯能市教育委員会
飛騨市教育委員会 福井県教育委員会 福山市経済環境局文化観光振興部 藤岡市教育委員会 藤沢市教育委員会
富士見市遺跡調査会 富士見市教育委員会 船橋市教育委員会 船橋市飛ノ台史跡公園博物館 丸山雄二
瑞浪市教育委員会 本宮市教育委員会 (有)毛野考古学研究所 (有)楽浪文化財修理所
横浜市教育委員会 四街道市教育委員会 寄居町教育委員会

V 条例・基準・取扱要綱

1 文京区文化財保護条例

平成四年三月三十一日

条例第二十八号

東京都文京区文化財保護条例（昭和四十八年三月文京区条例第七号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 区指定文化財（第四条・第五条）
- 第三章 文化財の保護等（第六条—第十一条）
- 第四章 管理者の管理義務等（第十二条—第十七条）
- 第五章 文化財保護審議会（第十八条—第二十五条）
- 第六章 雑則（第二十六条—第二十八条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、文京区（以下「区」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて区民の文化向上に資するとともに、郷土文化の振興と発展に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- 二 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
- 三 有形民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- 四 無形民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- 五 史跡 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの
- 六 名勝 庭園、橋りょうその他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの
- 七 天然記念物 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの

（区等の責務）

第三条 区は、文化財が郷土の歴史、文化等の正しい理

解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを深く認識し、文化財の保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

- 2 区民は、文化財の保護に努めるとともに、区がこの条例の目的を達成するために行う施策に誠実に協力しなければならない。
- 3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が郷土にとって貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、文化的活用を努めなければならない。
- 4 文化財の所有者等以外の者で、文化財の保存に影響のある行為をしようとするものは、文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が文化財の保存に対し行う助言又は指導を尊重しなければならない。
- 5 教育委員会は、教育活動及び広報活動を通じて、文化財保護に関する知識の普及及び意識の高揚に努めるとともに、文化財の研究及び保護を行う自主的活動並びに地域文化活動の育成に努めなければならない。
- 6 教育委員会は、文化財について調査し、その所在及び保存状況を明らかにするよう努めなければならない。
- 7 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 区指定文化財

（指定）

第四条 教育委員会は、第二条に掲げるもののうち、区の区域内に存する文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）及び東京都文化財保護条例（昭和五十一年東京都条例第二十五号。以下「都条例」という。）の規定による指定を受けた文化財を除く。）で、区にとって特に重要なものを次の各号の文京区指定文化財（以下「区指定文化財」という。）に指定することができる。

- 一 文京区指定有形文化財
- 二 文京区指定無形文化財
- 三 文京区指定有形民俗文化財
- 四 文京区指定無形民俗文化財
- 五 文京区指定史跡
- 六 文京区指定名勝
- 七 文京区指定天然記念物

- 2 教育委員会は、前項第一号、第三号及び第五号から第七号までの文化財（以下「区指定有形文化財等」という。）を指定するに当たっては、当該区指定有形文化財等の所有者及びその権原に基づく占有者がある場合はその占有者（以下「所有者等」という。）に同意を

得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。

- 3 教育委員会は、第一項第二号及び第四号の文化財（以下「区指定無形文化財等」という。）を指定するに当たっては、当該区指定無形文化財等の保持に当たっている者又は団体の同意を得て、それらのものを当該区指定無形文化財等の保持者又は保持団体（以下「保持者等」という。）として認定しなければならない。
- 4 教育委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を告示し、所有者等又は保持者等（以下「管理者」という。）に通知するとともに、管理者に指定書又は認定書を交付しなければならない。
- 5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示のあった日からその効力を生ずる。
- 6 教育委員会は、区指定無形文化財等の指定をした後においても、当該区指定無形文化財等の保持者等として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者等として追加認定することができる。
- 7 前項による追加認定には、第四項及び第五項の規定を準用する。
(解除)

第五条 教育委員会は、区指定文化財が区指定文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、前条第一項の規定による指定を解除することができる。

- 2 区指定文化財が法又は都条例の規定による指定を受けたときは、前条第一項による指定は、解除されたものとする。
- 3 教育委員会は、区指定無形文化財等の保持者が心身の故障により保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の事由があるときは、前条第三項又は第六項の規定による認定を解除することができる。
- 4 区指定無形文化財等の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したときは、保持者等の認定は解除されたものとする。
- 5 教育委員会は、前各項の規定による指定又は認定の解除をしたときは、その旨を告示し、管理者に通知しなければならない。
- 6 管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに指定書又は認定書を教育委員会に返付しなければならない。
- 7 第一項及び第三項の規定による指定又は認定の解除は、第五項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

第三章 文化財の保護等

(保存地域の指定)

第六条 教育委員会は、区指定文化財保存のため必要があると認めるときは、その管理者の同意を得て、地域を指定して一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(管理等に関する勧告等)

第七条 教育委員会は、区指定文化財の管理等に関して必要と認めるときは、その管理等について勧告又は助言をすることができる。

(報告及び立入調査)

第八条 教育委員会は、必要があると認めるときは、管理者に対し区指定文化財の管理等若しくは公開につき報告を求め、又は立入調査の承諾を求めることができる。

(補助金の交付等)

第九条 区は、区指定文化財その他の文化財の管理者に対して、管理若しくは修理又はその保存につき多額の経費が必要と認められる場合その他特別の事情があるときは、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理若しくは修理又はその保存に関し必要な事項を指示することができる。

(奨励金の交付)

第十条 区は、文化財の保護を奨励するため、区指定文化財の管理者に対して、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

(補助金の返還等)

第十一条 区は、第九条の規定による補助金の交付を受ける管理者が、次の各号の一に該当するに至った場合、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該管理者に対し既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 一 管理等に関し、この条例又は教育委員会規則に違反したとき。
- 二 補助金交付の条件に従わなかったとき。
- 三 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- 四 不正の手續により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

2 前条の規定による奨励金については、前項の規定を準用する。

第四章 管理者の管理義務等

(管理者の管理義務及び管理責任者の選任)

第十二条 区指定文化財の管理者は、この条例並びに別に定める教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、当該区指定文化財の管理をしなければならない。

2 区指定文化財の管理者は、特別の事由があるときは、自己に代わり当該区指定文化財の管理に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 管理者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(届出事項)

第十三条 区指定有形文化財等の所有者等は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- 一 区指定有形文化財等について所有権その他の財産権に異動を生じたとき。
- 二 区指定有形文化財等が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗難にあったとき。
- 三 区指定有形文化財等の所在地を変更しようとするとき。
- 四 所有者等が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 五 区指定有形文化財等の保存の方法を変更しようとするとき。
- 六 区指定有形文化財等を修理し、又は復旧しようとするとき。

2 区指定無形文化財等の保持者等又はその関係者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- 一 区指定無形文化財等の保持者が氏名、芸名若しくは雅号又は住所を変更したとき。
- 二 区指定無形文化財等の保持団体が名称若しくは事務所の所在地を変更し、又はその構成員に異動を生じたとき。
- 三 区指定無形文化財等の保持団体の代表者に変更があつたとき。
- 四 区指定無形文化財等の保持者に当該区指定無形文化財等の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。
- 五 区指定無形文化財等の保持者が死亡したとき。
- 六 区指定無形文化財等の保持団体が解散したとき。
(現状変更等の協議)

第十四条 区指定有形文化財等に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、所有者等が通常の維持の範囲又は非常災害の緊急措置により区指定有形文化財等の現状変更等を行う場合は、協議を要しない。ただし、緊急措置により現状変更等を行った場合は、事後に教育委員会に届け出なければならない。
- 3 教育委員会は、第一項の規定による協議があつたときは、区指定有形文化財等の保存に必要な指導をすることができる。
- 4 第一項及び前項の規定による協議が調う前に現状変更等に着手したとき又は現状変更等をしたときは、教育委員会は、当該現状変更等の中止又は現状回復を求めることができる。
(公開)

第十五条 管理者は、その管理に係る区指定文化財について、でき得る限り公開するように努めなければならない。

- 2 教育委員会は、区指定文化財の管理者に対し、六月

以内の期間に限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、その区指定文化財の提供を求めることができる。

- 3 前項の規定による提供に要する費用は、区の負担とする。
- 4 第二項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該区指定文化財が損傷し、又は滅失したときは、区は、管理者に対し通常生ずべき損失を補償する。ただし、管理者の責めに帰すべき事由又は天災等により、損傷し、又は滅失した場合は、この限りでない。
(有償譲渡の場合の届出等)

第十六条 区指定有形文化財等の所有者等は、当該区指定有形文化財等を有償で譲渡しようとする場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- 2 所有者等が、補助金の交付を受けた区指定有形文化財等を他人に有償で譲り渡した場合は、当該補助金から補助による管理等が行われた以後管理等のために自己の費した金額を控除して得た金額を区に納付しなければならない。ただし、区指定有形文化財等を区に譲り渡した場合その他特別の事情があるときは、区は、納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 3 前項に規定する当該補助金とは、補助金の額を、その区指定有形文化財等につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、その耐用年数から管理等を行った日以後有償譲渡の日までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額をいう。
(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第十七条 区指定有形文化財等の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該区指定有形文化財等に関し、この条例に基づいて行う教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者等は、当該区指定有形文化財等の引渡しと同時にその指定書を新所有者等に引き渡さなければならない。

第五章 文化財保護審議会

(設置)

第十八条 教育委員会に文京区文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第十九条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保護及び文化財保護活動の育成に関する重要事項を調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。

(審議会への諮問)

第二十条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- 一 区指定文化財としての指定及びその指定の解除
- 二 区指定無形文化財等の保持者等の認定及びその

認定の解除

三 保存地域の指定及びその指定の解除

四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第二十一条 審議会は、文化財に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する委員十人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第二十二条 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第二十三条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十四条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第二十五条 専門的事項を調査研究するため、審議会に部会を置くことができる。

第六章 雑則

(文化財調査員)

第二十六条 文化財について、その所在及び保存状況を調査するとともに、文化財保護のための指導等を行うため、教育委員会に文京区文化財調査員を置く。

2 文京区文化財調査員は、非常勤とする。

(標識等の設置)

第二十七条 教育委員会は、管理者の同意を得て、区指定文化財の保存に必要な標識その他の施設を設置し、管理者に管理させることができる。

(委任)

第二十八条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都文京区文化財保護条例第四条の規定により指定されている区指定文化財は、この条例第四条の規定による区指定文化財として指定されたものとみなす。

2 文京区文化財指定基準

昭和五十四年四月二日

文教委告示第一号

改正 平成四年四月一日文教委告示第一一一号

東京都文京区文化財指定基準（昭和四十八年四月文京区教育委員会告示第八号）の全部を次のように改正する。

文京区文化財指定基準

文京区文化財保護条例（平成四年三月文京区条例第二十八号）第四条第一項の規定に基づき、文京区教育委員会が行う文化財の指定は、この文京区文化財指定基準により行う。

第一 区指定有形文化財

一 建造物

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（石塔、鳥居等）の建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で、建築的技法になるもののうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 意匠的又は技術的に優秀なもの

イ 歴史的又は学術的価値の高いもの

ウ 流派的又は地域的特色において顕著なもの

二 絵画、彫刻、工芸品

(一) 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの

(二) 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要と認められるもの

(三) 題材、品質、形状、形態又は技法等の点で特色があり、意義の深いもの

(四) 流派的又は地域的特色において顕著なもの

三 書跡・典籍

(一) 書跡類のうち書道史上重要と認められるもの

(二) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要と認められるもの

(三) 典籍類のうち版本類（版木を含む。）は、印刷史上重要と認められるもの

(四) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

(五) 書跡類、典籍類で流派的又は地域的特色において顕著なもの

四 古文書

(一) 古文書類のうち歴史上重要と認められるもの

(二) 日記、記録類（絵図又は系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要と認められるもの

(三) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの

(四) 古文書類、日記、記録類等で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

(五) 近世及び近代の古文書、日記、記録類等で

町村制度、年貢、土地、諸産業、工事、支配、戸口、交通、交易、宗教、凶災、教育、文化等に係るもので、地域的又は学術的価値の高いもの

五 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は区の歴史上重要と認められるもの

六 歴史資料

(一) 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの

(二) 歴史上重要な人物に関する遺品のうち地域的又は学術的価値の高いもの

(三) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、地域的又は学術的価値の高いもの

第二 区指定無形文化財

一 芸能

(一) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値の高いもの

イ 芸術史上重要な地位を占めるもの

ウ 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、流派的又は地域的に特色があるもの

(二) (一)の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

二 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値の高いもの

イ 工芸史上重要な地位を占めるもの

ウ 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地域的的特色が顕著なもの

第三 区指定有形民俗文化財

(一) 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において、区民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等

ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具等

エ 交易に用いられるもの 例えば、計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等

オ 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等

カ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、若者宿等

キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、歴類、卜占用具、医療用具、教育施設等

ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等

ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等

コ 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節句用具、盆用具等

(二) (一)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次のアからオまでのいずれかに該当し、区民の生活文化を知る上で重要と認められるもの

ア 歴史的変遷を示すもの

イ 時代的特色を示すもの

ウ 地域的特色を示すもの

エ 生活階層の特色を示すもの

オ 職能の様相を示すもの

第四 区指定無形民俗文化財

(一) 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し、重要と認められるもの

ア 由来、内容等において区民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で、芸能の基盤を示すもの

(二) 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、重要と認められるもの

ア 芸能の発生又は成立を示すもの

イ 芸能の変遷の過程を示すもの

ウ 地域的特色を示すもの

第五 区指定史跡

次に掲げる遺跡のうち歴史の正しい理解のため重要なもの

ア 集落関係遺跡(住居跡、貝、石器製造跡、配石遺構等)、生産関係遺跡(条里跡、窯業遺跡、製鉄遺跡等)、埋葬関係遺跡(方形周溝墓、古墳、横穴等)等

イ 国郡庁跡、役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治、軍事に関する遺跡

ウ 社寺等の跡又は旧域、経塚、修法壇、十三塚、磨崖仏その他祭祀、信仰に関する遺跡

エ 屋敷跡(大名屋敷、旗本屋敷、代官屋敷、名主屋敷等の跡)、町屋跡、居宅跡等

オ 聖廟、郷学、私塾、学校、文庫その他教育学芸に関する遺跡

カ 葉園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡

キ 街道、関跡、関所跡、番所跡、木戸跡、一里塚、宿場跡、渡舟場跡、堤防、牧跡、猪垣、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡

ク 墓並びに碑

ケ 由緒ある旧宅、園池、井泉、樹木等

コ 外国及び外国人に関する遺跡

サ 著名な伝説地及び特に由緒ある地域

第六 区指定名勝

次に掲げるもののうち風致景観の優秀なもので古くから名所として知られているもの又は芸術的若しく

は学術的価値の高いもの

- ア 公園、庭園等
- イ 橋梁、築庭等
- ウ 花樹、草花、紅葉等の叢生する場所
- エ 鳥、獣、魚、虫等の生息する場所
- オ 岩石、洞穴
- カ 峡谷
- キ 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- ク 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- ケ 火山、温泉
- コ 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- サ 展望地点

第七 区指定天然記念物

一 動物

次に掲げる動物のうち学術上貴重で、区の自然を記念するもの

- ア 日本特有の動物で著名なもの及びその生息地
- イ 学術上保存を必要とするもの及びその生息地
- ウ 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- エ 特に貴重な動物の標本

二 植物

次に掲げる植物のうち学術上貴重で、区の自然を記念するもの

- ア 名木、巨樹、老樹、畸形樹、栽培植物の原木、並木、社叢
- イ 代表的な原始林、稀有の森林植物相
- ウ 池泉、温泉、湖沼、河、海等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- エ 代表的な植物帯及び特異地域の植物群落
- オ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- カ 植物分布の顕著な限界地
- キ 栽培植物の顕著な自生地
- ク 稀有又は絶滅の恐れがある植物の自生地

三 地質鉱物

次に掲げる地質鉱物のうち学術上貴重で区の自然を記念するもの

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 地質の整合及び不整合
- ウ 地層の褶曲及び衝上
- エ 地震断層など地塊運動に関する現象
- オ 洞穴
- カ 岩石の組織
- キ 温泉及びその沈澱物
- ク 風化及び侵蝕による地質現象
- ケ 生物の働きによる地質現象
- コ 硫気孔及び火山活動によるもの
- サ 氷雪霜の営力による現象
- シ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

四 天然保護区域

保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

3 文京区埋蔵文化財取扱要綱

平成 17 年 5 月 26 日
17 文教生文第 114 号
教育長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく、埋蔵文化財に関する事務を円滑に実施することにより、文京区内における文化財の保存及び活用を図るとともに、区民の文化の向上と発展に貢献することを目的とする。

(対象)

第 2 条 文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が埋蔵文化財の発掘調査対象とするものは、次の各号のとおりとする。

- (1) 原始・古代から近世までに属する遺跡とする。
- (2) 近代・現代に属する遺跡は、地域の歴史の理解に欠くことのできない遺跡等特に定めるものは対象とすることができる。

(試掘調査の実施等)

第 3 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する土地（以下「対象地」という。）において開発しようとする者（以下「開発者」という。）に対して、試掘調査の実施を指導するものとする。

- (1) 文化財保護法第 93 条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内の土地
 - (2) 対象敷地面積が 1,000㎡以上の土地
 - (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地に近接（10 m 以内）している土地
- 2 試掘調査の計画、実施に当たっては、開発しようとする者にその目的と必要性を説明し、十分な理解と協力を求めるものとする。
- 3 試掘調査は、対象地の総面積の概ね 5 % について実施するものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、前 3 項に規定する試掘調査に代えて工事中の立会いを行うものとする。
- (1) 対象地が狭小で通常の試掘調査が実施できない場合
 - (2) 埋蔵文化財を損壊しない範囲内で工事が計画されている場合
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、開発者に対して慎重工事を指導するものとする。
- (1) 対象地においてすでに発掘調査が実施されている場合
 - (2) 対象地において過去の試掘調査の結果、埋蔵文化財が存在しないことが確認されている場合
- (指導及び助言)
- 第 4 条 教育委員会は、試掘調査等により遺跡が確認された場合においては、開発者に対して埋蔵文化財保護措置のための必要な指導及び助言を行うものとする。
- (発掘調査)
- 第 5 条 教育委員会は、文化財保護法第 93 条第 1 項、

第94条第1項、第96条第1項及び第97条第1項の規定により届出又は通知の提出があったときは、開発者と協議を行い、工事計画等を調整の上、調査の規模、期間、内容及び方法等を決定し、発掘調査の実施を指導するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく発掘調査に関する調査指導及び監督を行うものとする。

(埋蔵文化財発掘調査指導会議の設置)

第6条 教育委員会は、前条の規定に基づく発掘調査の円滑な実施に資するため、文京区埋蔵文化財発掘調査指導会議(以下「指導会議」という。)を設置することができる。

2 教育委員会は、指導会議に次の事項について参考意見を聴取することができる。

(1) 特に重要な遺構・遺物の発掘・整理調査及び進捗状況

(2) その他、発掘調査を円滑に実施するために必要な事項

3 指導会議の組織及び運営に関しては、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

(出土品の取扱い)

第7条 第5条の発掘調査等による出土品の保存及び活用のための取扱基準は、教育長が別に定める

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年5月26日から施行する。

文京区文化財年報

令和4(2022)年度

令和 6 年 3月29日発行

印刷物番号 L0123064

編集・発行 文京区教育委員会
教育推進部教育総務課
〒112-8555

文京区春日一丁目16番21号

印刷 株式会社カネヨシ印刷

頒布価格 1,490円